

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月28日

【会計年度（又は事業年度）】 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日

【発行者の名称】 中米経済統合銀行
(Central American Bank for Economic Integration)

【代表者の役職氏名】 ダンテ・アリエル・モッシ・レイエス
(Dante Ariel Mossi Reyes)
総裁
(Executive President)

【事務連絡者氏名】 弁護士 多賀大輔
同 瓜生和也
同 河田健太郎
同 大内美穂

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

- (注) 1. 別段の記載がある場合又は文脈上別意に解されない限り、本書において「当行」、「発行者」及び「CABEI」は、中米経済統合銀行を指す。
2. 本書中の「米ドル」及び「US\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を指す。2022年6月1日現在、株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売買相場の仲値は、1米ドル=128.93円である。
3. CABEIの事業年度は暦年である。
4. CABEIの機能通貨は米ドルである。米ドル以外の通貨で表示されるCABEIの資産及び負債は、当該財務書類の作成日現在の為替レートで米ドルに換算され、米ドル以外の通貨によるCABEIの収益及び費用は、当該取引時の為替レートで米ドルに換算される。
CABEIは、アメリカ合衆国で一般に認められる会計原則（以下「米国会計基準」という。）に準拠して、その財務書類を作成している。
5. 本書中の計数は四捨五入されているため、合計が計数の総和に一致しない可能性がある。

6. 本書には将来の見通しに関する記述が含まれている。「第3-3-(4)業務の概況 - 財政状態及び経営成績に関する経営陣による検討及び分析」及び「第3-3-(4)業務の概況 - 事業」等、本書に記載されている将来事項又は予想に関する記述及び特定の記述を含む歴史的事実以外の記述は、すべて将来の見通しに関する記述である。「目的とする」、「場合がある」、「予定である」、「予想する」、「見込む」、「確信する」、「将来」、「継続する」、「希望する」、「見積る」、「計画する」、「意図する」、「すべきである」、「するものとする」又はこれらの否定形若しくは変形、並びにその他歴史的事実でない事項に関する記述は、見通しに関する記述となり、又は見通しに関する記述となる場合がある。CABEIは、これらの見通しに関する記述を、将来の出来事及び財務成績に関する経営陣の現在の見解に基づいて作成している。これらの見解は、CABEIの経営幹部の最善の判断を反映しているが、実際の業績がCABEIの見通しに関する記述における業績予想及び過去の実績、業績又は成績と大きく異なることとなる複数のリスク及び不確定要因を含んでいる。CABEIの実際の業績がその見通しに関する記述における業績と大きく異なることとなる重要な要因として、特に以下のものがある。
- ・ CABEIの事業は、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域並びに地域外加盟国・地域において将来経済及び政治の情勢が悪化した場合、影響を受ける可能性がある。
 - ・ CABEIは、通貨切下げ、為替管理又は格付けの引下げにより悪影響を受ける可能性がある。

第1【募集（売出）債券の状況】

募集債券

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計 年度末の 未償還額	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融商品 取引業協会名
第4回中米経済統合銀行 円貨債券（2015）	2015年12月	45億円	なし	45億円	なし

売出債券

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計 年度末の 未償還額	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融商品 取引業協会名
中米経済統合銀行2021年8 月26日満期豪ドル建債券	2017年8月	36,700,000 豪ドル	36,700,000 豪ドル		なし
中米経済統合銀行2021年8 月26日満期南アフリカ・ラ ンド建債券	2017年8月	328,700,000 南アフリカ・ ランド	328,700,000 南アフリカ・ ランド		なし
中米経済統合銀行2022年9 月15日満期米ドル建債券	2018年9月	12,330,000 米ドル	なし	12,330,000 米ドル	なし
中米経済統合銀行2022年9 月15日満期ニュージーラン ド・ドル建債券	2018年9月	30,300,000 ニュージーランド ・ドル	なし	30,300,000 ニュージーランド ・ドル	なし

第2【外国為替相場の推移】

(1)【最近5年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

南アフリカ・ランド貨、豪ドル貨、米ドル貨及びニュージーランド・ドル貨と本邦通貨との間の為替相場は、日本国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の会計年度において掲載されているため、記載を省略する。

(2)【当会計年度（又は事業年度）中最近6月間の月別為替相場の推移】

同上

(3)【最近日の為替相場】

同上

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当事項なし。

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし。

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1)【設立】

設立、目的及び沿革

CABEIは、グアテマラ共和国、エルサルバドル共和国、ホンジュラス共和国及びニカラグア共和国の間の国際協定である1960年12月13日付基本協定（以下その後の改正も含み、「基本協定」という。）に定める条項によって統制され、法人格を有する多国間の国際的な開発金融機関として1960年に設立された。コスタリカ共和国は、1963年に基本協定の当事国となった。この5ヵ国（以下「設立加盟国」又は「中米諸国」と総称する。）は、2021年12月31日現在、CABEIの授権資本の51%且つ払込資本の52.6%を保有している。2021年12月31日現在、CABEIの応募済資本及び払込資本はそれぞれ6,883.1百万米ドル及び1,272.3百万米ドルであり、設立加盟国、パナマ共和国、ドミニカ共和国及びベリーズ（以下「設立加盟国でない地域内加盟国」と総称する。）、並びにメキシコ合衆国、中華民国（台湾）、アルゼンチン共和国、コロンビア共和国、スペイン王国、キューバ共和国及び大韓民国（以下「地域外加盟国・地域」と総称する。）を含む全ての加盟国・地域（以下「加盟国・地域」という。）によって保有されている。「(2)資本構成 - 資本構造」を参照のこと。

1989年9月2日にニカラグア共和国マナグア市で調印された改定議定書に従った基本協定の改定により、評議会が承認した規則に従ってその承認を受けることを条件として、その他の国が基本協定に参加することが認められた。その結果、メキシコ合衆国、中華民国（台湾）、アルゼンチン共和国、コロンビア共和国、スペイン王国、パナマ共和国、ドミニカ共和国、ベリーズ、キューバ共和国及び大韓民国が基本協定に参加した。「(2)資本構成」を参照のこと。

2015年2月12日、CABEIの評議会は、優先債権者としての地位及びCABEIに対する加盟国・地域の支援の強化並びに資本基盤の強化の継続、CABEIの貸付ポートフォリオの多様化の促進並びに中米統合機構（以下「SICA」という。）との提携を反映したガバナンス構造の構築のために、CABEIの基本協定及び関連規則の一定の改定を採択した。改定時の基本協定に定められた要件に従い、コスタリカ共和国の立法議会は、「CABEIの基本協定の改定に関する法律第9350号」の制定により、かかる改定を承認した。当該法律は、2016年3月8日付官報ラ・ガセタにおける公布によって、コスタリカ法に基づき発効した。これに伴い、同日付でCABEIは、全ての加盟国・地域に対し上記改定を公式に通達した。上記の改定は、かかる公式通達日から3ヵ月後の2016年6月9日付で発効した。

上記の基本協定の改定に従って、評議会はまた、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域となるための手続を定める内部規則に係る一定の修正を採択し、当該修正は2016年6月9日に効力を発生した。かかる改定の結果、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域となることにより、かかる国の公共部門及び民間部門の法人は、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域の経済統合と均衡のとれた経済及び社会の発展を促進するプロジェクトへ拠出する資金をCABEIから借り入れることが可能となる。同様に、評議会が公布するCABEIの内部規則の規定に基づき、CABEIは地域外加盟国・地域のプログラム及びプロジェクトを支援することもできる。

CABEIは、基本協定の定めに従って、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域の経済の統合と均衡のとれた経済及び社会の発展を促すことを目的とする。CABEIの主要な事業活動は、その目的を推進するため、設立加盟国の公共部門及び民間部門の借主に対し、主として米ドル建ての貸付けを行うことである。また、基本協定及び内部規則の改定により、CABEIは設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の公共部門及び民間部門の借主に対しても、貸付けを行うことが認められている。ただし、後者については設立加盟国でない地域内加盟国又は地域外加盟国・地域となる条件としてCABEIが制定した手続に従うものとする。「(2)資本構成 - 資本構造 - ()設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域」を参照のこと。

CABEIはまた、主として設立加盟国の公共部門及び民間部門の団体の債券又は持分に投資を行うファンドに投資し、また、設立加盟国における様々な開発プログラムの実施を担っている。CABEIは、ファンドへの投資活動は事業全般から見て副次的なものであると考えており、かかる活動が将来大幅に増加することは予想していない。

CABEIの本店はホンジュラスのテグシガルパに所在し、支店は各設立加盟国、パナマ共和国、ドミニカ共和国及び中華民国（台湾）に所在する。

基本協定は、評議会がCABEIの最高機関であり、理事会がCABEIの方針の決定及び事業の指揮について責任を負うことを定めている。

CABEIは、運営資金を多くの資金源から調達しており、かかる資金源には、銀行、多国籍金融機関並びに譲渡性預金、米国のコマーシャル・ペーパー、私募債及び公募債の購入者が含まれる。「(4)業務の概況 - 事業 - ()金銭債務」を参照のこと。

CABEIの債務は、現加盟国・地域により保証されておらず、また、今後も将来の設立加盟国でない地域内加盟国又は地域外加盟国・地域により保証されることはなく、かかる国々はCABEIの債務に一切責任を負わない。

法的地位

CABEIは、基本協定に定める条項によって統制され、法人格を有する多国間の国際的な開発金融機関であり、契約の締結、資産の取得及び処分並びに法律行為をなす権限を持った法人格を有する。基本協定は、各加盟国・地域の立法機関により批准されている。

CABEIは、加盟国・地域の領域において以下の特権及び免責が付与されている。

- ・ CABEIの資産及び財産は、没収、押収、差押え、留置、競売、破産又は終局判決のないその他の形態の差押え若しくは奪取から免除されている。
- ・ CABEIの資産及び財産は、公的な国際財産とみなされ、捜査、接収、没収、収用又は行政手段及び法的手段によるその他の形態の差押え若しくは奪取から免除されており、且つ、いかなる性質の制約、規制、統制又はモラトリアムも受けない。
- ・ CABEI、その収入、財産及びその他の資産、並びに基本協定に従って遂行される事業及び取引は、加盟国・地域による一切の税金及び関税その他類似の課徴金を免除されており、加盟国・地域の中央銀行による規制（支払準備規制及び通貨の兌換性及び移転性に関する規制を含む。）の対象とされない。
- ・ 大韓民国に関して以下に述べる場合を除き、CABEIにより発行された負債性証券又は有価証券（それに付される配当又は利息を含む。）には、いかなる租税も課されず、担保権も設定されない。大韓民国は、(a)CABEIにより発行又は保証された負債性証券又は有価証券に関する韓国居住者の所得並びに(b)CABEIが大韓民国の国民及び居住者である職員に支払う給与及び報酬に関して、課税する権利を保持している。

CABEIは設立加盟国でない地域内加盟国又は地域外加盟国・地域となる国の領域内において、同様又はそれ以上の特権及び免責を付与される。

本邦との関係

CABEIは、これに相当する日本の開発機関である旧日本輸出入銀行（現国際協力銀行（以下「JBIC」という。））を通じて、日本との間に約40年間にわたる関係を構築してきた。この間、CABEIに対する総額1,017.0百万米ドル相当の貸付けが承認された。具体的には、合計13本の融資契約が調印され、このうち8本が日本に由来する商品及びサービスの輸入を条件とする融資（タイドローン）であり、残りの5本は、これによる商品及びサービスの由来とは無関係に中米における開発プロジェクトに対して行われる融資（アンタイトローン）であった。直近のアンタイトローンは、2018年11月6日に調印された100百万米ドル相当額の融資契約である。この契約の主たる目的は、確実に温室効果ガスを効果的に削減するプロジェクトに融資することであった。直近の輸出入融資契約（タイドローン）は、2013年4月17日に調印された50百万米ドルの融資契約である。JBICとCABEIは、かかる融資限度額の枠内で提供される金融サービスの振興策について合意している。

最近の動向

キューバ共和国

CABEIは現在、評議会に15名の評議員及び15名の代理評議員を、理事会に12名の理事及び1名の代理理事を有している。キューバ共和国がCABEIの地域外加盟国・地域に加盟したことにより、上記の評議員及び代理評議員の中に、CABEIは評議会にキューバの評議員及びキューバの代理評議員を有している。加えて、CABEIは、キューバ共和国の国民である理事1名を理事会に追加する予定である。さらに、かかる理事には、キューバ共和国の国民である補佐官が付く予定である。

キューバ共和国はCABEIの株式又は資本全体の1%未満を保有している。CABEIは、かかる数値が実質的に変動することはないと予想している。

キューバ共和国又はCABEIの唯一のキューバ理事のいずれも、CABEIの決定又は行動を管理する地位に就くことはない。

CABEIは、キューバ共和国に支店又はその他施設を置いておらず、今後開設する予定もない。

CABEIは、キューバ共和国及びキューバ国民が関与する全ての活動を区別する「リング・フェンシング」政策を採用し、実施している。したがって、CABEIとキューバ共和国との間の全ての取引は、米国の管轄下にある者の関与及び米ドル又は米国金融システムの利用（米ドルによる取引の収益を含む。）を防止するために、「リング・フェンシング」構造の中で行われる。

2021年1月11日、アメリカ国務省は、キューバをテロ支援国家（以下「SST」という。）に指定した。このSSTへの指定の結果、キューバは、米国人のSSTの政府との金融取引を禁止する米国財務省外国資産管理室（以下「OFAC」という。）のテロリスト政府制裁規則の対象となる。また、CABEIの既存のキューバ・リング・フェンス手順は、テロリスト政府制裁規則への違反の可能性を回避するために資するものでもある。

ニカラグア

CABEIの基本協定に基づき、各加盟国・地域は、評議員1名及び代理評議員1名を就任させる権利を有しており、それらの者は区別なく経済大臣、財務大臣若しくは中央銀行総裁若しくはそれらを代理して行為する者、又はそれぞれの国・地域の国内法に基づく代表権限を有する者となり得る。しかしながら、上記の評議員及び代理評議員はCABEIの従業員ではなく、CABEIの日常的意思決定又は業務に関与していない。

2020年5月22日、ニカラグアの評議員であるイヴァン・アドルフォ・アコスタ・モンタルバン氏が、ニカラグアの財務・公的信用大臣としてニカラグア政府の現職の公人であるとして、OFACにより特別指定者（以下「SDN」という。）に指定された。

2021年6月9日、ニカラグアの評議員代理であるレオナルド・オヴィディオ・ライ・ラミレス氏が、ニカラグアのバンコ・セントラル・デ・ニカラグア（以下「BCN」という。）の総裁としてニカラグア政府の現職の公人であるとして、OFACによりSDNに指定された。

その結果、各人のすべての財産及び財産上の利益は遮断され、いずれか1人でも関与する米国の司法権の対象となる取引は概して禁止されている。

アコスタ氏及びライ氏のCABEIへの唯一の関与は、それぞれニカラグア共和国を代表する評議員及び評議員代理としてのものであり、CABEIの日常的な業務には一切関与していない。CABEIは、個人の資格におけるアコスタ氏又はライ氏のいずれとも一切の活動又は取引を行っていない。

SDNへの指定の結果、CABEIは直ちに、CABEIがアコスタ氏及びライ氏を署名者とするいかなる合意書又は契約書も締結することのないよう確実にすることを含め、アコスタ氏及びライ氏が関わる今後の活動を処理しないようにする措置を取った。

CABEIは、ニカラグアの財務・公的信用省（以下「MHCP」という。）の代表者としてアコスタ氏が関与することを防止するため、CABEIとニカラグア共和国との間のすべての貸付金及び助成金から同氏を隔離するための追加の措置を取っている。この意味で、CABEIとニカラグア共和国の間の貸付金及び助成金に関してMHCPを代表する人物は、SDNではない。かかる目的のために、本日に至るまで、ニカラグア共和国は、MHCPの署名者としてブルーノ・マウリシオ・ガヤルド・パラヴィシーニ氏を指名した。

CABEIは、BCNの代表者としてライ氏が関与することを防止するため、CABEIとBCN間のすべての貸付金及び助成金から隔離するための追加の措置を取っている。この意味で、CABEIとBCNの間の貸付金及び助成金に関してBCNを代表する人物は、SDNではない。かかる目的のために、本日に至るまで、BCNはマガリー・マリア・サーエンス・ウロア氏をBCNの署名者として任命している。

最後に、当行は、OFACがニカラグア共和国政府、MHCP及びBCNに対し制裁を科していないため、米国人はMHCP及びBCNを含むニカラグア政府が利害関係を有する取引に関与することを禁止されていないと認識している。

(2)【資本構成】

資本構成

次の表は、2021年12月31日現在のCABEIの資本構成を示したものである。本書に記載された事項を除き、同日以降CABEIの資本構成に重大な変更は生じていない。この表は、本書に記載のCABEIの財務書類と併せて読まれるべきであり、2021年12月31日に終了した事業年度の財務書類を参照することによって全体として意味を持つものである。

	2021年12月31日現在 (単位：千米ドル)
債務	
借入金	1,339,743
コマーシャル・ペーパー・プログラム	64,999
債券	6,919,394
譲渡性預金及び投資証券	1,744,052
債務合計	10,068,188
資本	
払込資本	1,272,308
一般準備金	2,487,795
利益剰余金	92,506
その他の包括利益累計額	(58,594)
資本合計	3,794,015
合計	13,862,203

資本構造

()概要

2020年12月31日現在、CABEIの授権資本は7,000百万米ドルであり、そのうち3,570.0百万米ドルを設立加盟国が保有し、3,430.0百万米ドルを設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域が保有している。CABEIの発行済株式は以下の3つの主要なシリーズに分類されている。「A」シリーズ株式は、設立加盟国のみ応募可能であり、1株当たりの額面金額を10,000米ドルとする最大357,000株で構成される。「B」シリーズ株式は、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域は応募可能であり、1株当たりの額面金額を10,000米ドルとする最大343,000株で構成される。「C」シリーズ株式は、「A」シリーズ及び「B」シリーズ株式の株主を受益者として、額面金額を0として発行され、「A」シリーズ及び「B」シリーズ株式の実際の価値と株式の名目上の価値とを一致させるという目的を有しており、評議会で規制される定期的な比例割当制度によって発行される。

2021年12月31日現在で、設立加盟国は合計3,570.0百万米ドルの株式に同額ずつ応募しており、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域は3,313.1百万米ドルについて応募している。残りの116.9百万米ドルについては応募が可能である。

「A」シリーズ及び「B」シリーズ株式の株主に対して「E」シリーズ証書もまた発行されており、1株当たりの額面金額は10,000米ドルである。これはCABEIに対する資本拠出金に帰属する利益剰余金を認識するためのものである。これらの証書は議決権を付与せず、譲渡してはならない。「E」シリーズ証書は、「A」シリーズ株式及び「B」シリーズ株式の株主により、CABEIによって利用可能とされた応募済みでない授権資本株式に係る新規株式の応募について、支払期限が到来した金額の全額又は一部の支払いに使用することができる。新規株式の応募に使用されなかった「E」シリーズ証書は、CABEIの一般準備金の一部となる。

CABEIは、加盟国・地域に対し請求払資本の全部又は一部の支払いを要求したことはなく、また、かかる要求をすることなく債務及び保証を返済することができると思込んでいるため、現時点ではかかる要求をする計画もない。

2015年2月12日、CABEIの評議会は、優先債権者としての地位及びCABEIに対する加盟国・地域の支援の強化並びに資本基盤の強化の継続、CABEIの貸付ポートフォリオの多様化の促進並びにSICAとの提携を反映したガバナンス構造の構築のために、CABEIの基本協定及び関連規則の一定の改定を採択した。改定時の基本協定に定められた要件に従い、コスタリカ共和国の立法議会は、「CABEIの基本協定の改定に関する法律第9350号」の制定により、かかる改定を承認した。当該法律は、2016年3月8日付官報ラ・ガセタにおける公布によって、コスタリカ法に基づき発効した。これに伴い、同日付でCABEIは、全ての加盟国・地域に対し上記改定を公式に通達した。上記の改定は、かかる公式通達日から3ヵ月後の2016年6月9日付で発効した。

上記の改定に伴い、2015年2月12日、CABEIの評議会は、CABEIの資本構成のうち、パナマ共和国及びドミニカ共和国の株主持分をそれぞれ197.4百万米ドル増加させ、出資合計を各国につき256.0百万米ドルとする旨の両国による請求を承認した。パナマ共和国の株主持分の増加は、追加出資に伴う払込資本の初回分を同国が支払った2016年9月16日に発効した。ドミニカ共和国の追加出資に関しては、払込資本の初回分を受領した2017年5月12日に発効した。両国の株主持分の増加によって、4年間にわたり総額98.2百万米ドルのCABEIへの新規の現金払資本が生じた。2019年度中、CABEIは、上記の資本出資によって受け取る98.2百万米ドル全額を受領した。

2016年11月9日、CABEIはベリーズの特別資本拠出金を「B」シリーズ株式に転換し、これによってベリーズに対して設立加盟国でない地域内加盟国の地位を付与した。その結果、同日現在、ベリーズは1株当たりの額面金額を10,000米ドルとする総額25.0百万米ドルの「B」シリーズ株式2,500株に応募しており、そのうち6.25百万米ドルが現金払資本に、18.75百万米ドルが請求払資本に相当する。

2018年7月11日、キューバ共和国は、「資本規則」及び「CABEI地域外加盟国・地域の加盟に関する規則」に定められた条件を満たしたことから、地域外加盟国・地域の地位を獲得した。同日、キューバ共和国は、4回払いの年次資本拠出の初回払込みである3.125百万米ドルを支払った。その結果、本書日付現在、キューバ共和国は1株当たりの額面金額を10,000米ドルとする総額50.0百万米ドルの「B」シリーズ株式5,000株に応募しており、そのうち12.5百万米ドルが現金払資本に、37.5百万米ドルが請求払資本に相当する。

2019年12月31日、大韓民国のCABEI加盟議定書及びCABEIと大韓民国との間の株式引受契約が発効し、大韓民国の法的、有効かつ拘束力のある義務を構成することになった。その結果、同日現在、大韓民国の1株当たりの額面金額を10,000米ドルとする総額450.0百万米ドルの「B」シリーズ株式45,000株に対する応募が発効することになり、そのうち112.5百万米ドルが現金払資本に、337.5百万米ドルが請求払資本に相当する。

2020年4月20日、CABEIは正式に授權資本を2.0十億米ドル増額し、かかる授權資本は5.0十億米ドルから7.0十億米ドルとなった。設立加盟国5カ国は、1,020百万米ドルに相当する51%の増資に応募することで合意したが、そのうち255百万米ドルが払込資本である。各設立加盟国は、払込資本51.0百万米ドルを、8年間にわたり毎年6.375百万米ドルずつ分割して支払う。2020年7月31日、増資実施プロセスが完了し、設立加盟国、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域が、1株当たりの額面金額を10,000米ドルとする総額1,953.3百万米ドルの195,330株に応募した。これらの応募により、総額488.3百万米ドルの新たな現金払資本が発生する。

下記の表は、2021年12月31日現在の加盟国・地域の応募済 / 応募済みでない資本、応募済請求払資本、応募済資本及び払込資本を示している。

2021年12月31日現在				
応募済 / 応募済み でない資本	応募済 請求払資本	応募済 資本 ⁽¹⁾	払込資本	
(単位：千米ドル)				
応募済資本				
<u>設立加盟国：</u>				
グアテマラ	714,000	535,500	178,500	133,875
エルサルバドル	714,000	535,500	178,500	133,875
ホンジュラス	714,000	535,500	178,500	133,875
ニカラグア	714,000	535,500	178,500	133,875
コスタリカ	714,000	535,500	178,500	133,875
小計	3,570,000	2,677,500	892,500	669,375
<u>地域外加盟国・地域及び</u>				
<u>設立加盟国でない地域内加盟国：</u>				
<u>地域外加盟国・地域：</u>				
中華民国（台湾）	776,250	582,187	194,063	133,633
大韓民国	630,000	472,500	157,500	95,625
メキシコ	306,250	229,687	76,563	76,563
スペイン	280,000	210,000	70,000	64,000
アルゼンチン ⁽²⁾	305,800	229,350	76,450	41,275
コロンビア	203,000	152,250	50,750	38,062
キューバ	50,000	37,500	12,500	12,500
小計	2,551,300	1,913,474	637,826	461,658
<u>設立加盟国でない地域内加盟国：</u>				
ドミニカ共和国	378,400	283,800	94,600	67,825
パナマ	358,400	268,800	89,600	67,200
ベリーズ	25,000	18,750	6,250	6,250
小計	761,800	571,350	190,450	141,275
地域外加盟国・地域及び設立加盟国でない地域内加盟国小計				
	3,313,100	2,484,824	828,276	602,933
応募済資本及び払込資本小計				
	6,883,100	5,162,324	1,720,776	1,272,308
応募済みでない資本				
地域外加盟国・地域及び設立加盟国でない地域内加盟国				
	116,900			
	7,000,000			

(1) 払込及び未払資本の割賦分を含む。

(2) 2021年5月10日、アルゼンチンは株主持分を5,200株の総額46.55百万米ドル増加させ、かかる株主持分は0.52%増加し、3.73%から4.25%となった。

新たな株式の応募の結果、2021年12月31日に終了した事業年度において、以下のとおり、加盟国が資本への払込みを行った。

資本への払込み	2021年12月31日現在	
	(単位：千米ドル)	
	合計	
<u>設立加盟国</u>		
グアテマラ		6,375
エルサルバドル		6,375
ホンジュラス		6,375
ニカラグア		6,375
コスタリカ		6,375
設立加盟国小計		31,875
<u>設立加盟国でない地域内加盟国</u>		
ドミニカ共和国		3,825
パナマ		3,200
設立加盟国でない地域内加盟国小計		7,025
<u>地域外加盟国・地域</u>		
大韓民国		61,875
中華民国(台湾)		8,633
スペイン		4,000
アルゼンチン		5,025
コロンビア		1,812
キューバ ⁽¹⁾		5,649
地域外加盟国・地域小計		86,994
合計		125,894

(1) 応募済現金払資本に相当する賦払分の支払いは、ユーロで行われる。

以下の表は、2021年5月4日現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・グループ（以下「S&P」という。）及びフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）により加盟国・地域に対して付与された外貨建長期格付けを記載している。格付けは、有価証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、格付機関により予告なくいつでも改定し又は撤回される可能性がある。各格付けは、他の格付けと別個に評価されるべきである。

	<u>ムーディーズ</u>	<u>S&P</u>	<u>フィッチ</u>
<u>設立加盟国：</u>			
グアテマラ	Ba1	BB-	BB-
エルサルバドル	Caa1	B-	CCC
ホンジュラス	B1	BB-	格付無し
ニカラグア	B3	B-	B-
コスタリカ	B2	B	B
<u>地域外加盟国・地域：</u>			
メキシコ	Baa1	BBB	BBB-
中華民国（台湾）	Aa3	AAu	AA
アルゼンチン	Ca	CCC+	CCC
コロンビア	Baa2	BB+	BB+
スペイン	Baa1	Au	A-
キューバ	Ca	格付無し	格付無し
大韓民国	Aa2	AA	AA-
<u>設立加盟国でない地域内加盟国：</u>			
ドミニカ共和国	Ba3	BB-	BB-
パナマ	Baa2	BBB	BBB-
ベリーズ	Caa3	B-	格付無し

() 設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域

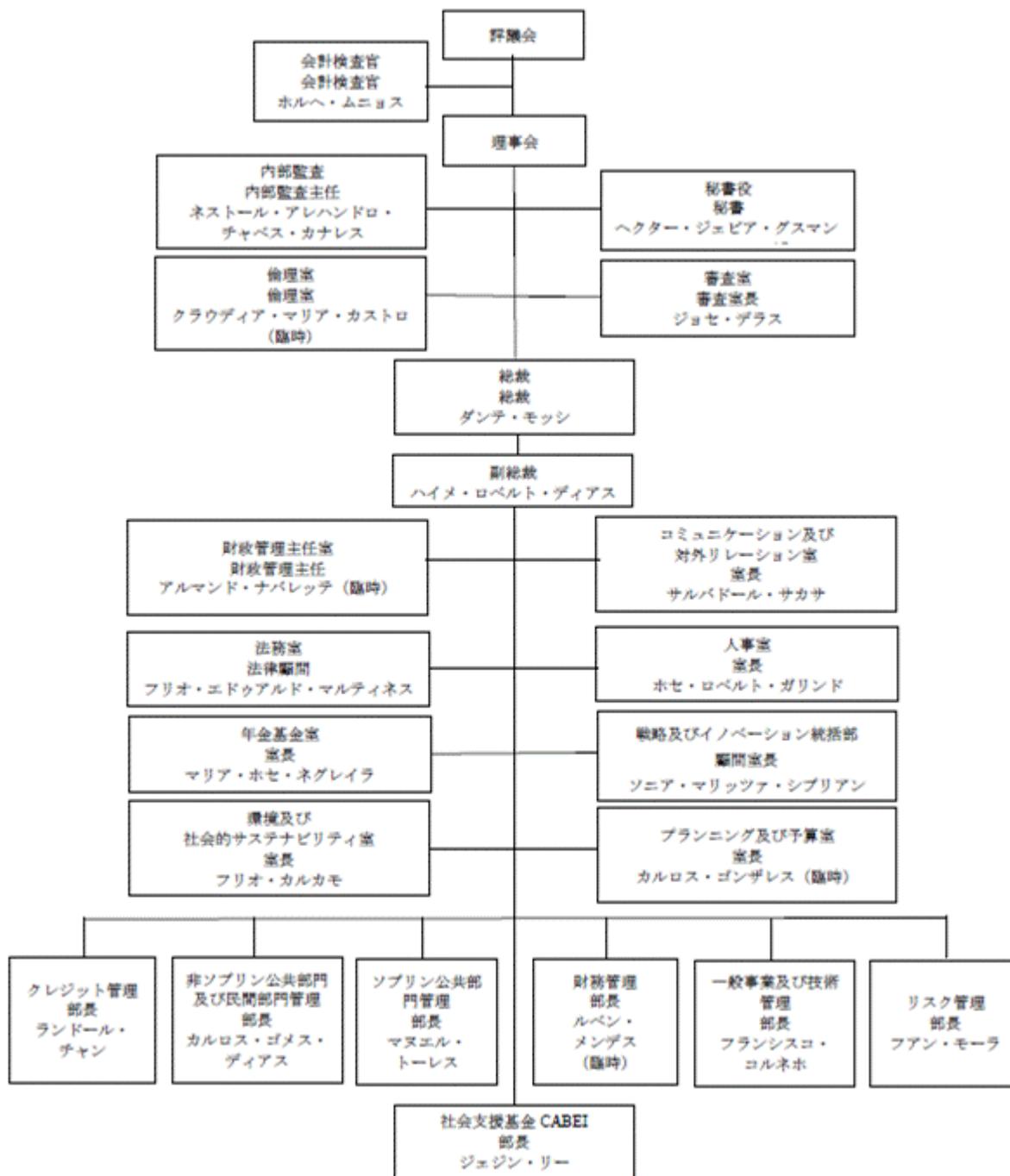
2015年2月12日に採択された基本協定の改定(「(1)設立 - 設立、目的及び沿革」を参照のこと。)に従って、CABEIの評議会は、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域となるための手続を定める内部規則に係る一定の修正を承認した。かかる改定は、2016年6月9日付で効力を発生した。上記の結果として、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域となることにより、かかる国の公共部門及び民間部門の法人は、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域の経済統合と均衡のとれた経済及び社会の発展を促進するプロジェクトへ拠出する資金をCABEIから借り入れることが可能となる。同様に、評議会が公布するCABEIの内部規則の規定に基づき、CABEIは地域外加盟国・地域のプログラム及びプロジェクトを支援することもできる。

本書日付現在、CABEIの地域外加盟国・地域はメキシコ合衆国、中華民国(台湾)、アルゼンチン共和国、コロンビア共和国、スペイン王国、キューバ共和国及び大韓民国によって構成されている。さらに、本書日付現在、CABEIの設立加盟国でない地域内加盟国はドミニカ共和国、パナマ共和国及びベリーズである。

2018年12月28日、大韓民国は、CABEIの基本協定への加盟議定書とともに、各々の株式引受契約(「B」シリーズ株式45,000株)に署名した。2019年12月31日、大韓民国のCABEI加盟議定書及びCABEIと大韓民国との間の株式引受契約が発効したことにより、大韓民国にとって法的に有効で拘束力のある義務が生じた。さらに、2020年1月10日、大韓民国はCABEIの地域外加盟国・地域となった。

(3) 【組織】

以下の図は、本書日付現在のCABEIの組織構造の概要を示したものである。



評議会

基本協定に基づき、CABEIは、その評議会により統治されている。各加盟国・地域は、評議員1名及び当該評議員の不在時にこれに代わって行為する代理1名を任命することができる。CABEIの権限は全て評議会に委ねられている。

以下の表は、本書日付現在の評議会の構成員を記載したものである。

評議会

任命国・地域	氏名及び役名	任命国・地域における役職
グアテマラ	評議員：アルバロ・ゴンザレス・リッチ 代理：ロベルト・アントニオ・マルーフ・モラレス	財務大臣 経済大臣
エルサルバドル	評議員：ホセ・アレハンドロ・セラヤ・ヴィジャロボ 代理：ジェルソン・ロヘリオ・ボサダ・モリナ	財務大臣 財務副大臣
ホンジュラス	評議員：リクシ・ラモナ・モンカダ・ゴドイ 代理：レベカ・パトリシア・サントス・リベラ	財務長官 ホンジュラス中央銀行総裁
ニカラグア	評議員：イヴァン・アコスタ・モンタルバン 代理：レオナルド・オヴィディオ・ライ・ラミレス	財務・公的信用大臣 ニカラグア中央銀行総裁
コスタリカ	評議員：ニョッキ・ラモン・アコスタ・ハエン 代理：ロジャー・マドリガル・ゴンザレス	財務大臣 コスタリカ中央銀行総裁
メキシコ	評議員：ロヘリオ・エドゥアルド・ラミレス・デ・ラ・オー 代理：ガブリエル・ヨリオ・ゴンザレス	財務・公的信用長官 財務・公的信用次官
中華民国 (台湾)	評議員：ジェイン・ロン・スー 代理：ナン・クアン・チェン	財務大臣 台湾中央銀行副総裁
アルゼンチン	評議員：グスタボ・オスバルド・ベリーズ 代理：レアンドロ・アドリアン・ゴーガル	戦略問題長官 国際信用機関に係る融資局長
コロンビア	評議員：ホセ・マヌエル・レストレポ・アボンダノ 代理：ジェズス・アントニオ・ベハラノ・R.	財務・公的信用大臣 財務・公的信用専門副大臣
スペイン	評議員：ナディア・カルビーニョ・サンタマリア 代理：ゴンザロ・ガルシア・アンドレス	第3副首相及び経済・デジタル 変革大臣 経済・業務支援長官
ドミニカ共和国	評議員：ホセ・マヌエル・ヴィンセンテ・デュボック 代理：ヘクター・ヴァルデッツ・アルピズ	財務長官 ドミニカ共和国中央銀行総裁

パナマ	評議員：ヘクター・イー・アレクサンダー・エイチ 代 理：ハビエル・エンリケ・カリーソ・エスキベル	経済・財務大臣 パナマ国立銀行ジェネラル・ マネージャー
ベリーズ	評議員：ジョン・プリセーニョ 代 理：クリストファー・コイ	首相並びに財務、経済開発及び 投資大臣 財務省国務大臣
キューバ共和国	評議員：マルタ・サビーナ・ウィルソン・ゴンザレス 代 理：キャサリン・アリノ・カルバージョ	キューバ中央銀行総裁 キューバ中央銀行副総裁
大韓民国	評議員：ギョンホ・チュウ 代 理：チャン・ヨン・イ	副首相兼経済・財務大臣 韓国銀行総裁

2020年7月29日、ホセ・アレハンドロ・セラヤ・ヴィジャロボ氏がエルサルバドル評議員に任命された。
同氏は、次回の評議会通常会議まで評議会の会長を務める。

理事会

理事会は、CABEIの方針の決定及び事業の指揮について責任を有する。理事会は、各設立加盟国につき1名の理事と基本協定の規定に従って設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の評議員により選任された少なくとも4名の理事から構成される。理事の任期は、いずれも3年である。理事は、CABEIの常勤職員である。理事の職務上の住所は、ホンジュラスのテグシガルパの私書箱772である。

以下の表は、本書日付現在の各加盟国・地域により任命された理事会の構成員の氏名を記載したものである。

任命国	理事会
	氏名
グアテマラ	ペドロ・プロロ・ピラ
エルサルバドル	ルイス・エドゥアルド・ロドリゲス・ヴィラコルタ
ホンジュラス	ベリンダ・マリア・カリアス・マルティネス
ニカラグア	ラモン・ウリエル・ペレス・アクーニャ
コスタリカ	ルイス・フランシスコ・コラレス・パディラ
メキシコ	ホルヘ・サジアンテ・ガルシア
パナマ	カルロス・アロセメナ・アグエイアス
中華民国(台湾)	ケン・チャン ケン・チェン
スペイン	ホルヘ・アルヴァロ・マリネ・ブランディ
アルゼンチン及びコロンビア(理事)	マクシミリアーノ・リカルド・アロンソ
アルゼンチン及びコロンビア(代理理事)	フリオ・ルイス・ハッカミー・アラーナ
ドミニカ共和国	ホストス・ホセ・リジク・ルーゴ
大韓民国	ドンジョン・キム

経営陣

基本協定に従い、評議会は、5年任期の総裁を任命する。総裁は、選挙手続に従って5年の任期で選任され、1回に限り5年の任期で再任されることができる。総裁は副総裁の候補者を指名し、理事会がその中から副総裁を任命する。総裁は設立加盟国の国籍を有する者でなければならないが、副総裁は設立加盟国の国籍を有する者である必要はない。総裁と副総裁は、異なる国籍でなければならない。総裁は、CABEIの他の経営幹部を任命する。

基本協定第15条に従い、理事会は、CABEIの運営上、財務部、ソブリン公共部門、非ソブリン公共及び民間部門、審査部、リスク部、一般事業及び技術並びにCABEI社会支援基礎ファンドの7つの部を設置した。各部門は、理事会の承認を前提として、総裁により任命される部長が現在指揮を執っており、又は今後指揮を執る予定である。

加盟国・地域のCABEIの駐在員支店は公共部門部長を通して総裁に報告を行うが、法務室、財政管理室、社会福祉基金、機関投資家リレーション室、CABEI社会支援基礎ファンド、プランニング及び予算室、環境及び社会監視室並びに人事室は総裁に直接報告を行う。

統制及びコンプライアンス室は、リスク部に直属している。

CABEIには、上記の部のほか、理事会に直接報告を行う内部監査部、審査室及び倫理室並びに評議会に直接報告を行う会計検査官も置かれる。CABEIはまた、秘書室（理事会及び評議会に対応する補助機関）を設置している。理事の職務上の住所は、ホンジュラスのテグシガルパの私書箱772である。

以下の表は、本書日付現在のCABEIの経営陣の氏名及び役職を記載したものである。

氏名	役職
ダンテ・アリエル・モッシ・レイエス	総裁
ハイメ・ロベルト・ディアス	副総裁
ルーベン・レイナルド・メンデス	臨時最高財務責任者
フランシスコ・コルネホ・パラガ	一般事業及び技術部長
ファン・ホルヘ・モラ・カリアス	リスク部長
フリオ・エデュアルド・マルティネス・ピチャラ	法律顧問
マヌエル・トーレス・レサマ	ソブリン公共部門部長
カルロス・ゴメス・ディアス	非ソブリン公共及び民間部門部長
ランドール・チャン	審査部長

以下は、CABEIの役員の略歴である。

ダンテ・アリエル・モッシ・レイエス氏は、2018年12月1日にCABEIの総裁に任命された。同氏は、ホンジュラス国立自治大学で電気工学の学士号、デューク大学で計量経済学を専門とした経済学の修士号及びヴァンダービルト大学で財政学を専門とした経済学の博士号を取得した。CABEI入行前、同氏は世界銀行において多様な役職を15年間務めた。多国間銀行で経験を積む以前に、同氏は、政府部門の様々な役職において経済学者として、また民間部門のコンサルタントとして10年間務めた。さらに、同氏はホンジュラス・カトリック大学の経済学の教授を務めている。

ハイメ・ロベルト・ディアス・パラシオス氏は、2020年11月2日にCABEIの副総裁に任命された。同氏は、フランシスコ・マロキン大学で経済科学の学士号、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリティカル・サイエンス（LSE）で経済科学の修士号、ハーバード大学ジョン・F・ケネディ行政大学院（HKS）で公共政策学の修士号を取得した。CABEIの副総裁に就任する前は、ディアス氏は、世界銀行グループでは事務局長の首席顧問、グアテマラ共和国の国立競争力プログラム（Pronacom）では事務局長を務め、また、国立研究センター（ともにグアテマラ共和国）にも勤務していた。

ルーベン・レイナルド・メンデス氏は、2022年4月15日に臨時最高財務責任者に任命された。同氏は、ホンジュラス国立自治大学で会計学の学士号、ホンジュラス・カトリック大学で経営学の修士号を取得した。同氏は、臨時最高財務責任者に就任する前は、メンデス氏はCABEIのプランニング及び予算室長であり、CABEIの会計及び予算副室長でもあった。

フランシスコ・コルネホ・パラガ氏は、2014年4月21日に業務及び技術部長に任命された。同氏は、エルサルバドル・カトリック大学で経営工学の学士号を取得しており、INCAEビジネススクールでファイナンスを専攻し、経営学の修士号を取得した。CABEIに入行する前、同氏は国家部長及びパートナーとしてシスバンクに勤務しており、シティバンク及びバンコ・ウノにもまた勤務していた。

ファン・ホルヘ・モラ・カリアス氏は、2019年4月16日にリスク部長に任命された。同氏は、ホンジュラス国立自治大学（UNAH）でインダストリアル・エンジニアリングの学士号を取得し、中米工科大学（UNITEC）のファイナンスの修士号を有している。CABEIのリスク部長に任命される前に、同氏は、公共部門及び民間部門の特別与信管理、与信分析、リスク分析、ポートフォリオ管理の分野において、CABEIの開発及び商業銀行業を21年間務めた。

フリオ・エデュアルド・マルティネス・ピチャラ氏は、2013年3月1日にCABEIの法律顧問に任命された。同氏は、エルサルバドルのサン・サルバドルのセントロアメリカナ・ホセ・シメオン・カーニャス大学で法学の学位及び経営学の修士号並びにスペインのバルセロナにあるバルセロナ大学で国際商取引法の修士号を取得した。同氏は、法律顧問に任命される前は、CABEIのエルサルバドルに所在する支店の法律顧問に任命され、その後CABEIの主要な本店の仕組取引法務コーディネーターに任命された。CABEI入行前、同氏は、B&Mアボガドス法律事務所及びバンコ・ウノ・エス・エー（グループ・フィナンシエロ・ウノ）に勤務していた。

マヌエル・ホセ・トーレス・レサマ氏は、2020年8月26日にソブリン公共部門部長に任命された。同氏は、ニカラグア国立自治大学で経済学の学士号、コロンビア・ロスアンデス大学で経済科学の修士号を取得した。トーレス氏は、プログラム及び開発プロジェクトの生成、特定、エンジニアリング並びに資金調達に関して23年を超える経験を有している。トーレス氏は、公共部門部長に任命される前は、対外協力部門のコーディネーター、投資前及び技術協力部門の責任者及びホンジュラス駐在員事務所の責任者など、様々な役職を歴任した。

カルロス・ゴメス・ディアス氏は、2021年9月16日に非ソブリン公共及び民間部門部長に任命された。同氏は、ホセ・マリア・バルガス大学で経営学の学士号、IEビジネススクールで経営学修士号を取得した。ゴメス氏は以前、CABEIの仕組金融部門部長であった。CABEI入行前、ゴメス氏はリニューアブル・エナジーズ FERSAの投資&プロジェクト金融部門部長であった。

ランドール・チャン氏は、2020年1月1日に審査部長に任命された。同氏は、インターナショナル・アメリカン大学で経営学の学士号を、INCAEビジネススクールで経営学及びサステイナブル・ディベロップメントの2つの修士号を取得した。さらに、同氏は、官民連携及び国際受託管理において専門教育を受けている。審査部長に任命される前は、CABEIの信用アナリスト部長、信用アナリスト、開発計画アナリスト等を歴任した。

(4)【業務の概況】

主要な財務情報

以下の表は、米国会計基準に従って作成されたCABEIの2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日に終了した事業年度（以下それぞれ「2021年度」、「2020年度」及び「2019年度」という。）の財務書類から得たCABEIの要約損益計算書及び要約貸借対照表情報を記載したものである。

本書中の2021年12月31日現在のCABEIの当該事業年度の財務書類並びに2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制の有効性は、独立監査法人ガラス・ヤマザキ・リズ・ウルキーサ・エス・シー（デロイト・メキシコ）の監査を受けている。

合計欄の数値は、表にその内訳を構成する全ての科目が記載されているとは限らないため、その上欄の数値の合計と一致しないことがある。

以下の情報は、本書記載のCABEIの財務書類及びその注記、「財政状態及び経営成績に関する経営陣による検討及び分析」並びに本書中のその他の財務情報と併せて読まれるべきである。

2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日に終了した事業年度の損益計算書及び貸借対照表の合計は、以下の表に示される。投資ファンドに係る実現利益は、金融収益に含まれる一方で、売却可能有価証券に係る実現利益（損失）は、その他の営業利益（費用）に含まれる。

要約損益計算書

	12月31日に終了した事業年度		
	2021年	2020年	2019年
	(単位：千米ドル)		
金融収益			
公共部門貸付金	287,990	305,325	351,401
民間部門貸付金	41,400	64,504	91,759
市場性有価証券 ⁽¹⁾	25,119	35,024	50,700
銀行預金	4,615	17,559	43,805
金融収益合計	359,124	422,412	537,665
金融費用			
借入金 ⁽²⁾	18,521	24,343	38,632
債券	83,664	127,732	196,269
コマーシャル・ペーパー・プログラム	107	762	786
譲渡性預金及び投資証券	3,065	14,582	35,612
金融費用合計	105,357	167,419	271,299
金融収益 - 純額	253,767	254,993	266,366
貸倒（戻入）引当金繰入額	62,043	38,491	(2,341)
偶発債務に係る損失引当金（戻入）繰入額	(452)	169	(1,270)
信用損失（戻入）引当金繰入額合計	61,591	38,660	(3,611)
信用損失（戻入）引当金繰入額控除後の金融収益 - 純額	192,176	216,333	269,977
その他の営業利益（費用）			
金融サービス及びその他の手数料	8,674	1,468	5,076
監視及び管理手数料	2,680	1,506	1,388
持分投資に係る純（損失）利益	(548)	24	(1,427)
持分投資による配当金	0	455	1,467
担保権実行資産に係る純損失	0	0	(434)
為替純（損失）利益	(315)	(462)	496
その他の営業利益	1,785	932	2,282
その他の営業利益合計 - 純額	12,276	3,923	8,848
一般管理費			
給料及び従業員給付	41,499	34,545	33,173
その他の管理費 ⁽³⁾	21,273	17,839	16,627
減価償却費	5,489	5,147	4,183
一般管理費合計	68,261	57,531	53,983
当期利益（特別拠出金及びその他の拠出金並びにデリバティブ金融商品及び債務評価額控除前）	136,191	162,725	224,842
特別拠出金及びその他の拠出金 ⁽⁴⁾	(28,690)	(29,929)	(11,200)
当期利益（デリバティブ金融商品及び債務評価額控除前）	107,501	132,796	213,642
デリバティブ金融商品及び債務評価額	(14,995)	12,867	14,810
当期純利益	92,506	145,663	228,452

- (1) 2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在、それぞれ4.461百万米ドル、7.193百万米ドル及び7.769百万米ドルであった投資ファンドに係る実現利益を含む。
- (2) CABELは国際的な商業銀行及びその他の開発銀行からの借入金及び信用枠を受ける可能性がある。2021年12月31日現在、CABELは合計1,817百万米ドルの国際的な商業銀行、開発銀行及び機関からの利用可能な長期及び短期のコミットメント型貸付信用供与枠及び非コミットメント型貸付信用供与枠を得ており、このうち1,804百万米ドルが非コミットメント型であった。また、CABELは、最大500百万米ドルの有効なグローバル・コマーシャル・ペーパー・プログラムを有しており、200百万米ドルの地域コマーシャル・ペーパー・プログラムの承認を得ている。
- (3) その他の費用は、その他の管理費の項目内の一般管理費に含まれ、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在、それぞれ20.621百万米ドル、17.197百万米ドル及び15.987百万米ドルであった。
- (4) 2021年度中、CABELは技術協力基金（以下「FONTEC」という。）に技術協力の供与のため10.645百万米ドル、COVID-19緊急・経済再活性化前の支援・準備プログラムの一環としてCOVID-19パンデミックに対する緊急支援に4.000百万米ドル、自然災害による被害への支援に2.000百万米ドル、SBFへの特別拠出金に5.582百万米ドル、気候変動投資プロジェクトレディネス基金への拠出金に2.500百万米ドル、加盟国に対する返済不要の協力金に2.000百万米ドル、社会支援財団基金への拠出金に1.000百万米ドルを拠出した。

要約貸借対照表

	12月31日現在		
	2021年	2020年	2019年
	(単位：千米ドル)		
資産			
現金及び要求払預金	42,086	12,634	30,570
有利子銀行預金	2,790,462	2,941,219	2,132,810
売却可能有価証券	2,585,194	2,223,660	1,771,734
貸付金 - 繰延取組手数料純額	8,617,638	8,203,689	7,704,290
控除：貸倒引当金 ⁽¹⁾	(349,843)	(284,964)	(246,629)
貸付金 - 純額	8,267,795	7,918,725	7,457,661
未収利息	64,466	70,339	93,736
固定資産 - 純額	40,372	33,737	34,024
デリバティブ金融商品	256	1,697	18,879
持分投資	28,809	29,356	29,333
その他の資産	135,512	63,889	41,842
資産合計	13,954,952	13,295,256	11,610,589
負債			
借入金	1,339,743	1,310,357	1,159,994
債券	6,919,394	6,526,759	5,511,953
コマースナル・ペーパー・プログラム	64,999	64,998	59,412
譲渡性預金	1,743,867	1,596,650	1,327,076
投資証券	185	229	282
未払利息	17,917	19,586	52,421
デリバティブ金融商品	27,773	28,552	1,360
その他の負債	47,059	59,870	55,091
負債合計	10,160,937	9,607,001	8,167,589
資本			
応募済資本	6,883,100	6,836,550	4,883,250
控除：請求払資本	(5,162,324)	(5,127,412)	(3,662,437)
控除：未収現金払資本	(448,468)	(562,724)	(118,750)
払込資本	1,272,308	1,146,414	1,102,063
一般準備金 ⁽²⁾	2,487,795	2,342,132	2,113,680
利益剰余金	92,506	145,663	228,452
その他の包括（損失）利益累計額	(58,594)	54,046	(1,195)
資本合計	3,794,015	3,688,255	3,443,000
負債・資本合計	13,954,952	13,295,256	11,610,589

(1) 民間部門の借主に係る貸倒引当金は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在、それぞれ43.739百万米ドル、64.010百万米ドル及び57.618百万米ドルであった。公共部門の借主に係る貸倒引当金は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在、それぞれ306.104百万米ドル、220.954百万米ドル及び189.011百万米ドルであった。

(2) 一般準備金は、資本準備金（純利益）及びCABEIの加盟国・地域が新規株式の応募の支払いに使用する予定の「E」シリーズ証券によって統合されている。

経営指標

	12月31日に終了した事業年度		
	2021年	2020年 (単位：%)	2019年
収益性			
平均資産利益率 ⁽¹⁾	0.68	1.17	2.03
平均株主資本利益率 ⁽²⁾	2.47	4.09	6.88
資産内容			
期限超過貸付金 / 貸付金	0.00	0.01	0.01
流動性			
貸付金 - 繰延取組手数料純額 / 資産合計	61.75	61.70	66.36
貸付金 - 繰延取組手数料純額 / 負債合計	84.81	85.39	94.33
自己資本の充実			
資本合計 / 資産合計	27.19	27.74	29.65
資本合計 / 負債合計	37.34	38.39	42.15
資本合計 / リスク加重資産合計 (スワップを含む) ⁽³⁾	41.04	42.59	41.81
経営効率 ⁽⁴⁾	0.51	0.47	0.49

(1) 各年につき、当該事業年度の当期純利益を前期事業年度末と当期事業年度末の総資産平均で除して得られる。

(2) 各年につき、当該事業年度の当期純利益を前期事業年度末と当期事業年度末の総資本平均で除して得られる。

(3) CABEIの内部方針に基づき、且つ、CABEIの国際決済のガイドラインに従って計算される。「事業 - ()適正自己資本及びレバレッジ」を参照のこと。

(4) 各年につき、当該事業年度の一般管理費を前期末と当期末の収益資産の平均で除して得られる。一般管理費は当該事業年度の給料及び従業員給付、減価償却費並びにその他の管理費の合計額である。収益資産は、有利子銀行預金、市場性有価証券及び貸付金純額の合計額である。

財政状態及び経営成績に関する経営陣による検討及び分析

()概要

CABEIは、中米地域の公共部門及び民間部門の借主に対して主として米ドル建てで行われる貸付けを行うことを主要な事業活動としている。また、最近、CABEIは設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域における貸付けの承認を行い始めた。「(2)資本構成 - 資本構造 - ()設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域」を参照のこと。CABEIは、主に設立加盟国の公共部門及び民間部門の団体の債券又は持分に投資を行うファンドにも投資しており、設立加盟国における様々な開発プログラムの実施を担っている。

CABEIの収入は、市場性有価証券及び預金のほか主として上記の貸付事業から得られる。CABEIは、ファンドへの投資活動は事業全般から見て副次的なものであると考えており、かかる活動が将来大幅に増加することは予測していない。

CABEIは、地域開発銀行や国際的な商業銀行及び地域の商業銀行がその主要な競合先であると考えており、公共部門及び民間部門の借主に対し競争力のある金利及び貸付条件を提示することにより、中米諸国における持続可能な発展の主導者としての立場の強化を目指している。

2016年12月31日現在では、CABEIの貸付金6,473.121百万米ドルのうち約81% (5,220.747百万米ドル)が公共部門の借主に対する貸付けであり、約19% (1,252.374百万米ドル)が民間部門の借主に対する貸付けであったのに対し、2021年12月31日現在のCABEIの貸付金の合計は8,617.638百万米ドルであり、約91% (7,823.037百万米ドル)が公共部門の借主に対する貸付けであり、約9% (794.601百万米ドル)が民間部門の借主に対する貸付けであった。CABEIは、自行の戦略に矛盾することなくその融資活動を公共部門に移し続けた一方で、民間部門に対する貸付けに係る支出を減少させた。

2017年12月31日から2021年12月31日までの間に、CABEIの貸付金残高は年平均成長率約5.88%の割合で増加した。CABEIのかかる期間中の公共部門向けの貸付金は年平均成長率約8.09%の変化率で増加した一方で、民間部門向けの貸付金は年平均成長率8.31%の変化率で減少した。

2021年度、2020年度及び2019年度中、CABEIは、安定した純利子差益を目標とすることにより、利率環境の変動性を管理した。

CABEIの金融費用には、借入金、債券、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金及び投資に係る利息が含まれる。

[次へ](#)

()経営成績

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度

金融収益

CABEIの金融収益合計は、63.288百万米ドル(15.0%)減少し、2020年度の422.412百万米ドルから2021年度においては359.124百万米ドルとなった。これは、民間部門貸付金から得られる収益が23.104百万米ドル(35.8%)減少し、2020年度の64.504百万米ドルから2021年度においては41.400百万米ドルとなったことによるものである。さらに、公共部門貸付金から得られる収益が、17.335百万米ドル(5.7%)減少し、2020年度の305.325百万米ドルから2021年度においては287.990百万米ドルとなった。民間部門及び公共部門向けの貸付金による収益の減少は、主に市場金利の下落に起因するものである。

CABEIの金融収益合計はまた、市場性有価証券及び銀行預金から得られる収益が20.117百万米ドル(44.3%)減少し、2020年度の45.390百万米ドルから2021年度においては25.273百万米ドルとなった。かかる減少は、主に市場金利の下落に起因するものである。

金融費用

CABEIの金融費用合計は、62.062百万米ドル(37.1%)減少し、2020年度の167.419百万米ドルから2021年度においては105.357百万米ドルとなった。これは、主として債券に係る利息費用が44.068百万米ドル(34.5%)減少し、2020年度の127.732百万米ドルから2021年度においては83.664百万米ドルとなったことに起因するものである。これは、市場金利の下落に起因するものである。かかる減少はまた、譲渡性預金及び投資証券に係る利息費用が11.517百万米ドル(79.0%)減少し、2020年度の14.582百万米ドルから2021年度においては3.065百万米ドルとなったことにも起因する。

貸倒引当金繰入額

2020年度の貸倒引当金繰入額が38.491百万米ドルであったのに対し、2021年度において、CABEIは62.043百万米ドルの貸倒引当金繰入額を計上した。引当金残高の増加は、公共部門が85.150百万米ドルで、民間部門における23.107百万米ドルの引当金残高の減少によって一部相殺された。公共部門の一般貸倒引当金の増加は、主としてポートフォリオのネットフロー及び債務不履行の確率の変化による総合的な影響に起因する。民間部門に対する一般貸倒引当金及び特定引当金がそれぞれ18.002百万米ドル及び5.105百万米ドル減少したのは、主として()ポートフォリオのネットフローの減少、()加重平均期間の減少及び()2021年度中に受領した早期期限前償還によるものである。

偶発債務に係る損失(戻入)引当金繰入額

2020年度の0.169百万米ドルの偶発債務に係る損失引当金戻入額に対し、2021年度において、CABEIは0.452百万米ドルの偶発債務に係る損失引当金戻入額を計上した。この変動は、主に偶発契約債務が28.951百万米ドル減少し、2020年度の73.252百万米ドルから2021年度において44.301百万米ドルとなったことに起因するものである。

その他の営業利益（費用）

CABEIのその他の営業利益（費用）（金融サービス及びその他の手数料、監視及び管理手数料、持分投資に係る純（損失）利益、持分投資による配当金、為替純損失並びにその他の営業利益を含む。）は、8.353百万米ドル（212.9%）増加し、2020年度の3.923百万米ドルの利益から2021年度においては12.276百万米ドルの利益となった。その他の営業利益（費用）の増加は、（ ）金融サービス及びその他の手数料からの利益が、主として早期期限前償還の結果として期中に認識された金融サービス手数料に起因して、7.206百万米ドル（490.9%）増加し、2020年度の1.468百万米ドルから2021年度において8.674百万米ドルとなったこと、（ ）監視及び管理手数料が1.174百万米ドル（78.0%）増加し、2020年度の1.506百万米ドルから2021年度において2.680百万米ドルとなったこと、（ ）その他の営業利益が、0.853百万米ドル（91.5%）増加し、2020年度の0.932百万米ドルから2021年度において1.785百万米ドルとなったこと、並びに（ ）為替損失が0.147百万米ドル（31.8%）減少し、2020年度の0.462百万米ドルから2021年度においては0.315百万米ドルとなったためである。かかる増加は、持分投資に係る純損失の総額が0.572百万米ドル（2,383.3%）増加し、2020年度の0.024百万米ドルの利益から2021年度において0.548百万米ドルの損失となったことにより一部相殺された。

一般管理費

CABEIの一般管理費は10.730百万米ドル（18.7%）増加し、2020年度の57.531百万米ドルから2021年度においては68.261百万米ドルとなった。かかる増加は、主に給料及び従業員給付の6.954百万米ドル（20.1%）の増加並びにその他の管理費の3.424百万米ドル（19.9%）の増加に起因するものである。

特別拠出金及びその他の拠出金

CABEIの特別拠出金及びその他の拠出金は1.239百万米ドル（4.1%）減少し、2020年度の29.929百万米ドルから2021年度においては28.690百万米ドルとなった。この結果は、主に緊急支援が16.246百万米ドル（73.0%）減少し、2020年度の22.246百万米ドルから2021年度においては6.0百万米ドルとなったことに起因するものであり、FONTEC特別拠出金が9.145百万米ドル（609.7%）増加し、2020年度の1.5百万米ドルから2021年度においては10.645百万米ドルとなったことにより一部相殺された。

デリバティブ金融商品及び債務評価額

デリバティブ金融商品及び債務評価額の変更からのCABEIの損失は27.862百万米ドル（216.5%）増加し、2020年度の12.867百万米ドルの利益から2021年度においては14.995百万米ドルの損失となった。かかる増加は、主にCABEIのクロスカレンシー・スワップ及びネットティング契約における相手方に関する信用リスク評価額調整に係る時価評価替えに起因するものであり、それぞれ27.647百万米ドル及び0.215百万米ドルであった。CABEIのデリバティブ金融商品はすべて満期保有目的であり、デリバティブ金融商品をトレーディング目的又は投機目的では使用していない。

CABEIは、金融負債に対して公正価値オプションが選択された際の特定の金融商品の信用リスクに起因する公正価値の変動は、損益計算書ではなく貸借対照表のその他の包括利益（損失）の項目において、個別に認識されなければならないと定めている。

当期純利益

上記の結果、CABEIの当期純利益は53.157百万米ドル（36.5%）減少し、2020年度の145.663百万米ドルから2021年度においては92.506百万米ドルとなった。

()貸借対照表

2021年12月31日現在のCABEIの資産合計、負債合計及び資本合計は、それぞれ13.955十億米ドル、10.161十億米ドル及び3.794十億米ドルであり、これと比較して2020年12月31日現在ではそれぞれ13.295十億米ドル、9.607十億米ドル及び3.688十億米ドルであり、2019年12月31日現在ではそれぞれ11.611十億米ドル、8.168十億米ドル及び3.443十億米ドルであった。

()期限超過資産の内容

期限超過貸付金

2021年12月31日現在のCABEIの期限超過割賦貸付金（未収利息不計上貸付金の期限超過割賦元本を含む。）は、合計0.179百万米ドルであった。2020年12月31日現在、期限超過割賦貸付金（未収利息不計上貸付金の期限超過割賦元本を含む。）は0.498百万米ドルであり、これと比較して2019年12月31日現在では0.575百万米ドルであった。2021年度における貸付金はすべて民間部門向けであったのに対し、2020年度においては、0.349百万米ドルが公共部門の借主に対する貸付金であり、0.149百万米ドルが民間部門の借主に対する貸付金であった。

未収利息不計上貸付金

2021年12月31日現在、CABEIの未収利息不計上主義に係る貸付金の総額は25.085百万米ドルであった。2020年12月31日現在は0.780百万米ドルであり、2019年度においては0.825百万米ドルであった。2021年度における未収利息不計上貸付金はすべて民間部門向けの貸付金であった。

貸付金の償却及び貸倒引当金繰入額

CABEIの方針に基づき、経営陣は、貸付金の未払額が回収不能と判断された時点で引当金を取り崩すことを決定している。CABEIは、通常、かかる貸付金について100%の引当金を積み立てている。2021年度中、貸付金の償却はなく、2020年度中、CABEIは0.156百万米ドルの貸付金を償却し、そのすべてが民間部門の借主に対するものであり、2019年度中、貸付金の償却はなかった。CABEIは、62.043百万米ドルを貸倒引当金繰入額として計上し、これと比較して2020年度及び2019年度において、CABEIはそれぞれ38.491百万米ドル及び2.341百万米ドルを貸倒引当金戻入額として計上した。

()流動性及び資金源

CABEIの資金は、主として以下の事由により生じる。

- ・ CABEIに対する利息の支払い及びその他の営業活動
- ・ CABEIに対する元本の支払い
- ・ 負債性証券の販売並びに銀行及び多国籍金融機関からの借入れ等による資金調達

CABEIの主要な資金使途は以下のとおりである。

- ・ CABEIによる元本及び利息の支払い
- ・ CABEIによる融資の実行
- ・ 営業費用

CABEIの方針は、格付機関であるスタンダード・アンド・プアーズ及びムーディーズが、国際開発金融機関の流動性状況を評価するために各々の方法で使用する主要な流動性指標を、当行の信用格付けに沿って遵守することを求めている。CABEIの内部流動性比率は、向こう6ヵ月間の予想される現金必要額の総額と少なくとも同等の流動資産を保有することを求めている。

2014年11月25日に理事会によって定められたCABEIの現行の投資方針は、流動資産の80%以上をA-格以上の格付けを付された投資適格債務の形で保有することを求めている。2021年12月31日現在、CABEIの流動資産の96.30%がA-格以上の格付けを付された投資適格債務に投資されており、これに対してかかる比率は2020年12月31日現在では95.85%、2019年12月31日現在においても同様の割合であった。

CABEIの慎重な投資方針は、収益性より流動性に重点を置いている。2014年11月11日、理事会はCABEIの投資方針を通じて、CABEIの確定利付ポートフォリオの最長加重平均デュレーションを3年とし、取得時における個別の有価証券の最長修正後デュレーションは5年としており、かかる有価証券は流動性がなければならないとした。2021年12月31日現在、CABEIの投資ポートフォリオに含まれる有価証券の平均デュレーションは0.96年であり、これに対して2020年12月31日現在の有価証券の平均デュレーションは0.66年であった。

営業活動

CABEIの営業活動による現金収入は、83.827百万米ドル(54.0%)減少し、2020年度の155.254百万米ドルから2021年度においては71.427百万米ドルとなった。この減少は主に、()その他の資産の増加、()当期純利益の減少、()その他の負債の減少及び()未収利息の減少により、キャッシュ・アウトフローが総額で166.700百万米ドル増加し、2020年度の157.173百万米ドルのキャッシュ・インフローから2021年度において9.527百万米ドルのキャッシュ・アウトフローとなったことに起因するものである。この減少は、()未払利息の減少、()デリバティブ金融商品及び債務評価額の利益の減少及び()貸倒引当金繰入額の増加により、キャッシュ・インフローが総額で82.873百万米ドル増加し、2020年度の1.919百万米ドルのキャッシュ・アウトフローから2021年度において80.954百万米ドルのキャッシュ・インフローとなったことにより一部相殺された。

投資活動

CABEIの投資活動による現金支出は、57.449百万米ドル(4.4%)減少し、2020年度の1,295.779百万米ドルから2021年度においては1,238.330百万米ドルとなった。これは、()有利子銀行預金の減少、()売却可能有価証券の買入れの減少及び()貸付金支出額の減少により、キャッシュ・アウトフローが総額で1,805.580百万米ドル減少し、2020年度の6,508.772百万米ドルのキャッシュ・アウトフローから2021年度において4,703.192百万米ドルのキャッシュ・アウトフローとなったことに起因するものである。この減少は、()デリバティブ金融商品に係る現金担保の減少、()貸付金回収額の減少並びに()売却可能有価証券の売却及び償還による手取金の減少により、キャッシュ・インフローが総額で1,748.131百万米ドル減少し、2020年度の5,212.993百万米ドルのキャッシュ・インフローから2021年度において3,464.862百万米ドルのキャッシュ・インフローとなったことにより一部相殺された。

財務活動

CABEIの財務活動による現金収入は、130.148百万米ドル(11.6%)減少し、2020年度の1,122.597百万米ドルのキャッシュ・インフローから2021年度においては992.449百万米ドルのキャッシュ・インフローとなった。この減少は、主に()借入金による手取金の減少、()譲渡性預金の減少、()債券償還額の増加及び()コマーシャル・ペーパー・プログラムの減少により、キャッシュ・アウトフローが総額で439.424百万米ドル増加し、2020年度の52.913百万米ドルのキャッシュ・アウトフローから2021年度において492.337百万米ドルのキャッシュ・アウトフローとなったことに起因するものである。この減少は、()借入金返済額の減少、()資本拠出金の増加及び()債券発行による手取金の増加により、キャッシュ・インフローが総額で309.276百万米ドル増加し、2020年度の1,175.510百万米ドルのキャッシュ・インフローから2021年度において1,484.786百万米ドルのキャッシュ・インフローとなったことにより一部相殺された。

()市場リスクに関する定量的及び定性的開示

市場リスクとは、金融市場の悪化によりCABEIの財政状態、経営成績又はキャッシュフローに影響を及ぼす可能性のある損失のリスクを意味する。CABEIは金利及び外国為替の変動に関する市場リスクにさらされている。金利及び外国為替の変動により、CABEIの融資、貸付け及び投資費用、並びに貸付けからの収益が変動する可能性がある。

CABEIは、固定金利ではなく変動金利を基にした貸付けと資金調達により効果的に金利リスクによる影響の軽減を図っている。2021年12月31日現在、CABEIの貸付けの約88%が、ロンドン銀行間貸し手金利（以下「LIBOR」という。）又は一般に少なくとも3ヵ月ごとに（ほとんどすべての場合少なくとも6ヵ月ごとに）修正されるその他の金利に基づいてその貸付条件が設定されている。貸付けの財源となったCABEIの負債もまた、変動金利による契約であるか、又は変動金利へとスワップされている。固定金利での貸付けを行う場合、CABEIは固定金利によってそれに対応する資金調達を行うか、又はその代わりにリスクをヘッジする。

CABEIは、スワップ契約の相手方が全米において認知された格付機関からA格以上の格付けを付されていることを求めている。2021年12月31日現在、CABEIが締結しているスワップ契約の想定元本は6,604.3百万米ドルであった。

CABEIは、現行の市場環境の下、負債の満期と貸付ポートフォリオの満期を可能な限り一致させようとしている。2021年12月31日現在、CABEIの貸付ポートフォリオの加重平均存続期間は6.6年、金融負債の加重平均存続期間は3.5年であった。

経営陣は、国際的な債券市場及び地域の債券市場におけるCABEIの存在感を市場環境が許す限り高めるという戦略の結果、CABEIの負債の加重平均存続期間は徐々に延びるであろうと予想している。さらにCABEIの経営陣は、負債の加重平均存続期間を延長するというCABEIの戦略によって公共部門の借主に対する長期融資が可能になるため、CABEIの金融資産の加重平均存続期間は徐々に延びるであろうと予想している。

2021年12月31日現在、CABEIの資産の約99.9%及び負債の約51.8%が米ドル建てであった。その他の負債は主としてスイスフラン、メキシコペソ、ユーロ、中国人民元、日本円、ウルグアイペソ及び設立加盟国その他の通貨建てであったが、そのほとんどが米ドルにスワップされた。スワップ後のCABEIの負債は約100.0%が米ドル建てであり、残額のほとんどすべてが設立加盟国の通貨建てであった。

CABEIは自己勘定でデリバティブ取引を行っていない。資産及び負債の管理方針並びにヘッジ及びデリバティブ金融商品に関する方針の下、CABEIは、金利リスク及び通貨リスクをヘッジし、また中立的なポジションを取る顧客に対してヘッジを提供するためにスワップ契約を締結している（「事業 - ()財務方針」を参照のこと。）。CABEIはまた、クレジット・エクスポージャーを管理するためにデリバティブを利用することができる。

CABEIは上記リスクの再評価を継続的に行っており、経営陣が適切と判断する場合には金利、為替相場及び信用リスクのヘッジ取引を行う。

事業

() 目的及び焦点

CABEIは、基本協定の定めに従って、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域の経済の統合と均衡のとれた経済及び社会の発展を促すことを目的とする。その目的を果たすため、基本協定はCABEIがインフラ事業、中米地域内の通商の活性化及び輸出の促進に寄与する地域産業への長期投資、効率及び競争力の強化を目的とした開発、近代化及び拡大を促進する農産業部門及び農業部門への投資、地域開発のためのサービス、社会開発、天然資源及び環境の保全及び保護、気候変動の影響の緩和及び適応、基本協定に定める活動に関連する研究並びに評議会が授権したその他のプログラム及びプロジェクトに焦点を当てることとしている。CABEIはまた、地域の経済及び社会の発展に大きな影響を及ぼし、中米地域の国々の発展に寄与するその他の事業及びプロジェクトへの取組みにも注力している。同様に、評議会が発行する規則に定められた条件に基づき、CABEIは地域外加盟国・地域におけるプログラムへの参加及び/又はプロジェクトの展開も行う。

() 概要

CABEIは、設立加盟国の公共部門及び民間部門の借主に対して主として米ドル建てで行われる貸付けを行うことを主要な事業活動としている。CABEIは、残りの加盟国・地域（設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域を含む。）の公共部門及び民間部門の借主に対する貸付けを行うことも認められている。

「(2)資本構成 - 資本構造 - ()設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域」を参照のこと。文脈上必要な場合を除き、設立加盟国内のみにおいて実施されたCABEIの貸付け、ファンド投資及びその他の事業活動に関する本書中の記載は、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域となる国において行われた活動を含むものとする。CABEIは、主に設立加盟国の公共部門及び民間部門の団体の債券又は持分に投資を行うファンドにも投資しており、設立加盟国における様々な開発プログラムの実施を担っている。

CABEIの収入は、市場性有価証券及び銀行預金のほか主として上記の貸付事業から得られる。CABEIは、ファンドへの投資活動は事業全般から見て副次的なものであると考えており、かかる活動が将来大幅に増加することは予測していない。

基本協定を遵守し十分な経営成績をあげるため、CABEIの貸付けは、競争上優位性を有するか差し迫った資金需要のある借主及び事業を対象としている。さらにCABEIは、環境保護上持続可能な発展を重視した事業を対象としている。

以下の表は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日に終了した事業年度における上記の貸付事業並びに市場性有価証券及び銀行預金からの収入額を示したものである。

CABEIの主要な収入源

	12月31日に終了した事業年度		
	2021年	2020年	2019年
	(単位：千米ドル)		
貸付金	329,390	369,829	443,160
市場性有価証券、銀行預金及び投資資金に係る実現利益	29,734	52,583	94,505
合計	359,124	422,412	537,665

()貸付け

CABEIは、設立加盟国の法律に基づいて設立されたか、又は設立加盟国において事業を営むことを認められた公共部門及び民間部門の借主に対してのみ貸付けを行っている。CABEIはまた、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の法律に基づき設立されたか、又は設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域において事業を営むことを認められた公共部門及び民間部門の借主に対する貸付けを行うことができる。CABEIが民間部門の借主に対する貸付けを増加させるという戦略を決定した1992年より前は、CABEIの貸付けは主として公共部門の借主に対するものであった。2016年12月31日現在では、CABEIの貸付金6,473.121百万米ドルのうち、それぞれ約81% (5,220.747百万米ドル) が公共部門の借主に対する貸付けであり、約19% (1,252.374百万米ドル) が民間部門の借主に対する貸付けであったのに対して、2021年12月31日現在、CABEIの貸付金は合計8,617.638百万米ドルであり、そのうち約91% (7,823.037百万米ドル) が公共部門の借主に対する貸付けであり、約9% (794.601百万米ドル) が民間部門の借主に対する貸付けであった。

CABEIは、自行の戦略に矛盾することなくその融資活動を公共部門に移し続けた一方で、民間部門に対する貸付けに係る支出を減少させた。2021年度中、貸付金の償却はなく、2020年度中、CABEIは0.156百万米ドルを償却し、2019年度中、貸付金の償却はなく、そのすべてが民間部門の借主に対して行われた。CABEIは、引き続き貸付ポートフォリオの大部分が公共部門の借主に対する貸付けにより占められると予想している。

以下の表は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日に終了した事業年度における、CABEIの公共部門及び民間部門への貸付事業からの収益額を示したものである。

公共部門及び民間部門への貸付けによる金融収益

	12月31日に終了した事業年度		
	2021年	2020年	2019年
	(単位：千米ドル)		
公共部門	287,990	305,325	351,401
民間部門	41,400	64,504	91,759
合計	329,390	369,829	443,160

公共部門への貸付け

CABEIは通常、加盟国・地域の中央政府又は政府の所有する自治体若しくは分権的な団体が展開する特定の事業又はプログラムに対する融資を行っている。CABEIは通常、公共部門の債務について支払い又は回収可能性に関する政府保証を要求している。「()融資方針並びに融資承認手続及び管理」を参照のこと。加盟国・地域に関するCABEIの公共部門エクスポージャーは、加盟国全体のエクスポージャーの合計の30%を超えることができない。設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域におけるエクスポージャーは、270百万米ドルに、14.4百万米ドルを超える現金による出資1米ドルにつき10倍を加算した額となる。

政府保証のない公共(金融又は非金融)グループに対するCABEIのエクスポージャーは、CABEIの自己資本の22%に制限されている。

政府の保有する機関又は資本構造の大半を占める政府の参加する機関への政府保証のない貸付金は、当該機関の内部信用格付けにより決定され、当該機関に対するエクスポージャーはCABEIの自己資本の22%に制限されている。政府の保有する金融機関への政府保証のない貸付金は、CABEIの自己資本の14%を超えてはならない。

中米社会開発特別基金(以下「FETS」という。)のCABEI普通資本への統合の発効日は、2018年11月30日であった。当該日付において、FETSの財務数値はCABEIの貸借対照表の一部となった。これは、FETSをCABEI普通資本に統合する提案を承認したCABEIの評議会決議(2018年4月26日付第AG-10/2018号)を受けて実施された。

優先債権者としての地位

中米地域の経済開発におけるCABEIの重要性が高く、またCABEIはその貸付け又は保証に関して遅延を生じている公共部門の借主又は保証人に対しては貸付けを行わない方針を採っていることから、加盟国・地域及び加盟国・地域内の公共部門の借主は、たとえ他の債権者に対する債務を履行していないとしてもCABEIに対する債務を履行しようとするであろうとCABEIは考えている（CABEIはこれを「優先債権者としての地位」と呼んでいる。）。「()財務方針」を参照のこと。

実際CABEIは、中米地域において公共部門の借主に対して貸付けを行い優先債権者としての地位を有するその他の債権者よりも、さらに優先されてきた。例えば、1980年代には、一部の中米政府は他の多国間債権者に対し債務不履行状態にあったにもかかわらず、CABEIに対しては支払いを継続した。

CABEIのポートフォリオの大部分が公共部門の借主に対する貸付けであるため、貸付ポートフォリオの大部分はCABEIの優先債権者としての地位から恩恵を受けており、この状況は中期的に続くと思われている。

民間部門への貸付け

CABEIは、加盟国・地域の民間部門の借主に貸付を行っている企業団体及び中間民間金融機関へ直接貸付けを行っている。2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日に終了した事業年度において、民間部門への貸付けのそれぞれ82%、84%及び81%は中間民間金融機関に対して行われ、残りの民間部門への貸付けは法人の借主に対して直接行われた。CABEIは中間金融機関に与えられている包括的なリボルビング・クレジット枠を通じて民間部門の借主への資金提供を行っているが、これは、融資効率を高め、金融部門の発展を促進し、最終的な借主ではなく中間金融機関がCABEIに対して責任を負うことによって弁済の可能性を高めるためである。

CABEIは、CABEIから中間金融機関に対する貸付けの実行時に中間金融機関に対してCABEIへ担保提供することを要求しない場合でも、貸付期間中に当該中間金融機関に対して担保を提供するよう要求する権利を留保している。CABEIは、直接的な貸付けを行っている民間部門の借主に対しては、通常、固定資産、株式、不動産又は信託基金を担保として提供するよう要求する。「()融資方針並びに融資承認手続及び管理」を参照のこと。

加盟国・地域の一つにおいて設立された民間の借主に対する直接的な貸付けについては、官民協働プロジェクトの資金調達におけるCABEIの参加は、融資期間中、提案されたプロジェクトの総費用の60%以下でなければならないのに対し、その他のプロジェクト・ファイナンスにおけるCABEIの参加は、融資期間中、提案されたプロジェクトの総費用の40%以下でなければならない。25.0百万米ドル未満のプロジェクトについては、CABEIの参加は総費用の60%以下とすることができる。CABEIは、投資家又はスポンサーからプロジェクト総費用の最低25%の出資を求め、出資の構成はプロジェクトの信用度によって異なる。

CABEIの中間金融機関への最大のリスク・エクスポージャーは、かかる機関についての内部の信用リスク格付及び管理体制によって決定され、CABEIからの資金供給の利用可能額は、かかる機関の利用可能な自己資本に基づいて上限が設定されている。民間金融部門顧客一つ当たりのCABEIのエクスポージャーは、CABEIの自己資本の6%を超えてはならず、コーポレート・ファイナンスを必要とする民間企業へのエクスポージャーは、CABEIの自己資本の5%を超えてはならない。さらに、単一の顧客又はプロジェクトにおけるCABEIのエクスポージャーは、ポートフォリオ全体の2.0%未満でなければならない（単一の顧客又はプロジェクトにおけるCABEIのエクスポージャーは、ポートフォリオ全体の2.0%未満でなければならない。かつ、CABEIの上位10の民間エクスポージャーの合計は、CABEIの貸付ポートフォリオの合計の11%を超えてはならない。）。

CABEIは、民間の金融経済グループ及び民間の非金融経済グループにおけるエクスポージャーをそれぞれ自己資本の10%及び5%に制限している。CABEIの非金融の法人顧客へのリスク・エクスポージャーは、CABEIの内部信用リスクモデルによって評価される顧客の信用度に基づいている。

民間部門貸付金のプロジェクト・ファイナンスへのCABEIの参加は、CABEIの自己資本及びプロジェクトの特性によって決まる。プロジェクトに投資適格出資者がいるならば、CABEIの最大エクスポージャーは、その自己資本の5%を超えてはならない。プロジェクトが公共部門からの支援を受けている場合、CABEIはケースバイケースの分析を行う。

貸付金

以下の表は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在におけるCABEIの貸付金を、借主の国別に示したものである。

借主の国別の貸付金

	12月31日現在		
	2021年	2020年	2019年
	(単位：千米ドル)		
グアテマラ	792,978	916,098	1,036,365
エルサルバドル	2,137,450	1,279,620	1,231,961
ホンジュラス	1,881,393	1,908,309	1,471,141
ニカラグア	1,721,654	1,504,619	1,369,347
コスタリカ	968,045	1,276,698	1,435,655
ドミニカ共和国	314,043	351,341	437,436
パナマ	614,074	693,122	420,142
ベリーズ	10,571	11,448	12,326
コロンビア	23,750	170,050	182,566
メキシコ	74,882	89,858	104,834
アルゼンチン	78,798	2,526	2,517
	8,617,638	8,203,689	7,704,290
貸倒引当金	(349,843)	(284,964)	(246,629)
貸付金純額	8,267,795	7,918,725	7,457,661

以下の表は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在におけるCABEIの公共部門への貸付金を、借主の国別に示したものである。

借主の国別の公共部門への貸付金

	12月31日現在		
	2021年	2020年	2019年
	(単位：千米ドル)		
グアテマラ	698,898	771,068	859,551
エルサルバドル	2,035,570	1,174,755	1,120,704
ホンジュラス	1,609,603	1,569,887	1,106,131
ニカラグア	1,579,694	1,314,883	1,118,074
コスタリカ	879,071	1,095,660	1,244,489
ドミニカ共和国	309,046	306,375	352,502
パナマ	523,154	540,354	181,758
ベリーズ	10,571	11,448	12,326
コロンビア	23,750	170,050	182,566
メキシコ	74,882	89,858	104,834
アルゼンチン	78,798	2,526	2,517
	7,823,037	7,046,864	6,285,452
貸倒引当金	(306,104)	(220,954)	(189,011)
貸付金純額	7,516,933	6,825,910	6,096,441

[次へ](#)

以下の表は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在におけるCABEIの民間部門への貸付金を、借主の国別に示したものである。

借主の国別の民間部門への貸付金

	12月31日現在		
	2021年	2020年	2019年
	(単位：千米ドル)		
グアテマラ	94,080	145,030	176,814
エルサルバドル	101,880	104,865	111,257
ホンジュラス	271,790	338,422	365,010
ニカラグア	141,960	189,736	251,273
コスタリカ	88,974	181,038	191,166
ドミニカ共和国	4,997	44,966	84,934
パナマ	90,920	152,768	238,384
	794,601	1,156,825	1,418,838
貸倒引当金	(43,739)	(64,010)	(57,618)
貸付金純額	750,862	1,092,815	1,361,220

以下の表は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在におけるCABEIの貸付金を、最終的な借主の経済業種別に示したものである。

最終的な借主の経済業種別の貸付金

	12月31日現在		
	2021年	2020年	2019年
	(単位：千米ドル)		
建設	2,667,760	2,938,889	2,901,767
電力、ガス、蒸気及び空調供給	1,510,048	1,779,561	1,719,496
医療及び社会支援	890,009	578,511	227,581
その他事業	808,147	263,351	14,735
金融及び保険事業	710,101	745,229	641,936
複合業種	527,273	606,306	706,597
農業、牧畜業、林業及び漁業	355,540	395,220	393,034
行政及び社会保障計画	341,838	21,069	26,649
教育	229,946	28,944	22,356
水道業、下水処理、廃棄物管理及び汚染除去	192,781	160,184	171,559
卸売業及び小売業	162,368	348,856	503,202
情報及び通信	48,173	46,212	83,549
専門的、科学的及び技術的事業	41,799	140,119	71,174
製造業	41,272	46,665	105,232
気候変動	29,253	0	0
運輸及び倉庫	25,456	35,054	46,957
宿泊業及び飲食事業	25,450	36,753	31,361
芸術、エンターテインメント及びレクリエーション事業	7,505	8,414	9,481
行政サービス及び支援事業	2,919	3,766	5,558
不動産	0	20,585	22,066
合計	8,617,638	8,203,688	7,704,290

以下の表は、表示された事業年度に満期を迎える、2021年12月31日現在のCABEIの貸付金の概算額を示したものである。

貸付金の満期

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年以降	合計
	(単位：千米ドル)					
支払元本	1,035,329	951,711	715,476	925,312	4,989,810	8,617,638

次の表は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在のCABEIの通貨別の関連スワップ取引後の貸付金を示したものである。

通貨別の貸付金

	12月31日現在		
	2021年	2020年	2019年
	(単位：千米ドル)		
米ドル	8,613,723	8,194,804	7,537,980
中米諸国の通貨	3,915	8,197	165,056
ユーロ	0	688	1,254
	8,617,638	8,203,689	7,704,290
貸倒引当金	(349,843)	(284,964)	(246,629)
貸付金純額	8,267,795	7,918,725	7,457,661

以下の表は、2021年12月31日現在のCABEIの借主上位20先を示したものである。同日現在、これらの借主に
 対する貸付けはCABEIの貸付金8,617.638百万米ドルの90.1%を占めていた。

借主上位20先

	2021年12月31日現在の エクスポージャー総額 (単位：千米ドル)
ホンジュラス共和国(HND)	1,540,936
ニカラグア共和国(NIC)	1,485,841
エルサルバドル共和国(SLV)	1,278,436
グアテマラ共和国(GTM)	692,119
インスティトゥト・コスタリセンス・デ・エレクトリシダ(CRI)	410,816
パナマ共和国(PAM)	399,850
コミシオン・エヘクティバ・ハイドロエレクトリカ・ デル・リオ・レンパ(SLV)	382,152
ドミニカ共和国政府(DOM)	309,669
コンセホ・ナシオナル・デ・ヴィアリダ(CONAVI)(CRI)	199,167
コスタリカ共和国(CRI)	179,771
バンコ・セントラル・デ・レセルバ・デ・エルサルバドル(SLV)	133,200
バンコ・セントラル・デ・ニカラグア(NIC)	100,277
バンコ・フィナンシエラ・コマーシャル・ホンジュレナ・ エス・エー(FICOHSA)(HND)	97,522
バンコ・デ・デサロージョ・デ・エルサルバドル(SLV)	91,089
バンコ・ラティーノアメリカーノ・デ・コメルシオ・ エクステリオール(BLADEX)(PAN)	87,500
バンコ・デル・パイス・エス・エー(HND)	84,908
アルゼンチン共和国(ARG)	79,286
コミシオン・フェデラル・デ・エレクトリシダ(MEX)	75,000
バンコ・セントラル・デ・ホンジュラス(HND)	70,000
グローバル・バンク・コーポレーション(PAN)	69,616
合計	7,767,155

次の表は、2021年12月31日現在の、各設立加盟国におけるCABEIの民間部門の借主上位5先を示したものである。

民間部門の上位借主

	2021年12月31日現在の エクスポージャー総額 (単位：千米ドル)
グアテマラ：	
バンコ・デ・デサロージョ・ルラル・エス・エー	64,831
ハイドロエレクトリカ・ザクバル・エス・エー	11,503
バンコ・インダストリアル・エス・エー	11,253
バンコ・ジー・アンド・ティー・コンチネンタル・エス・エー	1,468
バンコ・アイエヌブイ・エス・エー	1,000
小計	90,055
エルサルバドル：	
フェデラシオン・デ・カハス・デ・クレディト	27,405
ボスフォロ・エルティーディーエー・デ・シー・ヴィー	18,637
バンコ・アトランティダ・エルサルバドル・エス・エー	14,098
バンコ・プロメリカ・エス・エー	11,799
カハ・デ・クレディト・サンティアゴ・ノヌアルコ	5,761
小計	77,700
ホンジュラス：	
バンコ・フィコーサ・エス・エー	97,522
バンコ・デル・パイス・エス・エー	84,908
ホンジュラン・グリーン・パワー・コーポレーション	24,529
バンコ・フィナンシエラ・セントロアメリカーナ・エス・エー	22,545
バンコ・アトランティダ・エス・エー	16,038
小計	245,542
ニカラグア：	
バンコ・デ・ラ・プロダクシオン・エス・エー	36,319
バンコ・ラフィセ・バンセントロ・エス・エー	19,593
サイトフル・イ・マリナ・デ・グアカリト	17,386
バンコ・デ・フィナンサス・エス・エー	12,684
バンコ・フィコーサ・ニカラグア・エス・エー	12,038
小計	98,020
コスタリカ：	
バンコ・プロメリカ・コスタリカ・エス・エー	16,811
バンゴ・インプロサ・エス・エー	15,000
アラフエラ相互グループ - 住宅貯蓄貸付	12,296
シウダー・ケサダ地域社会貯蓄貸付協同組合アール・エル	12,125
フィナンシエラ・デシフィン・エス・エー	7,401
小計	63,633
パナマ：	
グローバル・バンク・コーポレーション	69,616
バンコ・ラ・ヒポテカリア・エス・エー	16,571
バンコ・アリアド・エス・エー	4,800
小計	90,987

ドミニカ共和国：

バンコ・ポピュラー・ドミニカーノ・エス・エー	5,000
小計	<u>5,000</u>
合計	<u><u>670,937</u></u>

()金銭債務

CABEIはその運営のための資金調達をほぼ例外なく設立加盟国外で行っている。CABEIは元来、借入金及び信用枠を国際開発金融機関、政府系金融機関、輸出信用機関及び商業銀行から得てきた。またCABEIは、譲渡性預金及び投資証券の発行を通じて独自に資金調達を行ってきた。加えて、1997年以降CABEIは、資金源を多様化すること並びにグローバル・コマーシャル・ペーパー及びリージョナル・コマーシャル・ペーパーの発行、また米国、中米諸国、中華民国（台湾）、シンガポール、香港、日本、タイ、ウルグアイ、コロンビア共和国、ペルー、スイス、ルクセンブルク、ノルウェー、オーストラリア、ドイツ及びメキシコ合衆国を含む、様々な市場における公共又は民間の債券の発行を通じて金融市場からの資金調達を行うことでより安定した資金調達に依拠することの両方をその資金調達方針としている。

CABEIは、これまで発行した債券の元本、プレミアム又は利息の支払いについて不履行に陥ったことがなく、常にすべての債務の期限を遵守してきた。

以下の表は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在におけるCABEIの金銭債務の調達先を示したものである。

金銭債務の調達先

	12月31日現在		
	2021年	2020年	2019年
	(単位：千米ドル)		
借入金 ⁽¹⁾	1,339,743	1,310,357	1,159,994
債券	6,919,394	6,526,759	5,511,953
コマーシャル・ペーパー・プログラム	64,999	64,998	59,412
譲渡性預金及び投資証券	1,744,052	1,596,879	1,327,358
合計	<u>10,068,188</u>	<u>9,498,993</u>	<u>8,058,717</u>

(1) CABEIは国際的な商業銀行及びその他の開発銀行からの借入金及び信用枠を受ける可能性がある。2021年12月31日現在、CABEIは合計1,817百万米ドルの国際的な商業銀行、開発銀行及び機関からの利用可能な長期及び短期のコミットメント型貸付信用供与枠及び非コミットメント型貸付信用供与枠を得ており、このうち約1,804百万米ドルが非コミットメント型であった。また、CABEIは、最大500百万米ドルの有効なグローバル・コマーシャル・ペーパー・プログラムを有しており、200百万米ドルのリージョナル・コマーシャル・ペーパー・プログラムの承認を有している。

以下の表は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在におけるCABEIの金銭債務合計に対するCABEIの借入金、コマーシャル・ペーパー・プログラム、債券及び譲渡性預金及び投資証券の割合を示したものである。

金銭債務内訳

	12月31日現在		
	2021年	2020年	2019年
借入金	13%	14%	14%
コマーシャル・ペーパー・プログラム	1%	1%	1%
債券	69%	68%	68%
譲渡性預金及び投資証券	17%	17%	17%
合計	100%	100%	100%

以下の表は、2021年12月31日現在におけるCABEIの借入金の資金源を示したものである。

借入金の資金源

資金源	2021年12月31日現在 (単位：千米ドル)
政府系金融機関及び輸出信用機関	
ドイツ復興金融公庫 (KfW)	281,770
フランス開発庁	258,246
スペイン開発金融公庫 (ICO)	230,710
台湾国際合作発展基金会 (台湾 ICDF)	138,847
メキシコ外国貿易銀行 (Bancomext)	132,188
米国国際開発金融公社 (US DFC)	99,157
オーストリア・エントヴィックルングスバンク・アーゲー (OeEB)	30,000
韓国輸出入銀行	14,985
国際協力銀行 (JBIC)	12,729
アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID)	4,737
小計	1,203,369
商業銀行	
シティバンク・エヌ・エイ	0
みずほ銀行	0
ウェルズ・ファーゴ	0
ノルデア・バンク	14,155
フォルティス・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイ (ベルギー)	5,167
BNPパリバ・フォルティス	3,492
小計	22,814
国際開発金融機関	
欧州投資銀行	94,490
北欧投資銀行	18,500
米州開発銀行 (IDB)	570
小計	113,560
借入金合計	1,339,743

以下の表は、2021年12月31日現在におけるCABEIの債券の種類を示したものである。

2021年12月31日現在における債券の種類

種類(1)	金額	米ドル建残高 (2021年12月31日 時点/単位:百万 米ドル)	満期	クーポン
日本円メディアム・ターム・ ノートシリーズ28	10十億円	89.868	2023年7月	2.41%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ34	25百万米ドル	26.107	2027年4月	4.290%
ユーロメディアム・ターム・ ノートシリーズ36	21.5百万ユーロ	32.403	2032年8月	4.00%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ38	50百万米ドル	52.224	2027年11月	4.00%
ユーロメディアム・ターム・ ノートシリーズ42	50百万ユーロ	71.344	2033年4月	3.25%
ユーロメディアム・ターム・ ノートシリーズ47	75百万ユーロ	102.980	2034年2月	2.769%
スイスフランメディアム・ターム・ ノートシリーズ48	180百万スイスフラン	197.886	2022年2月	1.875%
ユーロSNV	35百万ユーロ	46.866	2029年5月	3.00%
ユーロメディアム・ターム・ ノートシリーズ49	35百万ユーロ	50.760	2039年8月	3.00%
スイスフランメディアム・ターム・ ノートシリーズ52()	115百万スイスフラン	128.257	2023年2月	1.125%
日本円サムライ10年	4,500百万円	40.302	2025年12月	0.96%
スイスフランメディアム・ターム・ ノートシリーズ62	200百万スイスフラン	220.303	2022年8月	0.371%
ノルウェークローネメディアム・ ターム・ノートシリーズ65(12年)	500百万 ノルウェークローネ	58.354	2028年5月	2.898%
ノルウェークローネメディアム・ ターム・ノートシリーズ65(15年)	500百万 ノルウェークローネ	59.646	2031年5月	3.035%
豪ドル・オーストラリアメディアム・ ターム・ノートシリーズ1	75百万豪ドル	60.508	2026年11月	4.42%
ノルウェークローネメディアム・ ターム・ノートシリーズ72	500百万 ノルウェークローネ	58.879	2029年1月	3.00%
豪ドル・オーストラリアメディアム・ ターム・ノートシリーズ1(リオープン)	65百万豪ドル	52.440	2026年11月	4.42%
ウルグアイペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ74	1,846百万 ウルグアイペソ	49.394	2027年2月	13.90%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ75	167百万米ドル	167.086	2022年4月	L3M+100bps
ウルグアイペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ76	2,851.8百万 ウルグアイペソ	75.524	2027年4月	0.14%
日本円メディアム・ターム・ ノートシリーズ80	5.6十億円	48.819	2023年2月	0.426%
スイスフランメディアム・ターム・ ノートシリーズ81	200百万スイスフラン	222.543	2024年9月	0.314%
オフショア中国人民元メディアム・ ターム・ノートシリーズ82	2,000百万 オフショア中国人民元	322.062	2023年5月	4.850%
メキシコペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ84	2,000百万 メキシコペソ	59.443	2028年6月	M bono 2042 +90bps
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ85	12.3百万米ドル	12.505	2022年9月	2.62%
ニュージーランドドルメディアム・ ターム・ノートシリーズ86	30.3百万 ニュージーランドドル	20.735	2022年9月	2.2%
コロンビアペソメディアム・ターム・ ノートシリーズ87	150,000百万 コロンビアペソ	35.395	2025年9月	7.1%

コロンビアペソミディアム・ターム・ ノートシリーズ88	185,600百万 コロンビアペソ	42.088	2028年10月	7.55%
コスタリカコロンミディアム・ターム・ ノートシリーズ89	65,000百万 コスタリカコロン	114.120	2023年10月	9.66%
米ドルミディアム・ターム・ ノートシリーズ90	100百万米ドル	104.409	2023年12月	3.842%
ウルグアイペソミディアム・ターム・ ノートシリーズ91	1,631.6百万 ウルグアイペソ	48.927	2024年2月	3.15%
スイスフランミディアム・ターム・ ノートシリーズ92	200百万スイスフラン	221.805	2024年3月	0.200%
メキシコペソミディアム・ターム・ ノートシリーズ93	5,000百万 メキシコペソ	243.630	2022年5月	28日 TIE -7bps
スウェーデンクローナミディアム・ ターム・ノートシリーズ94	200百万 スウェーデンクローナ	22.488	2029年6月	1.460%
ウルグアイペソミディアム・ターム・ ノートシリーズ95	1,758.8百万 ウルグアイペソ	41.442	2024年7月	10.90%
メキシコペソミディアム・ターム・ ノートシリーズ96	3,000百万 メキシコペソ	146.197	2022年7月	28日 TIE -9bps
米ドルミディアム・ターム・ ノートシリーズ97	375百万米ドル	375.297	2024年11月	L3m+85bps
メキシコペソミディアム・ターム・ ノートシリーズ98	4,311.39百万 メキシコペソ	210.160	2023年3月	28日 TIE -10bps
米ドルミディアム・ターム・ ノートシリーズ99	750百万米ドル	738.912	2025年5月	2.00%
米ドルミディアム・ターム・ ノートシリーズ100	375百万米ドル	385.609	2025年6月	L3m+145bps
スイスフランミディアム・ターム・ ノートシリーズ101	150百万スイスフラン	167.899	2025年6月	0.405%
米ドルミディアム・ターム・ ノートシリーズ102	50百万米ドル	48.486	2025年11月	1.137%
ニュージーランドドルミディアム・ ターム・ノートシリーズ103	72百万 ニュージーランドドル	46.008	2025年12月	1.075%

2021年12月31日以降2022年5月31日に至るまで、CABEIは以下の債券を発行した。

種類	金額	米ドル建残高 (2022年5月31日 時点/単位:百万 米ドル)	満期	クーポン
豪ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ111	110百万豪ドル	76.296	2042年5月	4.700%
豪ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ112	72百万豪ドル	50.4	2032年5月	4.780%
米ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ113	75百万米ドル	75.0	2024年5月	3.169%
豪ドルメディアム・ターム・ ノートシリーズ114	50百万豪ドル	35.89	2027年6月	3.940%

以下の表は、2021年12月31日現在におけるCABEIの譲渡性預金の保有者の主な種別を示したものである。

譲渡性預金及び投資証券の保有者

保有者	2021年12月31日現在 (単位:千米ドル)
中央銀行	902,080
民間金融機関	514,416
公共金融機関	302,376
その他	25,180
合計	1,744,052

[前へ](#) [次へ](#)

以下の表は、表示された事業年度に満期を迎えるCABEIの金銭債務の種類別に、2021年12月31日現在における元本の概算金額を示したものである。

金銭債務の元本の満期

	12月31日に終了した事業年度					合計
	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年 以降	
	(単位：千米ドル)					
借入金	125,032	134,710	136,918	143,199	799,884	1,339,743
コマーシャル・ペーパー・ プログラム(グローバル 及びリージョナル)	64,999	-	-	-	-	64,999
債券	1,008,342	1,017,695	1,242,632	1,462,612	2,188,113	6,919,394
譲渡性預金及び投資証券 ⁽¹⁾	1,723,383	4,705	3,368	7,086	5,510	1,744,052
合計	<u>2,921,756</u>	<u>1,157,110</u>	<u>1,382,918</u>	<u>1,612,897</u>	<u>2,993,507</u>	<u>10,068,188</u>

(1) 2022年より後に満期となる譲渡性預金はない。

()財務方針

以下の記述は、理事会によって制定された主要な財務方針を要約したものである。

流動性

CABEIの方針は、格付機関であるスタンダード・アンド・プアーズ及びムーディーズが、国際開発金融機関の流動性状況を評価するために各々の方法で使用する主要な流動性指標を、CABEIの信用格付けに沿って遵守することを求めている。CABEIの内部流動性比率は、向こう6ヵ月間の予想される現金必要額の総額と少なくとも同等の流動資産を保有することを求めている。流動資産は、現金による銀行預金、有利子銀行預金及び売却可能有価証券から成り立っている。通常、CABEIは経営のための現金必要額として必要とされる設立加盟国の通貨の額以上のかかる通貨の額を保有しない。方針に従って、ALCO委員会は、バーゼル の枠組みで定められる基準に従ったCABEIの流動性比率（LCR（流動性カバレッジ比率）及びNSFR（安定調達比率））を監視する。

流動資産に対する投資

CABEIの投資方針は、流動資産の80%以上がA格以上の格付けを付された投資適格債務の形で維持されることを求めている。CABEIは、その資産及び負債委員会による承認を前提として、CABEIの流動資産の残額の20%以下のみを無格付け又は「A」（A-、A及びA+を含む。）より低い格付けの証券で保有することができる。さらに、CABEIが投資するすべての発行体は事前にリスク部により分析され、かつ、資産及び負債委員会により承認される。

集中

集中リスクを管理する目的で、CABEIは企業発行体ごとに最大エクスポージャーを確定利付ポートフォリオの10%及び総投資ポートフォリオの3.5%に制限している。

市場リスク

CABEIは、年単位でVaRを測定することによりその確定利付ポートフォリオを管理している。VaRの限界値は理事会によって承認され、かつ、CABEIのリスク部により毎日監視されている。

デュレーション

CABEIの投資方針は、CABEIが投資する確定利付有価証券の修正後デュレーションが最長で取得時から5年を超えてはならないとしている。さらに、確定利付ポートフォリオにおける有価証券の加重平均デュレーションは3年を超えてはならないとしている。

金利

CABEIは、貸付金に対する金利を、資金コスト、当該貸付金に特有のリスク、借主の市場に固有とされるより一般的なリスク及び資本に対する合理的な利益等の多くの要因を考慮した上で設定している。CABEIの方針として、国際市場において一般的に使用されている金利及び国際信用機関によって適用されている金利に従って決定することとしている。CABEIは各取引の相手方に関してリスク調整後最低資本利益率を要求している。

貸倒引当金

公共部門及び民間部門貸付けに対する貸倒引当金についてのCABEIの内部方針は、引当金はエクスポージャー純額、債務不履行の確率及び債務不履行発生時の損失に基づいて見積もられるべきであると規定している。公共部門の取引の相手方であるソプリンに対する債務不履行の確率は、（国際的な信用格付機関により設定された）ソプリンの信用格付け及びソプリンに係る債務不履行の確率に従って決定される。多国間債務比率及び対外債務残高に基づき、債務不履行の確率を調整するために、CABEIは、取引の相手方であるソプリンの優先債権者としての地位を検討する。公共部門のソプリン以外の相手方及び各民間部門相手方に対する債務不履行の確率は、借主が所在する国に対するカントリー・リスク格付け及び企業に係る債務不履行の確率（国際的な信用格付機関により公表された企業に係る債務不履行の確率に対する相手方の内部リスク格付けまでを使用して計算される。）に従って決定される。公共部門のソプリン以外への貸付け及び民間部門貸付けの貸倒引当金に対するCABEIの方針に従い、CABEIの経営陣は貸倒れに対する引当金が適切であるか否かを判断するために入手可能なすべての情報を考慮に入れた信用リスク評価を反映した手続を開発した。

CABEIは、（一般引当金の場合）貸付ポートフォリオの分析、遅延及びその他の一般的要因に基づき、また（個別引当金の場合）個別貸付けの評価及び減損の判断に基づいて、公共部門のソプリン以外への貸付け及び民間部門貸付けのための貸倒引当金を維持する。

貸倒引当金は、CABEIの経営陣によって、当期利益に対して借方計上される貸倒引当金の繰入を通じて評価される。貸倒引当金は、回収不能とCABEIの経営陣が判断しこれを確認した時点で、未払残高に対して償却される。その後の回収があれば、CABEIの貸倒引当金繰入額に対し貸記される。

貸倒引当金は、CABEIの経営陣によって定期的に評価される。この評価は、推定を必要とし、かかる推定は時間の経過により修正がされるものであることから、本質的に主観的なものである。

支払遅延

CABEIは、CABEIからの貸付け又はCABEIへの保証の支払いを遅延した借主又は保証人に対して（公共部門又は民間部門を問わず）支払いを行わない。

未収利息不計上貸付金

CABEIは公共部門借主に対する貸付けの元本又は利息の支払いが180日超遅延した場合には、かかる貸付けを「未収利息不計上貸付金」として分類する。CABEIは民間部門借主に対する貸付けの元本又は利息の支払いが90日超遅延した場合には、かかる貸付けを「未収利息不計上貸付金」として分類する。未収利息不計上貸付金に分類された貸付債権に対する発生済みの利息のうち未回収となっている一切の利息は、受取利息から削除される。その後の回収は、発生主義に戻る条件を満たすまで、現金主義で計上される。

債務

CABEIの方針上、CABEIの債務は自己資本の3倍を超えてはならない。CABEIの方針に従って、ALCO委員会は、バーゼル の枠組みで定められる基準を用いてCABEIのレバレッジ比率を監視する。

適正自己資本

CABEIの方針では、資産増加はバーゼルIに従って、適正自己資本比率を35%以上に維持しながら行わなければならない。また、かかる方針は、格付機関であるスタンダード・アンド・プアーズ及びムーディーズが、国際開発金融機関の資本状況を評価するために各々の方法で使用する主要な適正自己資本指標を、CABEIの信用格付けに沿って遵守することを求めている。CABEIの方針に従って、ALCO委員会は、バーゼル 及びバーゼル の枠組みで定められる基準を用いたCABEIの適性資本比率を監視する。

為替リスク

CABEIは、通貨のミスマッチを制限することにより、その為替リスク・エクスポージャーを制限する。そのため、設立加盟国の通貨については通貨のミスマッチが自己資本の+/-5%を超えてはならず、それ以外の通貨については通貨のギャップが自己資本の+/-0.4%を超えてはならない。CABEIは、貸付けの実質上すべてを米ドル建てで実行し、資金調達の実質上すべてを米ドル建て又は米ドルにスワップされる通貨建てで行うことのできる目標を達成する。CABEIはまた、そのFX VaRについても制限を行っている。

金利リスク

CABEIは、その業務における金利リスクを制限する。CABEIは、100bpsの変動に対して、1年間の予定受取利息純額の感度が自己資本の0.50%未満となるように制限することにより、金利リスクを制限している。

ポートフォリオ管理及びエクスポージャー

CABEIの貸付ポートフォリオは、CABEIの自己資本の3.5倍を超えてはならない。一国の設立加盟国に対するリスク加重されたエクスポージャー純額は、CABEIの自己資本又はCABEIのエクスポージャー合計の30%のいずれをも超えてはならない。CABEIはまた、12ヵ月間の未払い貸付金及び回収を考慮した予測将来エクスポージャーを制限する。

さらに、一つの公共部門の借主につきCABEIのエクスポージャー純額は、CABEIの公共部門のエクスポージャー合計の30%に制限されている。政府保証のない公共部門銀行からのエクスポージャー純額は、CABEIの自己資本の12%を超えてはならず、政府保証のない国有企業又は部分的に国有の企業に対するCABEIのエクスポージャー純額は、CABEIの自己資本の20%を超えてはならない。さらに、一つの民間部門の借主又はかかる民間部門の借主の企業集団からのCABEIのエクスポージャー純額はCABEIの自己資本の5%又は完全規制金融グループについては最大10%に制限されている。CABEIはまた、その公共部門及び民間部門の貸付ポートフォリオに対する予測将来エクスポージャーを制限している。

ヘッジ取引及びデリバティブ金融商品

CABEIはその活動のリスク回避のみを目的とする場合に、顧客への商品として提供するデリバティブ契約を締結できるものとする。かかる方針により、CABEIは投資適格者又は投資適格に満たないが担保契約に基づく適格機関との間においてのみデリバティブ契約を締結できると規定されている。もっとも、現在の運用としては、A格以上の格付けを付された機関と取引を行っている。(担保及び閾値を考慮した)運用の取替原価及び潜在的な将来のエクスポージャーを含む制限を通して、CABEIは、デリバティブの取引の相手方について、取引相手方リスクをモニタリングしている。デリバティブ運用における信用リスクは、資産及び負債委員会により承認されたネットिंग契約及び担保契約により軽減されている。CABEIのデリバティブにおけるエクスポージャーは、リスク部によって監視され、かつ、資産及び負債委員会並びに理事会に対して毎月報告される。

()融資方針並びに融資承認手続及び管理

融資方針

以下の記載は、CABEIの主要な融資方針の要約である。

公共部門貸付けに対する保証：

CABEIは公共部門の借主に対する貸付けに関して一般的に政府保証を要求している。

民間部門貸付けに対する担保及び制限条項：

中間金融機関： CABELは、グローバル与信枠の完了時に中間金融機関に対してCABELへ担保提供することを要求しない場合でも、当該中間金融機関に対して当該与信枠の有効期間中に担保を提供するよう要求する権利を留保している。

直接的な貸付け： 一般にCABELは、民間部門の借主に対しては、貸付けの元本金額の100%以上の価値を有する担保を提供するよう要求している。かかる担保の種類は通常、固定資産、株式及び/又はフィデューシャリー保証であり、担保掛目は、潜在的損失及び債権回収費用を考慮する内部の方針及び指針に従って評価される。CABELはまた、民間部門の借主に対して貸付けのストラクチャリング及び承認手続中に制定された財務制限条項に従うよう要求している。

直接的な貸付けに係る追加的な要件：

CABELは、民間部門の借主が受入国の法律に基づいて設立されているか、又は受入国において事業を営むことを認められていることを要求する。

貸付けに関する制限：

CABELは、借主の属する国、部門、業種、経済グループ等に基づき、異なる貸付限度額を設定している。CABELは、特に借主が事業を行う国、借主が事業を行う部門、借主の事業体の種類及びCABELに対する借主の経済グループのエクスポージャー総額を含む様々な要因に基づき、貸付けの承認及び融資額に制限を定める。内部の方針及び指針（CABELの貸付除外リスト及び倫理規定を含む。）に従い、CABELは賭博に関する活動、軍需物資に関する活動、強制労働及び/若しくは児童労働搾取についていかなる形式でも関係する活動又はCABELの環境方針若しくは受入国の環境基準を遵守しない活動に対する融資を行わない。

融資承認手続及び管理：

CABELの融資承認手続は、設立加盟国5ヵ国それぞれ並びにパナマ及びドミニカ共和国に所在する支店を通じて、また残りの設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の場合はCABELの本店において実施される。CABELは、融資申込者及び融資を求められているプロジェクトについて広範なデュー・デリジェンスを行う。かかるデュー・デリジェンスは、融資申込者及びプロジェクトの技術、市場、財務、経済、法務、コーポレート・ガバナンス、マネーロンダリング規制の遵守、社会的及び環境的観点から行われる。CABELはまた、プロジェクトのスポンサー及び運営者の誠意、経験並びに類似のプロジェクトにおける成功率、その財源並びにプロジェクトの成功を確保するための能力も精査する。

信用分析は、審査部のチーム（審査提案のオリジネーションを行う部門とは独立した機能部門）により行われる。かかるチームは、財務及び信用リスクの双方の観点からプロジェクトの実行可能性を判定する。CABELの審査部の意見は審査提案のオリジネーションを行う部門に対し、拘束力を有する。

信用分析が終了すると、審査提案が担当部長（ソブリン公共部門部長又は非ソブリン公共及び民間部門部長のいずれか）にその承認を受けるために提出され、その後、議決権を有する（ ）総裁（委員長）、（ ）ソブリン公共部門部長、（ ）非ソブリン公共及び民間部門部長、（ ）審査部長、（ ）最高財務責任者及び（ ）リスク部長によって構成される審査委員会に提出される。法律顧問は審査委員会の構成員であり、協議に参加することはできるが、議決権を有しない。審査委員会は、総裁の同意をもってCABELの審査部長により任命された秘書役を擁する。

審査委員会は審査提案について協議し、かかる委員会が提案に合意する場合、かかる提案は総裁に提言される。その後、総裁はかかる事業提案書を理事会に提出し、その後、理事会は融資の承認決議を行う。さらに、総裁は金融機関に対し、1百万米ドル相当額以下の融資限度枠を許可することができる。融資が承認され、承認決議に定められる条件が充足された場合、CABEIと借主は契約を締結する。融資金は、すべての当事者によって締結された契約の条項に基づいて支払われる。

融資金が支払われた後、CABEIはその投資の他に、すべての債務者が透明性及び調達に関する最善の実務に従うという要件について綿密に監視する。CABEIは顧客に対して定期的に助言を行い、必要に応じて企業又はプロジェクトを訪問する。民間部門の業務において、CABEIは投資を行ったプロジェクト又は企業に重大な影響を及ぼす可能性のあるすべての情報を監視し、かかる情報には独立の公認会計士によって監査済みの年次財務書類も含まれている。CABEIはその貸付金を、全額返済されるまで監視し、民間部門への貸付け及び政府保証のない公共部門への貸付けに対して質的及び量的双方の観点から定期的な（少なくとも1年に2回）検討を行う。CABEIは、かかる検討に関して、CABEIの貸付けの資産内容についての報告書を提供するため、CABEI内部の信用リスク格付システムに基づくリスク格付けを用いている。かかる定期的見直しの結果、個々の貸付け又はプロジェクトに内部的格付けが割り当てられ、これにより借主の信用度が決定される。かかる格付けはまた、個々のプロジェクトのための引当てに要求される水準の決定に用いられる。かかる格付システムは、返済リスクの特定及びかかるリスクの管理を銀行に対して求める国際的な信用基準を採用している。CABEIのリスク格付システムは8段階により構成されている。

さらに、CABEIのポートフォリオは、年に1回国際的な独立したリスク管理コンサルティング会社による審査を受ける。

()資産内容

CABEIは、支払いが期限に行われなかった場合には、その貸付金を期限超過として分類する。期限超過支払金には期限から利息を課し、ただちにCABEIからの貸付金について遅滞している借主又はCABEIに対する保証についてを遅滞している保証人へのすべての貸付けの実行を停止する。貸付金の元本総額は、貸付金に関する元本、利息、手数料又はその他の課徴金等の支払いが、民間部門借主への貸付金の場合は90日、公共部門借主への貸付金の場合は180日を超えて遅滞した場合に、未収利息不計上貸付金として分類される。未収利息不計上貸付金についての利息及びその他の課徴金は、支払いがCABEIによって実際に受領される範囲においてのみ収入に含められる。

CABEIの期限超過割賦貸付金（未収利息不計上貸付金の期限超過割賦元本額を含む。）の総額は、2020年12月31日現在では0.498百万米ドルで、同日におけるCABEIの貸付金の0.01%、2019年12月31日現在では0.575百万米ドルで、同日におけるCABEIの貸付金の0.01%であったのに対し、2021年12月31日現在は0.179百万米ドルで、同日におけるCABEIの貸付金の0.00%であった。2021年度における貸付金はすべて民間部門向けであったのに対して、2020年度においては0.349百万米ドルが公共部門の借主に対する貸付金であり、0.149百万米ドルが民間部門の借主に対する貸付金であった。

2021年12月31日現在、CABEIの未収利息不計上主義に係る貸付金の総額は25.085百万米ドルであった。2020年12月31日現在は0.780百万米ドルであり、2019年度は0.825百万米ドルであった。2021年度、2020年度及び2019年度における未収利息不計上貸付金はすべて民間部門向けの貸付金であった。

CABEIの受取利息から除外された未収利息不計上貸付金に関する遅延利息又はその他の課徴金は、2021年12月31日現在では0.045百万米ドルで、貸付金の0.00%であった。2020年12月31日現在では0.000百万米ドルで、貸付金の0.00%であったのに対して、2019年12月31日現在では0.060百万米ドルで、0.00%であった。かかる償却された貸付金は、すべて民間部門の借主に対する貸付金であった。

以下の表は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在におけるCABEIの貸付金、期限超過貸付金元本、未収利息不計上貸付金、貸付金償却、貸倒引当金及びそれぞれの項目のCABEIの貸付金に対する割合を示したものである。

貸付金、未収利息不計上貸付金及びその他

	12月31日に終了した事業年度		
	2021年	2020年	2019年
	(単位：千米ドル(％を除く。))		
貸付金	8,617,638	8,203,689	7,704,290
期限超過割賦貸付金総額	179	498	575
未収利息不計上貸付金	25,085	780	825
貸付金償却(純額)	-	156	-
貸倒引当金	349,843	284,964	246,629
貸付金に対する期限超過貸付金元本の割合	0.00%	0.01%	0.01%
貸付金に対する未収利息不計上貸付金の割合	0.29%	0.01%	0.01%
貸付金に対する貸付金償却(純額)の割合	0.00%	0.00%	0.00%
貸付金に対する貸倒引当金の割合	4.06%	3.47%	3.20%

以下の表は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日に終了した事業年度におけるCABEIの貸倒引当金の推移を示したものである。

貸倒引当金の推移

	12月31日に終了した事業年度								
	2021年			2020年			2019年		
	部門		合計	部門		合計	部門		合計
民間	公共	民間		公共	民間		公共		
	(単位：千米ドル)								
期首現在	64,010	220,954	284,964	57,618	189,011	246,629	57,792	191,071	248,863
償却 - 純額	-	-	-	(156)	-	(156)	-	-	-
回収益	2,836	-	2,836	-	-	-	107	-	107
貸倒(戻入)									
引当金繰入額	(23,107)	85,150	62,043	6,548	31,943	38,491	(281)	(2,060)	(2,341)
期末現在	43,739	306,104	349,843	64,010	220,954	284,964	57,618	189,011	246,629

()適正自己資本及びレバレッジ

CABEIは、強固な資本基盤を保持していると考えている。CABEIの方針は、その自己資本がリスク加重資産(バーゼルIに従って定められる。)総額の35%以上であることを要求している。かかる比率は、2020年12月31日現在では41.5%、2019年12月31日現在では41.8%であったのに対し、2021年12月31日現在では41.0%であった。他の多国籍機関と同様に、基本協定に従って、CABEIは配当金の支払いを行っていない。

CABEIの自己資本は、2020年12月31日現在における3,688.3百万米ドル(資産合計の27.7%)、2019年12月31日現在における3,443.0百万米ドル(資産合計の29.7%)と比較して、2021年12月31日現在においては3,794.0百万米ドル(資産合計の27.2%)であった。

CABEIは、この資本比率が不測の損失に対して十分な緩衝材となると考えている。さらに、CABEIの資本基盤は米ドル建てで維持されており、加盟国各国及び地域の通貨建てではない。これまで加盟国・地域は、米ドル換算で同等の価値が保持されている限り国内・地域内通貨で資本を拠出することを許可されていた。しかし、2002年10月23日以降、請求払資本に対する請求により必要される金額を含むすべての新たな資本拠出は、米ドルによって行われなければならないこととなった。従って、CABEIの資本基盤は、中米の通貨に関する貨幣価値の下落によって悪影響を受けることはない。

() 訴訟

CABEIは、通常の業務過程において日常的な訴訟及びその他の手続に関与する。CABEIは、係属中の手続がその業務又は経営成績に重大な悪影響を与えるものとは考えていない。

() 従業員

以下の表は、2021年12月31日、2020年12月31日及び2019年12月31日現在における従業員（経営陣を含む。）及びCABEIによって雇用された独立契約社員の人数を示したものである。

従業員及び独立契約社員

	12月31日現在		
	2021年	2020年	2019年
従業員	392	358	316
独立契約社員	39	42	44

CABEIの経営陣は、CABEIの専門スタッフに対する給与及びその他の給付金は優位性を持つものであり、現地の補助スタッフは地域の一般的な水準以上の賃金を支払われていると考えている。CABEIは現地の労働法の適用対象ではないが、従業員に対し、彼らが通常働き、居住している国の法律で要求される水準以上の給付金及び保障措置を提供している。CABEIは、講座及びセミナーを通じて技術的及び専門的訓練を受ける機会をチームメンバーに提供している。経営陣はCABEIの従業員との関係が良好であると考えている。平等な機会を提供する雇用主であるCABEIは、職場における多様性を歓迎し、促進する。CABEIには労働組合は存在せず、CABEIの歴史においてストライキが起こったことはない。

CABEIの事業に関して考慮すべき事項

CABEIの財政状態及び経営成績は、設立加盟国、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の経済状況又は政治情勢の悪化により悪影響を被る可能性がある。

CABEIの貸付金は、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国（「(1)設立 - 設立、目的及び沿革」を参照のこと。）を含む中米地域又は地域外加盟国・地域（「(2)資本構成 - 資本構造 - ()設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域」を参照のこと。）に所在する公共部門及び民間部門の債務者の直接の又は保証が付された債務である。かかる債務者が貸付金を返済する能力は、当該債務者の所在国のその時々々の経済状況及び政治情勢に大きく左右される。従って、設立加盟国、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の経済状況又は政治情勢の悪化が、CABEIの公共部門及び民間部門の債務者のCABEIに対する支払債務を履行する能力に悪影響を及ぼす可能性があり、ひいてはCABEIの財政状態又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の事業は、COVID-19の世界的なパンデミックにより悪影響を被る可能性がある。

COVID-19の発生のような世界的な流行病及び健康に関わる事象は、当行グループの加盟国を含む多くの国々の経済活動に悪影響を与え、その結果として当行の事業の成長、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

2020年初頭にCOVID-19が世界的に発生して以来、各国は集団隔離、屋内退避命令、医療スクリーニング、渡航の制限又は禁止、公共の場での集まりの制限、企業や学校の閉鎖及びその他一定の経済活動の停止など様々な措置を採って対応している。世界的感染症に対応して政府当局やその他の第三者がとる措置は、当行の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。COVID-19の蔓延により世界経済及び地域経済は減速し、政府当局が命じた閉鎖を含むこのコロナウイルスの蔓延を抑えるための取組みが強化された。大流行並びにコロナウイルスに関して政府が取る予防措置及び防御措置により、事業の混乱及び操業の短縮が生じた。パンデミックに対処する加盟国・地域の能力を強化するため、CABEIは、CABEIの金融支援が引き続き必要とされる地域を評価し、優先順位をつけた。現時点では財政的な影響を合理的に見積もることはできないが、CABEIの加盟国・地域の経済、財政状態及び運営に引き続き悪影響を及ぼしており、それにより当行の事業、財政状態及び経営成績が悪影響を被る可能性がある。

また、COVID-19の蔓延に起因する市場の変動は、当行の金融投資ポートフォリオに悪影響を及ぼしており、今後も影響を及ぼす可能性がある。さらに、借主が財政難に陥った、又は信用等级付けが引き下げられた場合には、CABEIが承認した内部のガイドラインに沿って、財務諸類に追加の貸倒引当金繰入額を計上する必要が生じる可能性がある。コロナウイルスが当行の業績にどの程度影響を及ぼすかは、ワクチンの効果及び変異種を含む今後の動向によるが、かかる動向については、とりわけコロナウイルスの深刻さに関して明らかになる可能性がある新たな情報及びコロナウイルスを封じ込めるため又はその影響に対処するための措置も含め、非常に不確定で予想できない。

CABEIは、為替管理又は通貨の切下げにより悪影響を被る可能性がある。

CABEIによる貸付けのほとんどは米ドル建てである。ただし、一部の借主は米ドルを生み出さないか若しくは生み出さない可能性があるか、又は米ドルを入手することが困難であるか若しくは困難である可能性がある。このため、かかる借主が米ドルで貸付金を返済する能力は、当該借主の所在国の中央銀行における米ドルの入手可能性、及び当該借主が入手可能な米ドルを購入するのに十分な自国通貨を生み出せるかにかかっている。CABEIは、かかる国がCABEIの借主の貸付金を返済する能力に悪影響を及ぼすような方法で為替管理若しくは通貨の切下げを行わないこと、又はそのような支払不履行の可能性がCABEIの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼさないことを保証することはできない。

さらに、CABEIの貸付けの大半はLIBOR及びその他の変動金利に連動しており、かかる金利の低下はCABEIのかかる貸付けからの収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

CABEIの資産の一部は、金利変更が必要となる場合があるLIBORベースの変動金利貸付けである。

LIBORを規制する英国金融行動監視機構（以下「FCA」という。）の最高責任者は、2017年7月、FCAが2021年以降、LIBOR算出のためのレート提出を銀行に強制しない方針であることを発表した。2021年12月31日現在、CABEIの現在の資産ポートフォリオの一部は、2023年6月30日以降に満期を迎えるLIBORベースの変動金利貸付けである。利息計算方法としてのLIBORが代替されることが予想される中、CABEIは、利息計算方法としてのLIBORの停止に対応し、変動金利資産の利息計算方法を一つ以上の代替方法に置き換えるための最善の方法を決定するため、LIBOR関連資産をそれぞれ精査する必要がある。

上記を行うにあたって、かかる資産の該当する借主への通知及びその同意が必要となる場合もあれば、かかる資産の限定的な譲渡又は参加持分を取得した可能性のある第三者への通知又はその同意が必要となる可能性もある。

タイミングの遅れ、早期期限前償還の可能性、取得した資金をCABEIが再利用できないこと、貸付け若しくはその他の条件の再交渉の要求、又はCABEIに悪影響を与える可能性のあるその他の影響を含め、潜在的な悪影響を受けることなく、LIBOR条項を置き換え、該当する貸付金の金利変更が行うことができるとは、現時点では保証できない。

CABEIは現在、フォールバックの状況への対応方法を決定するため、米ドル建てLIBORベースの貸付ポートフォリオを見直している。当行は、以下を含むアクション・プランの展開に着手している。()LIBORの移行に関連する当行の主なエクスポージャー及びリスクの特定、()新しい基準金利に連動した新商品の開発、()現行契約の見直し及び一部の顧客との再交渉、()新しいデリバティブ取引に対応し評価するための担保付翌日物調達金利（以下「SOFR」という。）に基づく新しいイールドカーブの構築、()LIBORに基づいた旧業務を移行し、新しい基準金利の導入に対応するためのフロント及びバックオフィスのプラットフォームの強化並びに()（現地の取引先の場合）SOFRや同等のベンチマークを用いて又は取引の一部として現地金利を用いて新規に組成するオンバランス・オフバランス業務のクロージング。本年度報告書の日付現在、当行の試算によると、LIBORからSOFRなどの代替ベンチマークへの切替えは、当行の業績に重大な影響を与えない見込みである。しかし、その他の改革や変更、代替基準金利の設定、又はこれらの基準金利に対するその他の改革が行われた場合、当行の将来の業績に重大な影響を与えないと保証することはできない。

主要な人口統計及び経済データ

以下の表は、直近13年間に於ける設立加盟国の主要な人口統計及び経済データである。

CABEI 設立加盟国

免責事項：以下の情報は、中米金融評議会議長、国際通貨基金及び人間開発指数より引用されている。

CABEIはかかる情報が正確であると確信しているが、独自に検証してはいない。

指標名	国名	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
人口 (単位：百万人)	コスタリカ	4.5	4.6	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.0	5.1	5.1	5.2
	エルサルバドル	6.2	6.2	6.2	6.3	6.3	6.4	6.5	6.5	6.6	6.6	6.5	6.5	6.5
	グアテマラ	14.3	14.6	14.9	15.3	15.6	15.9	16.3	16.6	16.9	17.3	17.6	18.0	18.3
	ホンジュラス	8.0	8.2	8.4	8.5	8.7	8.8	9.0	9.1	9.3	9.4	9.8	9.9	10.1
	ニカラグア	5.7	5.8	6.0	6.1	6.1	6.2	6.3	6.3	6.4	6.5	6.5	6.5	6.5
出生時平均寿命	コスタリカ	78.6	78.8	78.9	79.1	79.2	79.4	79.6	79.7	79.9	80.1	80.3	N/A	N/A
	エルサルバドル	71.0	71.2	71.4	71.7	71.9	72.2	72.4	72.6	72.9	73.1	73.3	N/A	N/A
	グアテマラ	71.1	71.5	71.9	72.2	72.6	72.9	73.3	73.5	73.8	74.1	74.3	N/A	N/A
	ホンジュラス	73.1	73.3	73.6	73.8	74.1	74.3	74.5	74.7	74.9	75.1	75.3	N/A	N/A
	ニカラグア	72.2	72.4	72.7	73.0	73.2	73.4	73.6	73.9	74.1	74.3	74.5	N/A	N/A
名目GDP (単位：十億米ドル)	コスタリカ	30.8	37.6	42.7	47.0	50.3	51.2	55.4	57.8	58.7	60.5	63.9	61.5	64.3
	エルサルバドル	17.6	18.4	20.3	21.4	22.0	22.6	23.4	24.2	24.9	26.1	27.0	24.6	28.3
	グアテマラ	37.7	41.3	47.7	50.4	53.9	58.7	63.8	68.7	75.6	78.5	76.7	77.1	85.7
	ホンジュラス	14.5	15.7	17.6	18.5	18.5	19.8	21.0	21.7	23.1	23.8	24.9	23.7	28.2
	ニカラグア	8.3	8.8	9.8	10.5	11.0	11.9	12.8	13.3	13.8	13.1	12.5	12.1	14.3
一人当たりGDP (単位：米ドル)	コスタリカ	6897.2	8264.2	9260.9	10054.5	10632.9	10679.1	11422.6	11779.2	11810.2	12039.1	12599.2	11982.3	12408.4
	エルサルバドル	2860.5	2978.8	3251.1	3400.2	3466.4	3529.5	3628.1	3704.2	3787.3	3922.3	4187.0	3794.3	4345.4
	グアテマラ	2635.7	2825.5	3187.8	3299.6	3452.8	3687.7	3923.6	4140.7	4469.5	4545.1	4354.3	4288.7	4673.6
	ホンジュラス	1802.9	1919.5	2113.3	2178.4	2136.7	2242.7	2341.3	2382.6	2491.5	2523.8	2550.7	2382.9	2789.6
	ニカラグア	1444.9	1506.1	1630.0	1734.8	1790.4	1916.8	2036.9	2099.6	2165.2	2030.5	1920.3	1869.7	2177.5
輸出 (単位：百万米ドル)	コスタリカ	8783.7	9448.1	10425.7	11444.6	11635.1	11300.1	9607.4	10379.0	11064.4	11661.3	11972.1	12246.9	16352.2
	エルサルバドル	3866.1	4499.2	5308.2	5339.1	5519.3	5301.5	5509.0	5420.2	5760.0	5904.6	5904.8	5044.0	6628.8
	グアテマラ	7213.7	8465.6	10401.1	9978.7	10028.2	10803.5	10674.8	10449.3	10982.4	10969.4	11169.5	11546.1	13594.0
	ホンジュラス	2362.0	2818.8	3959.8	4391.1	3929.4	4069.7	3921.3	3907.1	4544.8	4272.4	4233.0	4258.6	5202.9
	ニカラグア	2621.7	3452.2	4360.2	4816.3	4744.3	5142.9	4894.6	4839.2	5186.4	5387.2	5590.8	5321.1	6888.6
輸入 (単位：百万米ドル)	コスタリカ	11394.7	13569.6	16229.2	17590.6	17961.7	17188.5	15479.6	15944.4	16590.8	17266.1	16832.1	15585.7	25183.2
	エルサルバドル	7325.4	8416.2	9964.5	10257.4	10747.5	10514.2	10293.4	9825.8	10571.5	11829.8	11603.8	10326.6	15075.9
	グアテマラ	11531.3	13836.3	16612.7	16994.0	17515.5	18281.8	17640.9	17002.8	18390.2	19674.4	19881.6	18206.2	26606.0
	ホンジュラス	6223.7	7127.7	9016.2	9385.3	9152.3	9310.8	9424.3	8912.8	9683.0	10505.4	10354.2	8957.7	13221.8
	ニカラグア	4327.6	5339.2	6694.9	7211.1	7118.9	7369.4	7543.2	7495.5	7736.2	10049.7	6538.2	6255.5	8366.2
中央銀行の外貨準備純額 (単位：百万米ドル)	コスタリカ	4066.3	4627.2	4755.8	6856.7	7330.9	7211.4	7834.1	7573.8	7149.8	7495.0	8912.3	7224.7	6918.1
	エルサルバドル	2983.4	2880.7	2502.0	3172.9	2720.7	2661.2	2670.2	2923.0	3273.2	3353.6	3936.5	2915.2	3342.4
	グアテマラ	5212.6	5953.8	6187.9	6693.8	7272.6	7333.4	7751.2	9160.4	11769.5	12755.6	14789.0	18468.2	20939.6
	ホンジュラス	2116.3	2719.3	2820.7	2570.9	3055.9	3516.5	3822.3	3887.6	4785.6	4853.1	5808.9	8148.8	8677.6
	ニカラグア	1422.8	1631.6	1710.5	1718.1	1840.0	2153.7	2401.2	2387.5	2716.2	2038.9	2208.5	3073.5	3954.6
インフレーション 期末時点消費者物価 (単位：%)	コスタリカ	4.1	5.8	4.7	4.6	3.7	5.1	-0.8	0.8	2.6	2.0	1.5	0.9	3.3
	エルサルバドル	-0.2	2.1	5.1	0.8	0.8	0.5	1.0	-0.9	2.0	0.4	0.0	0.7	6.1
	グアテマラ	-0.3	5.4	6.2	3.5	4.4	3.0	3.1	4.2	5.7	2.3	3.4	4.8	3.1
	ホンジュラス	3.0	6.5	5.6	5.4	4.9	5.8	2.4	3.3	4.7	4.2	4.1	4.0	5.3
	ニカラグア	0.9	9.2	8.0	6.6	5.7	6.5	3.1	3.1	5.7	3.9	6.1	2.9	7.2

出典：中米金融評議会議長、国際通貨基金、人間開発指数並びにグアテマラ、ホンジュラス及びニカラグアの中央銀行

[前へ](#)

(5)【経理の状況】

2021年度及び2020年度の財務書類

本書中の2021年12月31日現在及び同日に終了した事業年度のCABEIの財務書類並びに財務報告に係る内部統制の有効性は、独立監査法人ガラス・ヤマザキ・リズ・ウルキーサ・エス・シー（デロイト・メキシコ）の監査を受けている。

[次へ](#)

中米経済統合銀行
貸借対照表
2021年12月31日及び2020年12月31日現在

	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
資産の部		
現金及び要求払預金（注記4）	42,086	12,634
有利子銀行預金（注記5）	2,790,462	2,941,219
売却可能有価証券 （2021年の有価証券貸付契約：582,544千米ドル2020年の有 価証券貸付契約：330,310千米ドル）（注記6）	2,585,194	2,223,660
貸付金 - 繰延組成手数料純額	8,617,638	8,203,689
控除：貸倒引当金	(349,843)	(284,964)
貸付金 - 純額（注記7）	8,267,795	7,918,725
未収利息（注記8）	64,466	70,339
固定資産 - 純額（注記9）	40,372	33,737
デリバティブ金融商品（注記19）	256	1,697
持分投資（注記10）	28,809	29,356
その他の資産（注記11）	135,512	63,889
資産合計	13,954,952	13,295,256
負債の部		
借入金 （2021年の公正価値：302,282千米ドル 2020年の公正価値：308,903千米ドル） （注記12）	1,339,743	1,310,357
債券 （2021年の公正価値：4,523,590千米ドル 2020年の公正価値：4,436,980千米ドル） （注記13.a）	6,919,394	6,526,759
コマーシャル・ペーパー・プログラム （注記13.b）	64,999	64,998
譲渡性預金（注記14）	1,743,867	1,596,650
投資証券	185	229
未払利息（注記15）	17,917	19,586
デリバティブ金融商品（注記19）	27,773	28,552
その他の負債（注記16）	47,059	59,870
負債合計	10,160,937	9,607,001
資本の部		
応募済資本	6,883,100	6,836,550
控除：請求払資本	(5,162,324)	(5,127,412)
控除：未収現金払資本	(448,468)	(562,724)
払込資本（注記17）	1,272,308	1,146,414
一般準備金	2,487,795	2,342,132
利益剰余金	92,506	145,663
その他の包括（損失）利益累計額（注記22）	(58,594)	54,046
資本合計	3,794,015	3,688,255
負債・資本合計	13,954,952	13,295,256

本財務書類に添付の注記を参照のこと。

中米経済統合銀行
 損益計算書
 2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度

(単位：千米ドル)

	2021年	2020年
	_____	_____
金融収益		
公共部門貸付金	287,990	305,325
民間部門貸付金	41,400	64,504
市場性有価証券	20,658	27,831
銀行預金	4,615	17,559
投資ファンドに係る実現利益	4,461	7,193
	_____	_____
金融収益合計	359,124	422,412
	_____	_____
金融費用		
借入金	18,521	24,343
債券	83,664	127,732
コマーシャル・ペーパー・プログラム	107	762
譲渡性預金及び投資証券	3,065	14,582
	_____	_____
金融費用合計	105,357	167,419
	_____	_____
金融収益 - 純額	253,767	254,993
	_____	_____

貸倒引当金繰入額（注記7）	62,043	38,491
偶発債務に係る損失引当金（戻入）繰入額	(452)	169
信用損失引当金繰入額合計	61,591	38,660
信用損失引当金繰入額控除後の金融収益 - 純額	192,176	216,333
その他の営業利益（費用）		
金融サービス及びその他の手数料	8,674	1,468
監視及び管理手数料	2,680	1,506
持分投資に係る純（損失）利益	(548)	24
持分投資による配当金	0	455
為替純損失	(315)	(462)
その他の営業利益	1,785	932
その他の純営業利益合計	12,276	3,923
一般管理費		
給料及び従業員給付	41,499	34,545
その他の管理費	20,621	17,197
減価償却費	5,489	5,147

その他	652	642
	<hr/>	<hr/>
一般管理費合計	68,261	57,531
	<hr/>	<hr/>
当期利益（特別拠出金及びその他の拠出金並びに デリバティブ金融商品及び債務評価額控除前）	136,191	162,725
特別拠出金及びその他の拠出金（注記23）	(28,690)	(29,929)
	<hr/>	<hr/>
当期利益（デリバティブ金融商品及び債務評価額控除前）	107,501	132,796
デリバティブ金融商品及び債務評価額	(14,995)	12,867
	<hr/>	<hr/>
当期純利益	92,506	145,663
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>

本財務書類に添付の注記を参照のこと。

中米経済統合銀行
 包括利益計算書
 2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度

	2021年	(単位：千米ドル) 2020年
当期純利益	92,506	145,663
その他の包括（損失）利益		
売却可能有価証券に係る未実現純（損失）利益	(35,039)	24,625
当期利益に含まれる実現純利益組替調整額	(4,461)	(7,193)
小計 - 売却可能有価証券（注記22）	(39,500)	17,432
公正価値で測定する債務証券の信用リスクの変動（注記3（vi））	(62,158)	27,963
満期までに実現する営業上の債務の公正価値で測定する純損失の再分類（注記22）	4,740	4,790
小計 - 公正価値で測定する債務証券の信用リスクの変動（注記22）	(57,418)	32,753
退職金プラン、年金及びその他の社会保障給付 保険数理上の（損失）利益の変動額（注記22）	(15,722)	5,056
その他の包括（損失）利益	(112,640)	55,241
包括（損失）利益	(20,134)	200,904

本財務書類に添付の注記を参照のこと。

中米経済統合銀行
 株主資本変動計算書
 2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度

(単位：千米ドル)

	払込資本	一般 準備金	利益 剰余金	その他の 包括(損失) 利益累計額	資本合計
2020年期首残高	1,102,063	2,113,680	228,452	(1,195)	3,443,000
当期純利益	0	0	145,663	0	145,663
その他の包括利益	0	0	0	55,241	55,241
包括利益	0	0	145,663	55,241	200,904
資本拠出金 - 現金払い (注記17.c)	44,351	0	0	0	44,351
一般準備金への振替	0	228,452	(228,452)	0	0
2020年12月31日現在残高	1,146,414	2,342,132	145,663	54,046	3,688,255
当期純利益	0	0	92,506	0	92,506

その他の包括損失	0	0	0	(112,640)	(112,640)
	<hr/>	<hr/>	<hr/>	<hr/>	<hr/>
包括利益（損失）	0	0	92,506	(112,640)	(20,134)
	<hr/>	<hr/>	<hr/>	<hr/>	<hr/>
資本拠出金 - 現金払い （注記17.c）	125,894	0	0	0	125,894
一般準備金への振替	0	145,663	(145,663)	0	0
	<hr/>	<hr/>	<hr/>	<hr/>	<hr/>
2021年12月31日現在残高	1,272,308	2,487,795	92,506	(58,594)	3,794,015
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>

本財務書類に添付の注記を参照のこと。

中米経済統合銀行
キャッシュフロー計算書
2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度

	2021年	2020年
(単位：千米ドル)		
営業活動によるキャッシュフロー		
当期純利益	92,506	145,663
営業活動によるキャッシュ純額への当期純利益の調整項目		
貸倒引当金繰入額	61,591	38,660
デリバティブ金融商品及び債務評価額に係る損失(利益)	14,995	(12,867)
減価償却費	5,489	5,147
持分投資に係る純損失(利益)	548	(24)
為替純損失	315	462
未収利息純減額	4,248	23,420
未払利息純(減)額	(1,669)	(32,835)
その他の資産純増額	(91,607)	(16,990)
その他の負債純(減)増額	(14,989)	4,618
営業活動による純現金収入	71,427	155,254
投資活動によるキャッシュフロー		
有利子銀行預金純減(増)額	150,756	(808,408)
売却可能有価証券の買入れ	(2,700,413)	(3,160,245)
売却可能有価証券の売却及び償還による手取金	2,292,633	2,733,582
固定資産の買入れ	(5,215)	(4,860)
デリバティブ金融商品に係る現金担保純(減)増額	(361,640)	443,083
貸付金支出額	(2,153,535)	(2,540,119)
貸付金回収額	1,539,084	2,041,188
貸付金売却による手取金	204,258	0
投資活動による純現金支出	(1,034,072)	(1,295,779)
財務活動によるキャッシュフロー		
資本拠出金	125,894	44,351
借入金による手取金	251,535	534,908
借入金返済額	(203,146)	(423,633)
コマーシャル・ペーパー・プログラム純増額	1	5,587
債券発行による手取金	1,562,082	1,554,845
債券償還額	(891,090)	(862,981)
譲渡性預金純増額	147,217	269,573
投資証券純減額	(44)	(53)
財務活動による純現金収入	992,449	1,122,597
現金に対する為替変動の影響額	(352)	(8)
期首現金及び要求払預金残高	12,634	30,570
期末現金及び要求払預金残高	42,086	12,634
現金及び現金同等物の純増(減)額	29,452	(17,936)
キャッシュフロー補足情報		
利息支払現金	107,026	200,254
売却可能有価証券に係る未実現純(損失)利益	(39,500)	17,432
社会福祉プランに基づく保険数理上の(損失)利益(注記22)	(15,722)	5,056

本財務書類に添付の注記を参照のこと。

中米経済統合銀行 財務書類に対する注記

(1) 当行の起源及び性質

中米経済統合銀行(以下「CABEI」又は「当行」という。)は、1960年12月13日現在での基本協定に基づいて、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス及びニカラグアの政府により国際公法の下で設立された金融機関である。さらに、1963年9月23日に、コスタリカ共和国が設立加盟国として加わった。1989年9月2日に調印され1992年に発効した議定書により、地域外加盟国・地域の参加が許容された。当行は1961年5月31日に営業を開始し、ホンジュラス、テグシガルパに本店を有する。

当行の目的は、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域の経済統合並びに均衡のとれた経済的発展及び社会的発展を促進することである。

当行の業務は、技術協力基金(以下「FONTEC」という。)及び社会福祉基金(SBF)によって実施される活動により補完されている。これらの基金は、当行によって管理されているが、独自の定款によって統制されており、その資本は当行から独立し、分離している。本財務書類は当行の資産、負債及び運営のみを含むものである。その他の基金に関連する純資産については、注記20及び21に開示されている。

さらに、注記20に詳細を記載のとおり、当行は第三者と提携した基金を運営しており、それらの基金は各団体と合意し、当行の方針及び戦略と一致しているプログラムにファイナンスすることを目的としている。

関連事象

2019年12月、SARS-CoV-2と呼ばれる新型コロナウイルスがCOVID-19を引き起こすことが報じられた。2020年1月、コロナウイルスは中南米を含むその他の国々へと広まり、2020年3月11日、世界保健機関は、COVID-19の蔓延が世界的なパンデミックになったと宣言した。COVID-19の蔓延により世界経済及び地域経済は減速し、政府当局が命じた閉鎖を含め、このコロナウイルスの蔓延を抑えるための取組みが強化された。かかる感染拡大並びにコロナウイルスに関して政府が取る予防措置及び防御措置により、事業の中断及び縮小が生じた。当面の対応として、現状に対処する運営能力を強化するため、CABEIは、パートナー及び顧客からの財政支援を必要とする事業を評価し、優先順位をつけた。その結果生じる財務上の影響は、現時点で合理的に見積もられているため、CABEIの財務構造上、CABEIの業務や意図した活動の遂行に大きな影響を与えることはないと思料される。

さらに、これに関連して、2020年3月31日に、中米統合機構(以下「SICA」という。)の加盟国及びその他地域外加盟国・地域に対して、COVID-19の予防、検出及び治療並びに加盟国における経済的影響の緩和のための経済的活動に資金を提供するため、当行は、COVID-19及び経済再活性化のための緊急支援及び準備プログラム(以下「本プログラム」という。)を承認した。本プログラムの総額は3,060,125千米ドルで、7つの要素で構成されており、主に緊急援助、COVID-19の早期発見のための医薬品及び医療機器の地域購入及び供給のための援助、公共部門の活動資金調達のための融資、中央銀行流動性管理を支援するための融資プログラム、金融部門支援融資枠 - MYPIMES並びにワクチンの取得及び適用のための融資枠が含まれる。2021年12月31日現在、CABEIは1,403,325千米ドル(2020年:1,138,325千米ドル)の事業を承認し、910,327千米ドル(2020年:581,246千米ドル)を支出している。本プログラムは、CABEIの通常の資金源及び外部からの資金源によって賄われている。

加えて、2020年12月14日には、気候変動の影響に適応し、短期、中期及び長期の対策を講じるために、SICA地域の国々が自然災害に対処し、防止することを目的としたプロジェクトに資金提供するための中米レジリエント復興プログラムを当行は承認した。このプログラムは、総額2,513,000千米ドルで、6つの要素で構成されており、緊急支援、技術支援及び投資プロジェクト準備基金の創設と資本化、公共投資プログラム、民間投資プログラム、グリーンボンド、ESG（環境・社会・ガバナンス）債及びテーマ別債権の発行、気候変動への適応に関する知識の開発及び管理が含まれる。2021年12月31日現在、CABEIは738,930千米ドル（2020年は3,000千米ドル）の事業を承認し、181,306千米ドル（2020年は1,500千米ドル）を支出している。このプログラムの資金は、CABEIの通常の資金源及び外部の資金源から賄われる。

(2)重要な会計方針の概要

英訳に関する説明 - 添付の財務書類は、利用者の便宜のため、スペイン語から英語に翻訳されている。

当行の会計方針及び財務情報は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と承認されている会計原則（以下「米国GAAP」という。）に基づいている。

重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(a)機能通貨及び外国通貨

当行の機能通貨は米ドルである。米ドル以外の通貨建ての取引は、取引日において一般的で有効な為替レートにて記録されている。米ドル以外の通貨建ての資産及び負債は、貸借対照表の日付現在の為替レートを適用して、米ドルで記載されている。従って、米ドル以外の通貨建ての取引によって生じる外国為替純差益及び純差損は、損益計算書においてその他の営業利益（費用）として計上されている。

(b)現金及び現金同等物

キャッシュフロー計算書の目的上、現金及び現金同等物は、当行の請求により支払われる現金及び要求払預金に含まれる金額を指す。

(c)公正価値測定

公正価値測定のために、当行は、可能な限り、観測可能なインプットを最大限に使用し、観測不能なインプットの使用を最小限にする評価方法を利用する。

公正価値で計上することが要求され又は認められる資産及び負債並びにその他の要求される開示対象の公正価値を決定する場合、当行は当行が取引を行うであろう主要な又は最も有利な市場を考慮し、また資産若しくは負債の価格決定をする際に市場参加者が利用するであろう仮定を考慮する。可能な場合、当行は同一の資産及び負債の価格決定をするために、活発な且つ観測可能な市場に依拠する。同一の資産及び負債が活発な市場において取引されない場合、当行は、類似する資産及び負債の観測可能な市場データに依拠する。それにもかかわらず、一定の資産及び負債が観測可能な市場において活発に取引されておらず、当行は公正価値を決定するために代替的な評価方法を利用しなければならない。公正価値の階層における金融商品のレベルは、公正価値の決定にとって重要な階層において最も高いレベルのデータに基づくものである。

公正価値測定において市場参加者の仮定を考慮する際、階層により観測可能な仮定と観測不可能な仮定を区別しており、それらは以下のレベルのいずれかに分類される。

- ・ レベル1： 同一の項目の活発な市場における相場のある資産及び負債。
- ・ レベル2： 資産及び負債の全期間において観測可能な市場の仮定に基づき評価された資産及び負債（活発な市場における類似の商品の市場相場、活発でない市場における同一若しくは類似の商品の市場相場、観測可能な市場相場以外の仮定又は市場の情報によって裏付けることのできる仮定を含む。）。
- ・ レベル3： 関連する評価の仮定を市場で観測することができない資産及び負債。ただし、資産又は負債の公正価値を測定するため入手可能な最良の情報を用いて評価される商品。

注記3に記載のとおり、当行は、公正価値測定を要しない一定の資産及び負債を公正価値で測定している。

(d) 売却可能有価証券

市場性有価証券は、売却可能有価証券として分類された上で公正価値にて記録され、未実現利益及び損失は、実現し、損益計算書に計上されるまで当期純利益から除外されて、資本の別の項目としてその他の包括（損失）利益累計額に計上される。

CABEIは、投資有価証券ポートフォリオの総額の80%以上に相当する額は、銀行預金及び国際格付けにおいて「A」以上が付与された発行体により発行される債券への投資とし、無格付け又は「A」（A-、A及びA+を含む。）より低い格付けの証券については20%を上回らないものとする。

当行が売却する意図があるか又は不測かつ著しい環境の変化がない場合に、その償却原価が回収される前に売却することを余儀なくされるおそれがある負債性証券の完全な減損（有価証券の償却原価と公正価値の差額）は、その他の営業費用として収益に計上される。

当行が売却する意図がなく且つその償却原価が回収される前に売却することを余儀なくされるおそれがないと判断した負債性証券については、減損のうち信用損失の要素のみが収益に計上され、他の公正価値損失はその他の包括（損失）利益累計額に計上される。収益に計上された信用損失の要素は、有価証券の残存期間にわたり受け取る見込みのない元本キャッシュフローの額として識別され、これは当行のキャッシュフロー予測を用いて予測される。

有価証券の市場価格が取得原価を下回るほど下落し、一時的ではないとみなされた場合、その減損により、帳簿価格は公正価値にまで減額する。減損が一時的なものかどうかを判断するために、当行は有価証券の回収可能性に関わるあらゆる入手可能な情報を考慮しており、これには過去の事象、現存する条件、並びに回収が見込まれるキャッシュフローの予測に用いる合理的及び支持できる見通しが含まれる。

この評価において考慮される証拠には、減損の理由、減損の重大性及び期間、決算日後の価値の変動、被投資会社の業績予測並びに被投資会社が事業を行う地理的地域及び業界の一般的な市場状況が含まれる。

当行では、2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、一時的なものでない減損は生じていない。

売却可能有価証券の受取利息は、発生主義にて計上される。有価証券の売却益及び売却損は、決済日に記録され、個別法を用いて決定され、その他の営業利益（費用）として表示される。当行が投資ファンドに係る利益を実現した際に、金融収益の一部として投資ファンドに係る実現利益に表示される。

プレミアム及びディスカウントは、実効利率法と同様の方法を用いて有価証券の契約期間にわたる利回りの調整として認識される。有価証券に繰上返済が生じた場合、かかる額に対するプレミアム及びディスカウントは、繰上返済が生じた期間における利回りの調整として認識される。

当行は、有価証券ポートフォリオの最大20%の有価証券貸付契約を締結している。相手方が、同様の貸付権限又は同等の性質を有するその他の権限を担保として提供する。相手方による預かり有価証券ポートフォリオ全体は、プログラムに適合である。このプログラムにおいて、CABEIはその他の営業利益に記録される手数料を得る。当行の有価証券保管機関は、このプログラムに基づいて行われる取引を保証及び管理し、CABEIによって貸し付けられている有価証券を保証する十分な担保があることを確かにするため、このプログラムに基づいて貸し付けられている有価証券の日々の評価を行う。

貸付契約に基づく有価証券は、公正価値において報告される。有価証券貸付契約に基づいて譲渡された有価証券は、売却として取り扱うための会計基準を満たしていない。当行は、常に貸付契約に基づき有価証券を売却し、貸付を終了させる権利を保持する。したがって、有価証券貸付契約に基づいて譲渡された有価証券は、貸借対照表において資産として留保される。

(e) 信用リスクの集中

当行は、その目的及び財務方針に従い、受益国における公共部門及び民間部門双方の事業体に対し、貸付け及び保証を提供し、これによって、設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国を含む中米地域の発展に寄与するプロジェクトやプログラムにおける資金需要を満たしている。

当行は毎年、信用リスクの集中に関する方針を見直している。信用リスクの集中に適用される重要な指標は以下のとおりである。

- ・ 貸付ポートフォリオの合計は、当行の資本の3.5倍を超えてはならない。
- ・ 当行の自己資本は、35%を下回らないように維持されていなければならない。
- ・ いずれの設立加盟国についても、リスク加重エクスポージャーは、当行の資本の100%又は当行のエクスポージャー累計の30%を超えてはならない。エクスポージャーとは、当行が国、公共又は準公的民間機関、民間部門の個人又は法人のいずれであるかを問わず単一の借主に対して集中して有するリスク加重資産の合計と定義される。
- ・ 単一の企業又は民間銀行へのエクスポージャーは、当行の資本の5%を超えてはならない。
- ・ 単一の公共部門の会社又は政府が過半数の持分を有する準公的民間機関（政府保証のないもの。）へのエクスポージャーは、当行の資本の20%を超えてはならない。

(f) 貸付金及び貸倒引当金

貸付金は、未払い元本残高から貸倒引当金及び繰延貸付オリジネーション手数料を差し引いて表示される。受取利息は、貸付けの契約条件に従い、発生主義にて認識される。

会計ガイダンスにより、ポートフォリオ・セグメントは、事業体が貸倒引当金を設定するための系統的な方法を開発及び文書化するレベルと定義されており、さらにクラスは、当初の測定方法の特性、リスク特性及びリスク評価の方法に基づきポートフォリオ・セグメントを細分化したレベルと定義されている。

当行の貸付ポートフォリオ・セグメントは公共部門と民間部門である。公共部門貸付け及び民間部門貸付けのクラスは、これらの部門に貸付けが行われた国を示している。

公共部門

公共部門への貸付けは、加盟国・地域の政府、加盟国・地域の地方又は地方自治体の行政機関、加盟国・地域の中央銀行、公的機関、資本構成において直接的又は間接的に国又はその他公共団体の株式資本の参加率が過半数を占める団体、機関及び/又は企業、並びに国が経済的に所有又は管理している、又はプロジェクトの金融収支を確保するため直接かつ法的強制力のある金融コミットメントを国が行う、公益プロジェクトを展開する団体に対して行われる。

ソブリン公共部門貸付けに係る引当金の方針に従い、信用業務エクスポージャー（純額）、債務不履行の可能性及び各事業の損失の重大性のそれぞれに基づき引当金の見積りがなされるものとする。

連帯政府保証及び中央銀行への貸付けが付される公共部門に関して、当行は、信用格付機関（S&P、フィッチ及びムーディーズ）により付与されたそれぞれのカントリー・リスク格付け、国際的な信用格付機関によって提供される債務不履行の可能性に関する入手可能な市場情報、それぞれの事業の実効期限（平均年限）並びにかかる事業に対する政府保証の有無に従って、信用リスクに対するエクスポージャーの性質及びレベルを決定する。

当行は連帯政府保証付きの貸付けにつき優先債権者としての地位を有しており、この要因は、市場情報に関する債務不履行の可能性を調整するために考慮される。損失の重大性に適用するパラメーターを決定するため、当行はバーゼル推奨事項に基づく債務不履行時損失率を考慮する。これらのパラメーターは、妥当性を判定するため年一回見直される。

さらに、公共部門の債務不履行の可能性の調整を判断するための手順を定めた。多国間債務比率（国の対外債務合計に占める多国間債務の割合を測定する）及び国民総所得に占める対外債務残高の割合を用いることで優先債権者としての地位がより良く判断される点を考慮した。

国の連帯政府保証のない公共部門貸付けに関して、引当金は非ソブリンの公共部門及び民間部門貸付けに係る引当金の方針に基づき決定される。このようにして、引当金の割当ては、民間部門の債務不履行の可能性及びバーゼルの債務不履行による損失の重大性に関する内部の信用リスク格付システム（Sistema de Calificación de Riesgo - SCR）と一致している。

経営陣は、この方法が当行の公共部門貸付業務に内在する見積りリスクを合理的に反映していると考えており、従って公共部門貸付けのための引当金の最終金額は適切なものであると考えている。

民間部門

民間部門への貸付けは、主として、加盟国・地域の借主並びに資本構成において直接的又は間接的に民間部門の株式資本の参加率が過半数を占める団体、機関及びノ又は企業に対して行われる。これらの貸付けにおいて、CABEIは、適切と考える保証（抵当権、担保、キャッシュフローの譲渡、信託財産、銀行保証及びクレジット・デフォルト・スワップ等）を取得する。

非ソブリンの公共部門及び民間部門貸付けに係る引当金の方針に従い、当行の経営陣は、貸倒引当金が十分であるかどうかを決定するためにすべての入手可能な情報を考慮に入れ、信用リスクの評価を反映した方針及び手続を制定した。

適切な場合、この評価には、未払金の水準、要注意対象となっている貸付け、及び未収利息不計上貸付金における変更を含む質的及び量的な傾向をモニタリングすることが含まれる。

この評価を進展させる中で、当行は、8つの区分による内部の信用リスク格付システムに基づき、信用リスクを評価するために見積りと判断を用いる。

格付け	定義
SCR-1からSCR-4	正常
SCR-5	特別
SCR-6	要注意
SCR-7	貸倒懸念
SCR-8	貸倒

- ・ 正常：許容可能なレベル以上の信用度を有する借主への現在の貸付け。
- ・ 特別：経営陣の細心の注意を必要とする債務の返済に潜在的な欠点を有する貸付け。修正されない場合、この潜在的な欠点により、将来、貸付け又は当行の信用ポジションに減損が生じる可能性がある。
- ・ 要注意：負債の回収を危うくする明確な欠点を有する貸付け。かかる欠点が是正されない場合、当行が損失を被る明確な可能性があることがその特徴である。貸付けが不良債権となっていると決定した場合、会計基準法典（以下「ASC」という。）第310-10-35号に基づき減損が測定され、適用ある場合は担保の公正価値も測定対象に含まれる。
- ・ 貸倒懸念：著しい欠点があるため現状では貸付金全額の回収可能性が低く、疑わしい貸付け。このレベルにはASC第310-10-35号に基づき個別に減損が測定された貸付けが含まれ、適用ある場合は担保の公正価値も含まれる。
- ・ 貸倒：ASC第310-10-35号に基づき個別に減損が測定されている（適用ある場合、担保の公正価値を含む。）貸付け。このレベルには、回収不能と判断された貸付けが含まれる。

貸倒引当金の決定において、内部の信用リスク格付システムに基づく信用リスク格付及び信用格付機関によるリスクの定義が考慮される。内部の信用リスク格付システムの各レベルは、信用格付機関の定める一つ又は複数のリスクレベルに対応している。内部の信用リスク格付システムの各レベルにおける債務不履行の可能性は、各信用格付機関による企業の債務不履行の可能性を考慮して算出されている。最終的には、債務の種類（優先債務又は劣後債務）に適する損失の重大性が用いられている。

貸倒引当金の変動は、貸付金の未払残高に関する貸倒損失実績の分析的な見直し、不良債権又は未収利息不計上貸付金の継続的な見直し、貸付ポートフォリオの全体的な質及び担保の十分性、独立専門家の評価、並びに未払いの貸付ポートフォリオにおける各貸付けが生じた国の現在の経済状態の影響に対する経営陣の見解といった、いくつかの要因に基づき見積られる。

割賦貸付けは、有効な支払期日に債務不履行が発生した直後に遅延としてみなされる。貸付けは、最新の情報及び事情に基づき、貸付けの契約条件における支払期日に予定された元本又は利息の支払いを当行が回収できない見込みであるときに、減損したとみなされる。

経営陣が減損の決定において考慮する要因には、支払履歴、担保価値、並びに予定された元本及び利息の支払期日における支払いを回収する可能性が含まれる。貸付けはまた、不良債権をリストラクチャリングする際に条件が修正される場合に減損したとみなされる。

当行は、信用格付機関により提供されたカントリー・リスク格付け及び債務不履行の可能性等、市場情報に基づく貸付ポートフォリオの信用度について、少なくとも1年に2度修正を加えながら継続的なモニタリングを行っている。

さらに当行は、独立した第三者を通して、当行の貸付ポートフォリオの質及び貸倒引当金の十分性に関する評価を行っている。

減損貸付金の未払元本残高の最終的な回収可能性が疑わしい場合、すべての現金回収額が元本に充てられる。計上された元本残高がゼロまで減額した時点で、将来の受取現金は、償却された貸付金の回収額として計上され、利息が計上されない範囲で、その後は受取利息として計上される。

不良債権のリストラクチャリング（TDRs）

貸出条件緩和債権は、借主の悪化する財務状況と同様のリスクを伴う新規の貸付けのために当行が受け入れるであろう条件を下回る条件を規定するように、その当初の契約条件が修正された減損貸付金である。貸付けの契約条件に対する修正には、金利の引き下げ、元本の削減、分割払金の猶予、貸付期間の延長及び経済的損失可能性を最小限にするためのその他の修正等の譲歩が含まれる可能性がある。

貸出条件緩和債権は、修正の時点では一般的に未収利息不計上とされる。

借主が貸出条件緩和債権の新条件を合理的な期間遵守し、貸出条件緩和債権の貸付残高が回収可能であると考えられた場合に、貸出条件緩和債権を発生主義に戻すことができる。

引当金の利用

貸倒損失は、貸付ポートフォリオの一部又は全額の回収不能性を経営陣が確認したときに、引当金から償却される。その後の貸付けの回収があれば、貸借対照表の貸倒引当金が増加する。

(g) 未収利息不計上貸付金

すべての割賦貸付けの利息の認識は、契約上の期間に照らして元本又は利息の支払いが、民間部門の場合は90日以上遅延している場合、公共部門の場合は180日以上遅延している場合に、当行の方針に従って中止される。

受取利息の認識が中止された貸付けは、未収利息不計上貸付金に指定される。未収利息不計上貸付金に分類された貸付けに対する発生済の利息のうち未回収となっている一切の利息は、金融収益から消除される。その後の回収金は、発生主義に戻すことが認められるまで、現金主義に基づき計上される。

当初の条件が変更された未収利息不計上貸付金に係る利息は、債務者が債権の契約上の条件に従って返済を行う能力を合理的な期間示すまで、現金主義にて記録され、かかる能力が合理的な期間示された時点で貸付けは発生主義に戻される。

(h) 固定資産

固定資産は、原価法にて減価償却及び償却累計額を差し引いて計上される。買い換えや大規模な修繕は資産計上されるが、軽微な交換、修理及び補修で資産の改良や残存耐用年数の延長を伴わないものは、発生時に費用として計上される。

当行は、以下のとおり耐用年数を見積った上で、定額法に基づき、土地を除く固定資産の減価償却を行っている。

	年数
建物	40
施設及び修繕	10
什器備品	5 及び 10
車両運搬具	4
ハードウェア及びソフトウェア	3、5 及び 10

(i) デリバティブ金融商品及びヘッジ活動

当行は、契約の目的又は意図にかかわらず、デリバティブ商品を公正価値にて貸借対照表に計上している。デリバティブ金融商品の公正価値の変動に関する会計処理は、かかるデリバティブ金融商品が会計処理上のヘッジとみなされるか、かかるヘッジ商品が公正価値又はキャッシュフロー・ヘッジとみなされるかによって異なる。

当行が維持するデリバティブ金融商品は、経済的観点から有効なヘッジとみなされるが、会計処理上のヘッジとしては指定されていない。投資及び債務ポートフォリオにおいて維持する市場リスクをヘッジすることを目的として、当行はこれらのデリバティブ商品を契約している。したがって、これらのデリバティブは、公正価値にて貸借対照表に計上され、かかる公正価値の変動は、原資産又は原負債の公正価値の変動と同時に、損益計算書のデリバティブ金融商品及び債務の評価額に計上される。同様に、当行は、特定の商品の信用リスクの変化から生じる負債の公正価値に係るすべての変動について、その他の包括（損失）利益に別途表示している。

特有の信用リスクとは、未払い額を回収するための担保の提供がなされた場合における相手方の債務不履行可能性である。

当行は、信用格付けがA（又はそれに相当する格付け）以上である信用度の高い相手方との取引及びデリバティブの相手方とのマスターネットリング契約により、デリバティブ金融商品における信用リスクを最小限にしている。

当行は、経済的なリスク・ヘッジとして使用されるにもかかわらず、ASC第815号「デリバティブ及びヘッジ」のガイドラインに従いヘッジ会計の適用を受けないデリバティブも契約している。

当行の方針では、デリバティブを含む金融商品の相殺額を貸借対照表上で認識する。

CABEIは、金融負債において公正価値オプションが選択された場合、特定の金融商品の信用リスクに起因する公正価値の変動を、損益計算書ではなく貸借対照表に、その他の包括（損失）利益として別途計上しなければならないと定めている（注記3（ ））。

かかる会計規則では、事業体は、特定の商品の信用リスクの変化から生じる負債の公正価値に係るすべての変動について、その他の包括（損失）利益に別途表示しなければならないと定められている。

(j) 持分投資

他事業体の持分投資は、公正価値で計上されているものを除き、減損控除後の原価で計上され、その変動は損益計算書に持分投資に係る利益（損失）として計上される。

即時に決定可能な公正価値を有していない持分投資は、原価で報告される。当行は、原価で報告されたこれらの投資の公正価値を見積もることは、実務上困難だと決定した。これらの投資は、四半期ごとに、減損が決定され、投資残高が減少し、減損額がその他の営業費用と認識される時に評価される。投資の減損が認識され、一時的なものではないとみなされた場合には、参加中の投資は減損処理され、減損後の価値が新しい原価基準となる。

(k) 貸付金返済における担保権実行資産

貸付金の返済において取得された担保権実行不動産は売却用であり、担保権実行日における公正価値から不動産の売却費用を差し引いた額にて当初計上される。資産の公正価値を超過して計上された貸付金の投資については、損益計算書において損失として計上される。

担保権実行後、経営陣は定期的な評価を行い、これらの資産は、公正価値から最新の評価額に基づく見積売却費用を差し引いた額にて計上される。これらの資産をポートフォリオに保有することによる関連維持費及び関連する評価引当金の変動額は、それぞれ一般管理費及びその他の営業費用として計上される。

(l) 社会福祉プラン

当行の社会福祉プラン（以下「プラン」という。）の拠出状態は、貸借対照表上で認識される。拠出状態は、制度資産の公正価値と予測給付債務の間の差額として測定される。福祉プランは、制度資産の公正価値が予測給付債務を超える場合には、合計され、プランに基づく資産として計上される。他方で、予測給付債務が制度資産の公正価値を超える場合には、合計され、社会福祉プランに基づく債務として計上される。当行は、独立した保険数理士によって毎年行われる保険数理検証に基づく将来的な勤務費用を考慮した予測給付債務を認識している。保険数理上の損益は、資本の別個の構成要素として、その他の包括（損失）利益累計額の要素として認識される。

(m) 税金

当行の基本協定に従い、加盟国・地域における当行の利益及び関連取引は、すべての法人所得税又は税金の支払い、源泉徴収又は回収から免除される。

(n) 一般準備金及び年間純利益

基本協定に従い、当行の評議会により承認された場合には、年間の純利益合計額が一般準備金に追加される。

一般準備金は、「A」シリーズ及び「B」シリーズ株式の株主が、当行によって有効とされた応募済みでない授權資本株式に係る新規株式の応募について、支払いを行うために「E」シリーズ証券を行使することによって、減額される。

(o) 収益及び費用の認識

金融利益は、稼得プロセスが終了し、回収可能性が確実である場合に、貸付契約の条項に従って認識される。

貸付オリジネーション手数料は、その他の営業利益に分類される監視及び管理手数料並びに金融サービス及びその他の手数料の勘定において、繰り延べられ、利回りの調整として関連する貸付金の期間にわたり稼得されるものと認識される。貸付けのシンジケーションに関する手数料は、当行が要求されたサービスのすべてを完了した時点で認識される。特定の日付において運用される資産の額によって測定した資産運用手数料は、稼得されたものとして発生する。裏書及び保証の提供並びにその他の債務に係る手数料は、これらの商品の期間にわたって実効利率法を概算する方法を利用して償却される。

支払利息は、実効利率法に基づき認識される。手数料費用は、関連するサービスの提供を受けたときに認識される。取引費用はそれが発生したときに認識される。

貸付けのオリジネーションに伴う増分直接費は、かかる金額が当期純利益に影響しないような場合には、これが発生したときに費用に計上される。

公正価値で測定された債務の発行費用は、発行された時点で計上されるが、償却原価で計上された債務は繰り延べられ、各債務証券の期間にわたって実効利率法に近似する方法を利用して償却される。

(p) 受取寄付金及び提供拠出金

寄付者の定める条件付で受領する場合を除き、寄付はその受領時にその他の営業利益として記録される。寄付者の定める条件付で受領する寄付については、その条件がすべての重要な点において満たされるか、又は寄付者がその条件を明示的に放棄するまでは負債として記録される。

当行が公共部門及び民間部門の機関に付与する拠出金並びにCABEIが運営するファンド又はプログラムは費用として記録され、当行の取締役会の承認決議が得られれば同時に負債として記録される。これらの拠出金は、損益計算書の特別拠出金及びその他の拠出金の一部として表示される。

(q) 裏書、保証の提供、コミットメント及び偶発債務

当行が提供する裏書及び保証の主な目的は、地域の銀行システムを支援することである。さらに、かかるオフ・バランスシート・アレンジメントは、当行の顧客が利用可能なサービスの幅を広げ、そのプロジェクト開発の資金調達費用を削減できるようCABEIが提供する銀行業務を拡大し多様化するための中米地域の発展・統合プロジェクトを支援している。

この目的を達成するため、当行では主として以下の2種類の裏書及び保証を提供する。

- ・ 融資に代わるもの。これらは一般に、長期的な取決め（銀行裏書又は支払保証等）であり、財務書類又はプロジェクト実行に関連する義務の遵守をそれ自体が保証する信用供与契約を支援するものである。これらの裏書及び保証は、CABEIの借主の信用リスク集中の上限に対する方針を考慮して行われている。
- ・ 融資に代わるもの以外。これらは、中米地域の開発プロジェクトを支援するために提供されるもので、一般に、流動資産により全額が担保され、通常は信用状並びに商品及びサービスの取得に関連する短期的な取決めである。

発行された当行の裏書及び保証は、借主の第三者への義務履行を保証するための当行が負担する偶発債務である。保証は、借主が潜在的に金融債務を負った場合に偶発債務とみなされ、借主が履行を怠り、受益者が保証を実行した場合に支払いが要求される。

当行は、保証を発行し、また、債務者にカウンター・ギャランティーを要求することができる。当行は、債務者が被保証債務の支払いを行わず、被保証当事者が当行からの支払いを求めることにより保証を要求した場合に、その保証を履行することを求められる。ある債務者の保証が要求された場合、当行は、当行に対してカウンター・ギャランティーを提供した債務者からの支払いを要求する契約上の権利を有している。

ローン・コミットメントとは、将来の日付において借主に対して貸付けを行う契約をいう。このようなコミットメントは、貸付金が支払われた日に認識される。これらのコミットメントには決められた期限があり、貸付金を実行せずにコミットメントの期限が経過する場合もある。従って、契約に定められた総額は必ずしも将来のキャッシュフローの必要額を表すものではない。

当行はまた、裏書及び保証の提供のようなオフ・バランスシート債務並びに貸付けを提供する契約債務に関連する損失予想額を見積る。

オフ・バランスシート債務は、個別のクレジット審査を受け、分析され、当行の内部リスク格付システムに従ってリスク別に分類される。これらのリスク分類は、現在の経済情勢、業績の動向及びその他の関連情報の分析と共に、貸借対照表のその他の負債に計上される（偶発契約債務に関する）オフ・バランスシート債務の引当金の見積りにつながる。

これらの契約に含まれる当行の信用リスクは、借主に対する貸付けに含まれる信用リスクと基本的に同じものである。

スタンドバイ信用状及び商業信用状は、第三者に対する借主の履行を保証する当行の条件付き債務を表章する。

(r) 見積りの使用

当行経営陣は、米国GAAPに従って、財務書類の作成において一定の見積りや前提条件に依存するが、かかる前提条件や見積りは、記載されている資産及び負債の金額並びに財務書類の日付現在における偶発資産及び偶発債務並びに報告期間中の収益及び費用に記載された金額の開示に影響を与えるものである。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合がある。

短期間における重大な変化の影響を特に受けやすい重要な見積りは、主として、貸倒引当金の決定、売却可能有価証券及びデリバティブ金融商品評価額、担保権実行資産の評価、公正価値で測定された負債の評価、予測給付債務の評価並びに偶発債務の状況に関するものである。

(s) セグメント報告

経営陣は、当行の純利益に対する個別の事業の貢献度に基づき、業績の評価又は資源の割当てを行うため、当行の財務書類以外のレベルにおいて事業結果を内部的に管理又は報告しておらず、このため事業セグメントは1つのみであると決定した。

(t) 一貫性

2021年12月31日現在及び当該日付に終了した事業年度における会計方針は、2020年12月31日現在及び当該日付に終了した事業年度において適用された会計方針と一致している。

(u) 未採択の最近の適用可能な会計基準

2016年6月、FASBはASU第2016-13号「金融商品 - 信用損失（トピック326）：金融商品の信用損失の測定」（以下「ASU第2016-13号」という。）を公表した。これは、発生した損失ではなく、現在予想信用損失（CECL）に基づく新しい減損モデルを使用することを企業に要求している。ASU第2016-13号では、過去の事象、現在の状況及び合理的かつ裏付けのある予測に係る関連情報を考慮する。かかる新しい減損モデルは、当行の金融資産に適用可能であり、償却原価で測定する貸付ポートフォリオ、オフ・バランスシートで保有する未実行ローン・コミットメント及び金融保証等である。ASU第2016-13号は、2023年1月1日時点において当行に対して発効するが、当行は現在、新基準を適用することによる影響を評価しており、その手続が完了した時点で、適用日における当行の財務書類への影響を決定する。

2021年1月、FASBはASU第2021-01号金利指標改革（トピック848）を公表した。かかるASUは、LIBOR又は金利指標改革により廃止されることが予想される他の金利指標を参照する契約、ヘッジ関係及びその他の取引について、任意の方策及び例外を規定している。このアップデートにおける修正は、2022年12月31日より後になされた契約の変更又は締結されたその他の取引には適用されない。

当行は、当行が2021年1月に加入した国際スワップ・デリバティブ協会（以下「ISDA」という。）及び最近公表されたISDAの2020年IBORフォールバック・プロトコルなど、融資やデリバティブ市場に影響を与えるLIBORの移行に直接的に関連するグループや組織のイベントやコミュニケーションに注目している。さらに、当行は、LIBORレートの移行を管理するために、学際的なタスクフォースを設置した。かかる評価の一環として、当行は、運用、法務、会計、財務、市場及びリスクの側面を考慮した。

現在、当行は、LIBORレートから担保付翌日物調達金利（SOFR）を含む新しい代替レートへの秩序ある変更を実施し、LIBORレートの代替によって生じ得る影響を軽減するために、貸付金にフォールバック規定を組み込むなどの措置を採用している。当行はこの基準を将来に向かって適用する予定であるが、このようなフォールバック規定を設けることにより、この基準の適用が財務諸表に与える重要な影響はないと見込んでいる。

当行は、当行の契約やその他の取引におけるLibor米ドルレートやその他の参照レートへの代替過程における当局の新たな勧告を引き続き注視している。

(3) 公正価値及び公正価値オプション

当行の経営陣は、公正価値の決定のプロセスを規定している。公正価値は、市場相場価格がある場合、主としてこれに基づく。市場価格又は相場価格がない場合、公正価値は、インプットとして市場又は市場のパラメーターとは無関係に得られた情報（イールドカーブ、金利、債券価格、外国為替レート及びクレジットカーブを含むが、これらに限定されない。）を主に使用する内部で開発されたモデルに基づき決定される。

しかしながら、測定日において資産又は負債に関する市場にほとんど又は全く動きのない場合、公正価値の測定は、市場参加者が資産又は負債の価格決定において使用するであろう仮定についての当行自身の判断を反映する。

かかる仮定は、当該状況において入手可能な最善の情報（予測されるキャッシュフロー、リスクのために適切に調整された割引率及びインプット（観察可能か不能かを問わない。）の利用可能性を含む。）に基づき当行が開発したものである。

経営陣は、金融商品の評価のための方針及び手順を定めている。かかる方針及び手順は、デリバティブ金融商品の評価を決定するために適用されている。

上記の方法により、純実現可能価値を表示していない又は将来価値を反映していない公正価値の見積りを行うことができる。さらに、当行はかかる評価方法が適切且つ他の市場参加者が使用している評価方法と矛盾していないと考える一方で、一定の金融商品の公正価値を決定するための別の方法又は仮定の使用により、報告日現在の公正価値の見積りが変わってくる可能性がある。

(i) 適用された評価方法

当行の金融資産及び負債の相当部分は、1年未満の満期及び/又は変動金利による短期の金融商品である。

短期の金融商品及び/又は変動金利付の短期の金融商品は、財務書類の日付現在において計上された価格に相当する公正価値を有すると考えられる。上記は、現金及び要求払預金、有利子銀行預金、変動金利付の貸付金並びに未収利息及び未払利息に当てはまる。

継続的若しくは非継続的に認識され(公正価値オプションが選択された対象を含む。)、又は公正価値で公開された、資産及び負債に対して、当行は以下の評価方法を使用している。

- ・ 投資有価証券：公正価値は市場価格に基づいて計算されており、かかる市場価格が入手不能である場合には、類似の証券の直接利回りをを用いた割引将来キャッシュフローに基づき計算されている。
- ・ 貸付金純額：固定金利の貸付金の公正価値は、基準金利として市場貸出基準金利(以下「CIRR」という。)を用いて、割引将来キャッシュフローの分析に基づいて推計されている。CIRRは、アメリカ合衆国輸出入銀行によって公表され、輸出信用機関が適用する公式の金利であり、米国長期国債に係る金利に基づくものである。
- ・ 持分投資：公正価値で計上されているものを除き、減損控除後の原価で計上されている。当行が投資を行っている他事業体への持分投資は、いずれも譲渡可能ではないため、市場にて利用可能な相場は存在しない。これらの事業体は特別目的を有しており、当行が支配権又は重要な影響力を持たない事業体である。原価で計上されている投資については、過大な費用負担なく、これらの投資の公正価値を決定するのは現在のところ実務上困難であり、公正価値で計上されている投資については、投資先の資産及び負債は公正価値で計上されていることを考慮して、投資先の財務情報から得られる一株当たり純資産価値(又は同等のもの)を使用して、実務上の方法に基づき測定される。
- ・ デリバティブ金融商品：公正価値は、市場データから作成されるパラメーターを使用する評価モデルに基づいて決定される。さらに、当行は、デリバティブ金融商品の評価におけるCABEI及び相手方の信用リスクを決定した(注記19)。
- ・ 借入金及び債券：借入金及び債券の公正価値(ヘッジされる。)は、市場データによって構築された金利のイールドカーブに基づく評価モデルを使用して決定される。上記のイールドカーブは、当行の信用リスク・スプレッドを組み込むために調整されている。この公正価値は、出口価格の現在の指標となるものではない。当行は、その他のインプットの中でもとりわけ債券の評価に当行の信用リスク及び為替相場を含めている。

借入金(固定金利であり、ヘッジされない。)の公正価値は、CIRRを基準にして、割引キャッシュフローの分析に基づいて推計されている。

債券(米ドル建て発行され、固定金利であり、ヘッジされない。)の公正価値は、ブルームバーグにより公表される10年スワップ金利に基づき、割引将来キャッシュフローの分析に基づいて推計されている。

金融負債は、公正価値で測定されず、償却原価にて計上される。

- ・ コマーシャル・ペーパー・プログラム及び譲渡性預金：公正価値は、各年度末前の当行が合意した最新の取引の金利を基準にして、割引将来キャッシュフローの分析に基づいて推計されている。
- ・ 偶発契約債務：これらの金融商品の公正価値は、相手方信用リスクに基づくものである。

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、当行は、公正価値の階層においてレベル3に分類される継続的な公正価値の測定を保有していない。

() 継続的な公正価値の測定

以下の表は、2021年12月31日及び2020年12月31日現在における、公正価値を継続的に測定された資産及び負債を示しており、公正価値の階層に従って分類されている。

	レベル1	レベル2	補償調整 ⁽¹⁾	(単位：千米ドル) 2021年合計
資産				
売却可能有価証券	520,861	2,064,333	0	2,585,194
デリバティブ金融商品	0	329,774	(329,518)	256
負債				
借入金	0	302,282	0	302,282
債券	0	4,523,590	0	4,523,590
デリバティブ金融商品	0	357,270	(329,497)	27,773

	レベル1	レベル2	補償調整 ⁽¹⁾	(単位：千米ドル) 2020年合計
資産				
売却可能有価証券	343,840	1,879,820	0	2,223,660
デリバティブ金融商品	0	413,642	(411,945)	1,697
負債				
借入金	0	308,903	0	308,903
債券	0	4,436,980	0	4,436,980
デリバティブ金融商品	0	440,572	(412,020)	28,552

- (1) この金額は、マスター・ネットティング契約の影響、同一の相手方との間で受取り/支払いがなされた担保の現金効果、ネットティング契約に基づく相手方の信用リスク評価の調整を表しています。
 (注記19)

() レベル3に分類された公正価値の変動

商品がレベル3に分類される場合、当該決定は、公正価値合計の決定における観察不能な仮定の重要性に基づく。2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、レベル3の分類に変動はなかった。

() 公正価値の階層レベル1とレベル2の間の移行

当行の会計方針には、当該移行を生じさせた事象又は変化の日現在の公正価値の階層のレベル間の移行の認識が含まれる。2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、レベル1とレベル2の間の移行はなかった。

(v) 非継続的な公正価値の測定

継続的には公正価値で測定されていない当行の保有する資産には、一定の状況で公正価値の調整を受けるものもある。これらの資産には、(最初の認識又はさらなる毀損の時点において)売却可能な資産、現在の減損を考慮する場合に担保の公正価値まで減額されたいくつかの貸付金、実務的な方法で測定され公正価値にて計上された他事業体への持分投資及び減損の表示が決定された場合のその他の非金融長期資産が含まれる。

貸付金の公正価値は、適用がある場合には、割引将来キャッシュフロー、担保の価値又は貸付金の測定された市場価値を利用して推計される。この公正価値は、出口価格の現在の指標となるものではない。担保権実行資産の公正価値は、最大限活用した場合と大差のない、売却費用を差し引いた担保権実行資産の公正価値を利用して推計されている。他事業体への持分投資の公正価値は、一株当たり純資産価値に基づき推計され、公正価値の階層における分類を必要としない。

以下の表は、2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度における非継続的に公正価値で測定された資産の公正価値の測定及び損益計算書に記載されている公正価値の上昇を示したものである。

	2021年		2020年	
	公正価値	(下落)	公正価値	(下落) / 上昇
貸付金純額	20,429	(14,563)	34,992	(9,556)
持分投資	4,979	(548)	5,525	24
担保権実行資産純額	11,648	0	11,648	0
	37,056	(15,111)	52,165	(9,532)

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、上記の表に含まれる貸付金及び担保権実行資産は、公正価値の階層においてレベル3に分類されている。

() 公正価値オプション

ASC第825-10-25号のガイドラインは、公正価値で測定することを要しない一定の金融資産及び負債を公正価値で測定することを選択するオプションを認める「公正価値オプション」に言及している。かかるオプションを選択した場合、取消しは不能となる。基準書は、かかる金融資産及び負債の公正価値への変更を損益計算書に記載することを求めている。

当行は、為替又は金利変動に対する公正価値ヘッジのためにデリバティブを契約している米ドル以外の通貨の金融負債を公正価値で測定することを選択している。

ASC第825-10-25号を適用する主な目的は、当行のボラティリティを減じることであり、金融負債及びそれに関するヘッジ商品は一般に満期まで保有されることを考慮したものである。

金融負債の公正価値の変動は、金利、外国為替レート及び当行の信用リスク・スプレッドの変動に起因するものである。当行は、当行が営業しているすべての市場においてクレジット・マージンを定期的に精査している。

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度の公正価値における借入金について、当行は損益計算書にそれぞれ32,372千米ドル及び36,611千米ドルの利益及び損失を計上した。2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度の公正価値における債券については、当行は損益計算書にそれぞれ292,654千米ドル及び320,490千米ドルの利益及び損失を計上した。

これらの利益及び損失は、公正価値オプションが本注記(i)に記載された方法に基づいて選択された金融負債の公正価値の変動の結果である。これらは、損益計算書においてデリバティブ金融商品及び負債の評価額として示される。

これらの借入金及び債券による金利及び手数料は、各取引の契約条件に従って発生主義により計算され、損益計算書に金融費用として記載される。

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、ASC第825-10-25号の適用のために選ばれた金融商品の公正価値及びかかる商品の未払元本残高の差異は以下のとおりである。

	2021年			2020年		
	公正価値	償却原価	増加/減少	公正価値	償却原価	増加
借入金	302,282	292,557	9,725	308,903	280,455	28,448
債券	4,523,590	4,570,936	(47,346)	4,436,980	4,240,183	196,797

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、金融負債において公正価値オプションが選択された際に、債務証券の信用リスクに起因する公正価値の変動を、当行は、その他の包括(損失)利益として、それぞれ62,158千米ドルの損失及び27,963千米ドルの利益を計上した。

() 金融商品の公正価値

当行の経営陣は、当行の金融商品の公正価値の見積りを行う上で、最善の判断を行う。使用された前提条件の僅かな変動も、現在価値の見積りに対して重大な影響を及ぼす場合がある。

2021年12月31日及び2020年12月31日現在において、当行の金融商品の見積公正価値は以下のとおりである。

	2021年		2020年	
	帳簿価格	公正価値	帳簿価格	公正価値
(単位：千米ドル)				
資産				
現金及び要求払預金	42,086	42,086	12,634	12,634
有利子銀行預金	2,790,462	2,790,462	2,941,219	2,941,219
売却可能有価証券	2,585,194	2,585,194	2,223,660	2,223,660
貸付金純額	8,267,795	8,300,717	7,918,725	7,999,029
未収利息	64,466	64,466	70,339	70,339
デリバティブ金融商品	256	256	1,697	1,697
負債				
借入金	1,339,743	1,328,110	1,310,357	1,314,577
債券	6,919,394	6,927,403	6,526,759	6,549,281
コマーシャル・ペーパー・プログラム	64,999	64,902	64,998	64,934
譲渡性預金	1,743,867	1,743,897	1,596,650	1,596,500
投資証券	185	185	229	229
未払利息	17,917	17,917	19,586	19,586
デリバティブ金融商品	27,773	27,773	28,552	28,552

2021年12月31日及び2020年12月31日現在において、借入金は償却原価として認識されたそれぞれ1,037,461千米ドル及び1,001,454千米ドルを含んでおり、これらの公正価値はそれぞれ1,025,828千米ドル及び1,005,674千米ドルと推計されている。同様に、同日現在において、債券は償却原価として認識されたそれぞれ2,395,804千米ドル及び2,089,779千米ドルを含んでおり、これらの公正価値はそれぞれ2,403,813千米ドル及び2,112,301千米ドルと推計されている。2021年12月31日及び2020年12月31日現在において、償却原価として認識された当行の金融商品は、公正価値の階層においてレベル2に分類されている。

(4)現金及び要求払預金

2021年12月31日及び2020年12月31日現在において、通貨別の現金及び要求払預金は以下のとおりである。

	2021年	2020年
	(単位：千米ドル)	(単位：千米ドル)
米ドル	25,434	3,346
設立加盟国の通貨	1,558	661
その他の通貨	15,094	8,627
	42,086	12,634

(5)有利子銀行預金

有利子預金は通常、期間が最大3ヵ月の定期預金とされ、期間及び金利につき更新が可能であり、その結果、額面金額は市場価格に近似する。

2021年12月31日及び2020年12月31日現在の有利子預金の帳簿価格はそれぞれ2,790,462千米ドル及び2,941,219千米ドルである。これらの残高はすべて米ドル建てである。

(6)売却可能有価証券

2021年12月31日及び2020年12月31日現在において、売却可能有価証券の償却原価、その他の包括（損失）利益累計額に認識されている未実現損失総額及び未実現利益総額、ヘッジ取引影響額並びに売却可能有価証券の公正価値は以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

売却可能 有価証券 ⁽²⁾	2021年				
	償却原価	未実現 損失総額	未実現 利益総額	ヘッジ取引 影響額	公正価値
ソブリン	1,952,070	(9,239)	6,987	15,992	1,965,810
国際機関	428,365	(4,333)	1,115	0	425,147
投資ファンド	193,101	0	1,136	0	194,237
	<u>2,573,536</u>	<u>(13,572)</u>	<u>9,238</u>	<u>15,992</u>	<u>2,585,194</u>

(単位：千米ドル)

売却可能 有価証券 ⁽²⁾	2020年				
	償却原価	未実現 損失総額	未実現 利益総額	ヘッジ取引 影響額	公正価値
ソブリン	1,628,163	0	20,200	22,737	1,671,100
国際機関	343,866	0	3,743	0	347,609
投資ファンド	188,743	0	11,223	0	199,966
企業	4,985	0	0	0	4,985
	<u>2,165,757</u>	<u>0</u>	<u>35,166</u>	<u>22,737</u>	<u>2,223,660</u>

(2) 売却可能有価証券の全体は米ドル建である。

ヘッジ取引影響額は、公正価値ヘッジとしてのデリバティブによってそれらの有価証券によりカバーされるリスクに起因する未実現利益又は未実現損失の一部を表している。

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、損益計算書を通じた実現利益総額はそれぞれ4,461千米ドル及び7,193千米ドルであった。2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、実現損失総額はなかった。

かかる利益は、売却した各ファンド又は市場性証券の未償却費用を考慮して実現された。

2021年12月31日現在において、引き続き未実現損失のポジションにあった売却可能有価証券の公正価値及び未実現損失は以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

売却可能 有価証券	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計
	公正価値	未実現 損失総額	公正価値	未実現 損失総額	
ソブリン	567,025	(7,551)	200,484	(1,688)	(9,239)
国際機関	198,442	(3,346)	92,156	(987)	(4,333)
	<u>765,467</u>	<u>(10,897)</u>	<u>292,640</u>	<u>(2,675)</u>	<u>(13,572)</u>

2020年12月31日現在において、当行の売却可能有価証券の未実現損失はなかった。

当行の経営陣は、上記表に示されているように、2021年12月31日現在において、かかる有価証券の未実現損失は実質的に市場金利の変動に関連しており、発行者又は保証人の信用力の低下には関連しないと考えている。当該日付において、当行の経営陣は、売却可能として分類されている有価証券を売却する意図は有しておらず、当行が当該費用を回収する前に当該有価証券を売却する必要はおそくないと考えている。従って、当行の経営陣は、上記表で表示されている未実現損失総額を一時的なものと考えており、一時的な減損以外は損益計算書に記録されていない。

損失が一時的でないことを判断する際に考慮される基準は、公正価値が償却原価を下回っている期間の長さ、減損の重大性、減損の原因及び発行者の財務状況、並びに回復を予測できる十分な期間にわたってCABEIが当該有価証券を保持する能力及び意図を含む。

減損を特定するためにCABEIの経営陣によって行われた検討は一般に、想定される減損に係る指標に関する有価証券の分類及び評価、並びに公正価値が有価証券に対する償却原価を下回る有価証券の個別評価から構成される。

2021年12月31日現在における契約満期別の売却可能有価証券の概要は、以下の表のとおりである。

(単位：千米ドル)

	年数				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	合計
償却原価	1,144,557	1,358,548	0	70,431	2,573,536

予想される満期は、発行者が一定の場合において違約金なしで債務を弁済し又は繰上返済する権利を有することがあるため、契約満期とは異なる可能性がある。

(7)貸付金

2021年12月31日及び2020年12月31日現在において、貸付金は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

	2021年			2020年		
	公共部門	民間部門	合計	公共部門	民間部門	合計
グアテマラ	698,898	94,080	792,978	771,068	145,030	916,098
エルサルバドル	2,035,570	101,880	2,137,450	1,174,755	104,865	1,279,620
ホンジュラス	1,609,603	271,790	1,881,393	1,569,887	338,422	1,908,309
ニカラグア	1,579,694	141,960	1,721,654	1,314,883	189,736	1,504,619
コスタリカ	879,071	88,974	968,045	1,095,660	181,038	1,276,698
ドミニカ共和国	309,046	4,997	314,043	306,375	44,966	351,341
パナマ	523,154	90,920	614,074	540,354	152,768	693,122
ベリーズ	10,571	0	10,571	11,448	0	11,448
コロンビア	23,750	0	23,750	170,050	0	170,050
メキシコ	74,882	0	74,882	89,858	0	89,858
アルゼンチン	78,798	0	78,798	2,526	0	2,526
小計	7,823,037	794,601	8,617,638	7,046,864	1,156,825	8,203,689
貸倒引当金	(306,104)	(43,739)	(349,843)	(220,954)	(64,010)	(284,964)
貸付金純額	7,516,933	750,862	8,267,795	6,825,910	1,092,815	7,918,725

注記2(e)に記載される金融政策を考慮して、CABEIは、信用リスク集中の上限に従う。

2021年12月31日現在における満期別の貸付金の詳細は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

期日経過	年数						合計
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
179	1,035,150	951,711	715,476	925,312	581,726	4,408,084	8,617,638

2021年12月31日及び2020年12月31日現在における経済活動分野別の貸付金の詳細は、以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
建設	2,667,760	2,938,889
電力、ガス、蒸気及び空調供給	1,510,048	1,779,561
医療及び社会支援	890,009	578,511
その他サービス	808,147	263,351
金融及び保険事業	710,101	745,229
複合業種	527,273	606,306
農業、牧畜業、林業及び漁業	355,540	395,220
行政及び社会保障計画	341,838	21,069
教育	229,946	28,944
水道業並びに下水処理、廃棄物管理 及び汚染除去	192,781	160,184
卸売業及び小売業	162,368	348,856
情報及び通信	48,173	46,212
専門的、科学的及び技術的事業	41,799	140,120
製造業	41,272	46,665
気候変動	29,253	0
運輸及び倉庫	25,456	35,054
宿泊業及び飲食事業	25,450	36,753
芸術、エンターテインメント及びレ クリエーション事業	7,505	8,414
行政サービス及び支援事業	2,919	3,766
不動産	0	20,585
	8,617,638	8,203,689

2021年12月31日及び2020年12月31日現在における通貨別の貸付金の詳細は、以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
米ドル	8,613,723	8,194,804
中米諸国の通貨	3,915	8,197
ユーロ	0	688
	8,617,638	8,203,689

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、貸付金の加重平均利回りは、スワップ契約（適用された場合）を考慮して、それぞれ年4.02%及び年4.78%であった。

2021年12月31日現在、公共部門への貸付金について延滞残高はない。

2020年12月31日現在、エルサルバドル共和国に居住する債務者に相当する、公共部門への貸付金の割賦支払いの残高は349千米ドル、延滞日数は6日であった。

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、民間部門への不良債権の割賦支払いの残高は、以下のとおりである。

	2021年					2020年				
	1-30日	31-60日	61-90日	90日超	合計	1-30日	31-60日	61-90日	90日超	合計
ニカラグア	82	0	0	97	179	0	0	0	0	0
コスタリカ	0	0	0	0	0	149	0	0	0	149
	82	0	0	97	179	149	0	0	0	149

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、民間部門の減損貸付金に関する情報は以下の表のとおりである。

(単位：千米ドル)

2021年						
減損貸付金	投資簿価	未払元本残高	関連する引当金	減損貸付金に対する同年度の平均投資簿価	減損貸付金に対する累積利息	減損貸付金に対する回収済利息
貸倒引当金が存在するもの						
ホンジュラス	24,388	0	13,013	23,483	33	313
ニカラグア	17,840	179	8,786	17,615	42	256
	42,228	179	21,799	41,098	75	569
未収利息計上貸付金に分類された減損貸付金	17,143	0	8,135	16,857	30	219
未収利息不計上貸付金に分類された減損貸付金	25,085	179	13,664	24,241	45	350

(単位：千米ドル)

2020年

減損貸付金	投資簿価	未払元本 残高	関連する 引当金	減損貸付金 に対する 同年度の 平均投資 簿価	減損貸付金 に対する 累積利息	減損貸付金 に対する 回収済利息
貸倒引当金が存在するもの						
ホンジュラス	23,107	0	9,124	23,149	31	1,575
ニカラグア	17,551	0	9,610	19,163	37	659
コスタリカ	139	0	90	244	0	12
パナマ	21,099	0	8,080	21,386	51	1,246
	<u>61,896</u>	<u>0</u>	<u>26,904</u>	<u>63,942</u>	<u>119</u>	<u>3,492</u>
未収利息計上貸付金に分類された減損貸付金	<u>61,116</u>	<u>0</u>	<u>23,166</u>	<u>64,134</u>	<u>116</u>	<u>3,451</u>
未収利息不計上貸付金に分類された減損貸付金	<u>780</u>	<u>0</u>	<u>746</u>	<u>808</u>	<u>3</u>	<u>41</u>

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、当行は公共部門に関して個別に減損していると考えられる貸付金を保有していない。

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、信用格付機関から付与されるリスク格付けに基づく公共部門（ソブリン及び非ソブリン）への貸付金の信用度は、以下のとおりである。

リスク格付け	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
BBB+ / BBB / BBB-	621,786	800,262
BB+ / BB / BB-	1,007,944	1,077,443
B+ / B / B-	4,068,368	5,155,185
CCC+ / CCC / CCC-	2,124,939	13,974
	<u>7,823,037</u>	<u>7,046,864</u>

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、注記2(f)に記載されるリスク格付けに基づく民間部門への貸付金の信用度は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

民間部門	2021年					合計
	正常	特別	要注意	貸倒懸念	損失	
グアテマラ	93,647	298	135	0	0	94,080
エルサルバドル	101,115	765	0	0	0	101,880
ホンジュラス	247,385	0	18	24,387	0	271,790
ニカラグア	124,120	0	0	17,143	697	141,960
コスタリカ	88,944	30	0	0	0	88,974
ドミニカ共和国	4,997	0	0	0	0	4,997
パナマ	90,920	0	0	0	0	90,920
	<u>751,128</u>	<u>1,093</u>	<u>153</u>	<u>41,530</u>	<u>697</u>	<u>794,601</u>

(単位：千米ドル)

民間部門	2020年					合計
	正常	特別	要注意	貸倒懸念		
グアテマラ	144,177	853	0	0		145,030
エルサルバドル	103,931	934	0	0		104,865
ホンジュラス	271,693	13,381	53,348	0		338,422
ニカラグア	157,119	15,066	0	17,551		189,736
コスタリカ	160,225	89	20,724	0		181,038
ドミニカ共和国	44,966	0	0	0		44,966
パナマ	131,669	0	21,099	0		152,768
	<u>1,013,780</u>	<u>30,323</u>	<u>95,171</u>	<u>17,551</u>		<u>1,156,825</u>

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度における貸倒引当金の変動は以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

	2021年			2020年		
	部門		合計	部門		合計
	公共	民間		公共	民間	
期首現在	220,954	64,010	284,964	189,011	57,618	246,629
貸倒(戻入)引当金	85,150	(23,107)	62,043	31,943	6,548	38,491
回収益	0	2,836	2,836	0	0	0
償却	0	0	0	0	(156)	(156)
期末現在	<u>306,104</u>	<u>43,739</u>	<u>349,843</u>	<u>220,954</u>	<u>64,010</u>	<u>284,964</u>

2021年12月31日及び2020年12月31日現在の引当金残高及び投資簿価は以下のとおりである。

	2021年			2020年		
	公共部門	民間部門	合計	公共部門	民間部門	合計
(単位：千米ドル)						
個別に計上された貸付金						
個別引当金	0	21,799	21,799	0	26,904	26,904
投資簿価	0	42,228	42,228	0	61,896	61,896
合計で計上された貸付金						
一般引当金	306,104	21,940	328,044	220,954	37,106	258,060
投資簿価	7,823,037	718,402	8,541,439	7,046,864	1,062,050	8,108,914
引当金のない貸付金						
投資簿価	0	33,971	33,971	0	32,879	32,879
合計						
引当金	306,104	43,739	349,843	220,954	64,010	284,964
投資簿価	7,823,037	794,601	8,617,638	7,046,864	1,156,825	8,203,689

投資簿価とは、一部の償却の差し引き後の当行の貸借対照表において報告されている貸付金のエクスポージャー金額である。

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、貸出条件緩和債権残高に係る変動は、以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
期首現在	97,548	104,810
期間及び金利の修正による不良債権 のリストラクチャリング	0	825
資産化利息	2,096	518
回収益	(45,576)	(8,605)
期末現在	54,068	97,548

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、貸出条件緩和債権残高は、民間部門への貸付金に対応している。2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、リストラクチャリング前の貸付残高は、それぞれ0千米ドル及び825千米ドルであった。2021年12月31日及び2020年12月31日現在、貸出条件緩和債権の件数は、それぞれ4件及び7件であった。

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、貸出条件緩和債権に対する割賦支払いの未納分は、それぞれ179千米ドル及び149千米ドルであった。残高からの未納分は、各貸出条件緩和債権の個別の減損評価において検討される。これらの日付において、当行には減損した貸付金又は不良債権のリストラクチャリングに対する追加的な支出責務はない。

2021年12月28日、当行は貸付金の売却を202,635千米ドルで行った。かかる取引により記録された利益又は損失はない。

[次へ](#)

(8)未収利息

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、未収利息の詳細は以下のとおりである。

	2021年	(単位：千円) 2020年
貸付利息	56,376	62,491
売却可能有価証券	7,286	6,908
有利子銀行預金	804	940
	64,466	70,339

(9)固定資産（純額）

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、固定資産の詳細は以下のとおりである。

	2021年	(単位：千円) 2020年
建物	33,947	29,992
コンピューター機器及びソフトウェア	33,850	29,427
設備	21,949	19,705
事務什器及び機器	6,326	5,928
車両運搬具	2,540	2,826
	98,612	87,878
控除：減価償却及び償却累計額	(62,937)	(58,838)
	35,675	29,040
土地	4,697	4,697
	40,372	33,737

(10)持分投資

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、他の事業体の株式及び持分に対する持分投資の帳簿価額は以下のとおりである。

名称	参加率	方法	財務書類	資本金	(単位：千米ドル)	
					2021年	2020年
株式						
コーポレーション・インタ アメリカーナ・バラ・エ ル・フィナンシアミエン ト・ド・インフラストラ クチュラS.A.	12.17%	原価	2021年9月30日	103,342	5,000	5,000
ダービー - プロバンコ・ ファンド L.P.	33.30%	公正価値	2021年9月30日	14,948	4,979	5,525
ガランティア・イ・セル ヴィシオス、ソシエダ・ デ・ガランティアS.A. de C.V.	24.00%	原価	2021年11月30日	8,750	1,145	1,145
バンコ・ポピュラー・コ ヴェロS.A.	19.54%	原価	2021年12月31日	31,967	3,443	3,443
その他		原価			24	25
株式小計					<u>14,591</u>	<u>15,138</u>
参加						
中米メザニン・インフラ ストラクチャー・ファン ドL.P. (CAMIF)	38.53%	原価	2021年9月30日	90,524	14,218	14,218
参加小計					<u>14,218</u>	<u>14,218</u>
					<u>28,809</u>	<u>29,356</u>

(11)その他の資産

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、その他の資産残高の詳細は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
コマーシャル・ペーパーの決済に係る前払金	65,000	0
前払金	39,377	21,221
保証基金への拠出金	13,998	13,999
公正価値調整後担保権実行資産	11,648	11,648
未収金	4,026	3,098
前払手数料	1,440	857
その他	23	26
社会福祉基金の数理計算上の負債に係る資産の剰余金 (注記21)	0	13,040
	135,512	63,889

コマーシャル・ペーパーの決済に係る前払金

2021年12月31日現在、この金額は、2022年1月3日を支払期日とし、かかる支払期日の前営業日(T-1)を支払条件とするコマーシャル・ペーパーの残高65,000千米ドルの決済に係る前払金に相当する。

保証基金への拠出金

2020年3月31日、当行はCOVID-19及び経済再活性化のための緊急支援及び準備プログラム(以下「本プログラム」という。)を承認した。本プログラムは、SICAの加盟国及び地域外の他国に対し、COVID-19の予防、発見、治療及びその経済的影響の緩和のための業務に必要な資金を迅速に提供することを目的としている。本プログラムには、保証基金(以下「保証基金」という。)の設立を通じて、零細企業、中小企業(スペイン語で「MIPYMES」という。)の資金調達のために金融セクターを支援するファシリティを設定することが含まれる。

保証基金のためにCABEIに振り込まれた拠出金は、CABEIの借手である仲介金融機関(スペイン語で「IFI」という。)に対する、対象となるMIPYMESの債権を保証するものである。保証基金はCABEIによって管理され、会計規則の基準に従って貸借対照表には記載されない。

担保権実行資産

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、11,762千米ドル及び11,792千米ドルの公正価値調整差し引き後の担保権実行資産残高は、11,648千米ドルである。

(12)借入金

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、借入金は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
ドイツ復興金融公庫 (KfW)	281,770	292,992
フランス開発庁	258,246	251,279
スペイン開発金融公庫	230,710	203,743
台湾国際合作発展基金会 (台湾 ICDF)	138,847	139,917
メキシコ外国貿易銀行 (Bancomext)	132,188	146,896
米国国際開発金融公社 (US DFC)	99,157	0
欧州投資銀行	94,490	168,495
オーストリア・アントヴィックルングスバンク ・アーゲー (OeEB)	30,000	30,000
北欧投資銀行	18,500	21,654
韓国輸出入銀行	14,985	0
ノルデア・バンク	14,155	18,170
国際協力銀行	12,729	18,705
フォルティス・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイ (ベルギー)	5,167	7,815
アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID)	4,737	5,335
BNPパリバ・フォルティス	3,492	4,477
米州開発銀行 (IDB)	570	879
	<u>1,339,743</u>	<u>1,310,357</u>

2021年12月31日現在、借入金の満期は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)						
	年数						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
残高	<u>125,032</u>	<u>134,710</u>	<u>136,918</u>	<u>143,199</u>	<u>131,609</u>	<u>668,275</u>	<u>1,339,743</u>

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、借入金の加重平均コストは、スワップ契約 (適用された場合) を考慮して、それぞれ年1.43%及び年2.16%であった。

2021年12月31日現在、固定金利及び変更金利の借入金は、それぞれ696,841千米ドル及び642,902千米ドルであった。2020年12月31日現在、固定金利及び変動金利の借入金は、それぞれ610,836千米ドル及び699,521千米ドルであった。

(13)債券及びコマーシャル・ペーパー・プログラム

(a) 2021年12月31日及び2020年12月31日現在、債券は以下のとおりである。

通貨	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
米ドル	2,403,318	2,063,043
スイスフラン	1,617,091	1,639,577
メキシコペソ	1,066,469	786,659
ノルウェークローネ	335,508	182,999
人民元	322,062	473,975
ユーロ	304,353	326,516
ウルグアイペソ	215,287	228,693
日本円	178,989	202,341
コスタリカコロン	150,950	115,057
豪ドル	112,948	156,071
コロンビアペソ	77,483	106,776
ニュージーランドドル	66,743	74,258
香港ドル	53,312	54,617
スウェーデンクローナ	22,488	25,316
南アフリカランド	0	22,818
タイバーツ	0	41,436
	6,927,001	6,500,152
公正価値調整	(7,607)	26,607
	6,919,394	6,526,759

2021年12月31日現在、債券の満期は以下のとおりである。

残高	(単位：千米ドル)						
	年数						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
	1,008,342	1,017,695	1,242,632	1,462,612	598,024	1,590,089	6,919,394

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、債券の加重平均コストは、スワップ契約（適用された場合）を考慮して、それぞれ年1.25%及び年2.17%であった。

(b) 2021年12月31日及び2020年12月31日現在、CABEIは以下のコマーシャル・ペーパー・プログラムを有する。

	2021年			
	プログラムの 授權総額 (単位：千米ドル)	発行残高 (単位：千米ドル)	年間平均 コスト	契約満期
コマーシャル・ペーパー - 米ドル建てグローバル・プログラム	500,000	64,999	0.18%	3ヵ月以内
コマーシャル・ペーパー - コスタリカコロン建てリー ジョナル・プログラム	200,000	0	0.00%	6ヵ月以内
	<u>700,000</u>	<u>64,999</u>		
	2020年			
	プログラムの 授權総額 (単位：千米ドル)	発行残高 (単位：千米ドル)	年間平均 コスト	契約満期
コマーシャル・ペーパー - 米ドル建てグローバル・プログラム	500,000	64,998	1.05%	3ヵ月以内
コマーシャル・ペーパー - コスタリカコロン建てリー ジョナル・プログラム	200,000	0	0.00%	6ヵ月以内
	<u>700,000</u>	<u>64,998</u>		

(14) 譲渡性預金

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、譲渡性預金は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
中央銀行	902,080	885,940
民間金融機関	514,416	454,210
公的金融機関	302,376	183,897
その他	24,995	22,603
多国籍機関	0	50,000
	<u>1,743,867</u>	<u>1,596,650</u>

2021年12月31日現在、契約上の満期は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)						
	年数						
	6ヵ月以内	6ヵ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
残高	<u>1,580,206</u>	<u>142,992</u>	<u>4,705</u>	<u>3,368</u>	<u>7,086</u>	<u>5,510</u>	<u>1,743,867</u>

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、譲渡性預金の加重平均コストは、それぞれ年0.18%及び年0.98%であった。

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、通貨別の譲渡性預金の加重平均コストは以下のとおりである。

	2021年	2020年
米ドル建預金(USD)	0.17%	0.76%
コスタリカコロナ建預金(CRC)	2.99%	6.35%
レンピラ建預金(HNL)	4.01%	6.61%

(15)未払利息

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、未払利息は以下のとおりである。

	2021年	(単位：千米ドル) 2020年
債券	14,788	16,260
借入金	2,607	2,707
譲渡性預金	522	619
	<u>17,917</u>	<u>19,586</u>

(16)その他の負債

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、その他の負債の詳細は以下のとおりである。

	2021年	(単位：千米ドル) 2020年
払戻不能の資金協力	20,663	31,893
その他の債権者	10,103	14,758
賞与・追加報酬	4,852	4,241
その他の引当金	4,072	4,689
技術支援引当金	3,454	3,163
従業員給付プランの数理計算上の債務に係る資産 の欠損金(注記21)	2,682	0
変動預金	801	263
偶発債務に係る引当金(注記18)	412	863
偶発契約債務に係る繰延手数料(注記18)	20	0
	<u>47,059</u>	<u>59,870</u>

(17)資本

(a) 授権資本、応募済資本及び払込資本

当行の授権資本は、7,000,000千米ドルであり、そのうち3,570,000千米ドルが設立加盟国に、3,430,000千米ドルが設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域に分割される。株式の発行は以下のパラメーターに基づき実施される。「A」シリーズ株式は、設立加盟国のみ応募可能であり、1株当たりの額面金額を10千米ドルとする最大357,000株で構成される。「B」シリーズ株式は、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域のみ応募可能であり、1株当たりの額面金額を10千米ドルとする最大343,000株で構成される。「A」シリーズ株式及び「B」シリーズ株式は、常に当行の授権資本全体に相当する。

さらに、「A」シリーズ株式及び「B」シリーズ株式の株主を受益者として、額面金額を0として発行される「C」シリーズ株式がある。当該株式は、株式の実際の価値と名目上の価値とを一致させるという目的を有し、評議会で規制及び承認される定期的な割当制度によって発行される。

「C」シリーズ株式は、各株主の「A」シリーズ株式、「B」シリーズ株式及び「C」シリーズ株式の株数に比例按分して割り当てられる。「C」シリーズ株式は、「A」シリーズ株式又は「B」シリーズ株式の応募への支払いとして使用することはできず、請求払資本を創出しない。

2021年12月31日現在、株式数合計のうち、3,570,000千米ドルについては、設立加盟国が同額ずつ応募しており、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域は3,313,100千米ドルについて応募している。残りの116,900千米ドルについては応募が可能である。

当行の株式から利息又は配当金は発生せず、かかる株式を担保に供すること又はこれに課税することはできない。

「E」シリーズ証書は「A」シリーズ株式及び「B」シリーズ株式の株主に対して発行され、1株当たりの額面金額を10千米ドルとする。当該証書は、当行に対する資本拠出金に帰属する利益剰余金を時間の経過とともに認識するためのものである。かかる証書は議決権を付与せず、譲渡してはならない。

「E」シリーズ証書は、「A」シリーズ株式及び「B」シリーズ株式の株主である加盟国・地域により、当行によって利用可能とされた応募済みでない授權資本株式に係る新規株式の応募のすべて又は一部の支払いに使用することができる。新規株式の応募に使用されなかった「E」シリーズ証書は、当行の一般準備金の一部とされる。

当行の授權資本は、請求払資本持分及び現金払資本持分に分けられる。5,250,000千米ドルが請求払資本に、1,750,000千米ドルが現金払資本に相当する。

2021年12月31日現在、当行の資本構造の詳細は以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

応募済資本	資本				
	授権済	応募済 請求払	応募済 現金払	未収応募済 現金払	払込済
設立加盟国					
グアテマラ	714,000	535,500	178,500	44,625	133,875
エルサルバドル	714,000	535,500	178,500	44,625	133,875
ホンジュラス	714,000	535,500	178,500	44,625	133,875
ニカラグア	714,000	535,500	178,500	44,625	133,875
コスタリカ	714,000	535,500	178,500	44,625	133,875
設立加盟国小計	<u>3,570,000</u>	<u>2,677,500</u>	<u>892,500</u>	<u>223,125</u>	<u>669,375</u>
設立加盟国でない地域内加盟国					
ドミニカ共和国	378,400	283,800	94,600	26,775	67,825
パナマ	358,400	268,800	89,600	22,400	67,200
ベリーズ	25,000	18,750	6,250	0	6,250
設立加盟国でない地域内加盟国小計	<u>761,800</u>	<u>571,350</u>	<u>190,450</u>	<u>49,175</u>	<u>141,275</u>
地域外加盟国・地域					
中華民国(台湾)	776,250	582,187	194,063	60,430	133,633
大韓民国	630,000	472,500	157,500	61,875	95,625
メキシコ	306,250	229,687	76,563	0	76,563
スペイン	280,000	210,000	70,000	6,000	64,000
アルゼンチン	305,800	229,350	76,450	35,175	41,275
コロンビア	203,000	152,250	50,750	12,688	38,062
キューバ ⁽³⁾	50,000	37,500	12,500	0	12,500
地域外加盟国・地域小計	<u>2,551,300</u>	<u>1,913,474</u>	<u>637,826</u>	<u>176,168</u>	<u>461,658</u>
応募済資本及び払込資本小計	<u>6,883,100</u>	<u>5,162,324</u>	<u>1,720,776</u>	<u>448,468</u>	<u>1,272,308</u>
未応募資本					
地域外加盟国・地域及び設立加盟国でない地域内加盟国	<u>116,900</u>				
授権資本	<u>7,000,000</u>				

(3)キューバ共和国の資本はユーロで支払われる。

2020年12月31日現在、当行の資本構造の詳細は以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

応募済資本	資本				
	授権済	応募済 請求払	応募済 現金払	未収応募済 現金払	払込済
設立加盟国					
グアテマラ	714,000	535,500	178,500	51,000	127,500
エルサルバドル	714,000	535,500	178,500	51,000	127,500
ホンジュラス	714,000	535,500	178,500	51,000	127,500
ニカラグア	714,000	535,500	178,500	51,000	127,500
コスタリカ	714,000	535,500	178,500	51,000	127,500
設立加盟国小計	3,570,000	2,677,500	892,500	255,000	637,500
設立加盟国でない地域内加盟国					
ドミニカ共和国	378,400	283,800	94,600	30,600	64,000
パナマ	358,400	268,800	89,600	25,600	64,000
ベリーズ	25,000	18,750	6,250	0	6,250
設立加盟国でない地域内加盟国小計	761,800	571,350	190,450	56,200	134,250
地域外加盟国・地域					
中華民国(台湾)	776,250	582,187	194,063	69,063	125,000
大韓民国	630,000	472,500	157,500	123,750	33,750
メキシコ	306,250	229,687	76,563	0	76,563
スペイン	280,000	210,000	70,000	10,000	60,000
アルゼンチン	259,250	194,438	64,812	28,562	36,250
コロンビア	203,000	152,250	50,750	14,500	36,250
キューバ ⁽³⁾	50,000	37,500	12,500	5,649	6,851
地域外加盟国・地域小計	2,504,750	1,878,562	626,188	251,524	374,664
応募済資本及び払込資本小計	6,836,550	5,127,412	1,709,138	562,724	1,146,414
未応募資本					
地域外加盟国・地域及び設立加盟国でない地域内加盟国	163,450				
授権資本	7,000,000				

(3)キューバ共和国の資本はユーロで支払われる。

(b) 応募資本

2021年12月31日に終了した事業年度中

2020年9月3日、CABEIの評議会は、当行の資本金規定第VI節に従った、46,550千米ドルの株式資本への出資の増額についてのアルゼンチン共和国からの請求を承認した。かかる資本応募手続により、CABEIは合計11,638千米ドルの現金払資本を8年間にわたり受け取ることになる。それに従って、2021年5月5日にアルゼンチン共和国から1,455千米ドルの現金払資本の初回払込みがあり、かかる応募済資本が有効となった。

2020年12月31日に終了した事業年度中

2020年4月20日、設立加盟国による株式の応募が正式に決定されると、当行の授權資本は2,000,000千米ドル増加し、かかる授權資本は5,000,000千米ドルから7,000,000千米ドルとなった。そのうち設立加盟国は「A」シリーズ株式を通じて51%に相当する1,020,000千米ドル（各設立加盟国204,000千米ドル）に応募し、残りの49%に相当する980,000千米ドルは「B」シリーズ株式を通じて設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域が応募した。

2020年6月2日、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域は、「B」シリーズ株式780,800千米ドルに応募し、パナマ、ドミニカ共和国、中国（台湾）、韓国、スペイン、アルゼンチン及びコロンビアの共和国から回答を得て、以下のとおり追加資本に応募した。

応募済資本	(単位：千米ドル)		
	応募済資本	応募済請求払資本	応募済現金払資本
<u>設立加盟国でない地域内加盟国</u>			
ドミニカ共和国	102,400	76,800	25,600
パナマ	102,400	76,800	25,600
設立加盟国でない地域内加盟国小計	204,800	153,600	51,200
<u>地域外加盟国・地域</u>			
中華民国（台湾）	200,000	150,000	50,000
大韓民国	180,000	135,000	45,000
スペイン	80,000	60,000	20,000
アルゼンチン	58,000	43,500	14,500
コロンビア	58,000	43,500	14,500
地域外加盟国・地域小計	576,000	432,000	144,000
応募済資本小計	780,800	585,600	195,200

2020年7月31日、応募可能な株式の状況に応じて、ドミニカ共和国、中華民国（台湾）及びアルゼンチンは「B」シリーズ株式152,500千米ドルに応募した。以上は、CABEIの資本金規定に基づくものである。国別の応募状況の詳細は以下のとおりである。

応募済資本	(単位：千米ドル)		
	応募済 資本	応募済 請求払資本	応募済 現金払資本
設立加盟国でない地域内加盟国			
ドミニカ共和国	20,000	15,000	5,000
設立加盟国でない地域内加盟国小計	20,000	15,000	5,000
地域外加盟国・地域			
中華民国（台湾）	76,250	57,187	19,063
アルゼンチン	56,250	42,187	14,063
地域外加盟国・地域小計	132,500	99,374	33,126
応募済資本小計	152,500	114,374	38,126

(c) 出資

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、株式の新規応募及び基本協定の改定により、加盟国・地域は以下のとおり資本への払込みを行った。

資本への払込み	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
設立加盟国		
グアテマラ	6,375	0
エルサルバドル	6,375	0
ホンジュラス	6,375	0
ニカラグア	6,375	0
コスタリカ	6,375	0
小計	31,875	0
設立加盟国でない地域内加盟国		
ドミニカ共和国	3,825	0
パナマ	3,200	0
小計	7,025	0
地域外加盟国・地域		
中華民国（台湾）	8,633	0
大韓民国	61,875	33,750
スペイン	4,000	10,000
アルゼンチン	5,025	0
コロンビア	1,812	0
キューバ ⁽⁴⁾	5,649	601
小計	86,994	44,351
	125,894	44,351

(4)キューバ共和国の資本はユーロで支払われる。

(d) CABEIの第8次一般増資に関する議決権行使の発効

CABEIの資本金規定の規定に従い、設立加盟国の51.0%の出資比率を確保するため、CABEIの第8次一般増資の出資に関する議決権は、設立加盟国から上記の比率を確保するための払込資本の初回分の支払いがあった時点で発効する。ただし、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域に与えられた初回の払込期間が経過していることを条件とする。この意味で、ホンジュラス共和国からの払込資本の初回分の支払いを受領したことをもって、51.0%の比率を保持する設立加盟国からの初回分の払込みの受領が完了し、これに基づき、2021年12月28日現在、CABEIの第8次一般増資の枠内での応募に伴う初回の払込みをしたすべての国の出資に関する議決権が発効している。

(18)偶発契約債務

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、偶発契約債務の残高は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
引き受けられた信用契約 ^(*)	5,121,547	4,506,337
裏書及び保証の提供	38,376	43,327
信用状	5,925	29,925
	<u>5,165,848</u>	<u>4,579,589</u>

(*) 償却された貸付金を含む。

これらの偶発債務による重大な損失を測定するために、当行の経営陣は、現在の情報及び事象に基づき、引き受けたそれぞれの債務の分析を行っている。

2021年12月31日現在、裏書及び提供された保証並びに信用状の満期は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)		
	年度		合計
	2022年	2029年	
裏書及び提供された保証	1,263	37,114	38,376
信用状	5,925	0	5,925

2021年12月31日現在、当行は偶発契約債務に係る繰延手数料として20千米ドルを認識しており、かかる金額は貸借対照表にその他の負債として計上されている(注記16)。2020年12月31日現在、当行は、偶発契約債務に係る繰延手数料の残高を維持していない。

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、当行は、裏書及び提供した保証並びに信用状に関連して発生する可能性のある損失に対する引当金をそれぞれ412千米ドル及び863千米ドル維持しており、貸借対照表上にその他の負債として計上されている(注記16)。

(19)デリバティブ金融商品及びヘッジ活動

当行がデリバティブ商品を利用する第一の目的は、金利及び為替レートの変動に対するリスクのエクスポージャーを減少させることである。当行はデリバティブ商品を取引や投機の目的で使用しない。

金利及び為替レートの変動に対するエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ金融商品を利用することにより、当行は信用リスク及び流動性リスクを負うものとなる。

当行は取引の相手方及び相手方ごとの最高上限額の承認に関する方針を維持する。取引の相手方のエクスポージャーを測定するため、当行は、取引の相手方の信用度に関して測定される最高上限額を設定する。2021年12月31日及び2020年12月31日現在、当行はこの方針を遵守している。

当行のデリバティブは、取引の相手方との拘束力を有するマスター・ネットリング契約に服する。かかる法的拘束力を有するマスター・ネットリング契約により、相手方が債務不履行に陥った場合、相手方は担保として有価証券を引き渡す義務があり、当行には担保として保有する有価証券を流動化する権利及び同一の相手方に対する債権及び債務を相殺する権利が付与されている。

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、デリバティブ金融商品の額面金額は以下のとおりである。

	2021年		2020年	
	資産	負債	資産	負債
	額面金額	額面金額	額面金額	額面金額
経済的ヘッジ				
金利等に係る契約	1,104,330	1,019,950	1,347,998	457,784
その他リスク管理目的				
外貨契約	2,213,088	2,266,885	3,195,142	1,139,882
デリバティブ金融商品合計（額面金額）	<u>3,317,418</u>	<u>3,286,835</u>	<u>4,543,140</u>	<u>1,597,666</u>

CABEIは、デリバティブ金融商品の相殺に関する会計方針を採用した。これは、貸借対照表上の資産及び負債のポジションを相殺する権利が存在することを規定している。

この会計方針は、ASC第815-10-45号に基づいており、当該規定は、デリバティブ金融商品について認識される公正価値と、マスター・ネットリング契約に基づく、公正価値によって認識される同一の契約相手方との間のデリバティブ商品から派生する、担保金を引き渡す債務（引渡し）又は担保金を受け取る権利（受取り）によって認識される公正価値とが、相殺可能であることを規定している。

以下の表は、2021年12月31日及び2020年12月31日現在のデリバティブ金融商品の相殺に関する情報を示している。

	(単位：千米ドル)			
	2021年		2020年	
	資産 公正価値	負債 公正価値	資産 公正価値	負債 公正価値
公正価値ヘッジ				
金利等に係る契約	19,122	42,720	35,001	31,578
その他リスク管理目的				
外貨契約	127,273	253,550	338,292	129,384
デリバティブ金融商品小計	146,395	296,270	373,293	160,962
差入/受入担保金	183,379	61,000	40,349	279,610
デリバティブ金融商品小計(総額)	329,774	357,270	413,642	440,572
控除：マスター・ネットリング契約	(97,856)	(97,856)	(118,729)	(118,729)
控除：差入/受入担保金の相殺	(231,674)	(231,674)	(293,295)	(293,295)
ネットリング契約における相手方に関する 信用リスク評価調整額	12	33	79	4
貸借対照表に表示されるデリバティブ金融 商品合計(相殺後)	256	27,773	1,697	28,552

ASC第815号に基づくヘッジとして利用されたデリバティブ商品の利益(損失)は、それぞれヘッジされた金融商品の利益(損失)と共に、損益計算書に表示されるデリバティブ金融商品及び債務の評価額に計上されている。

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度のデリバティブ金融商品のかかる利益（損失）は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

	2021年		
	利益（損失）		
	デリバティブ商品	ヘッジされた 金融商品	合計
公正価値ヘッジ			
金利等に係る契約	(27,022)	27,022	0
未指定の経済的ヘッジ			
外貨契約 ⁽⁵⁾	(335,184)	0	(335,184)
デリバティブ金融商品に係る信用リスク評価調整額	(97)	0	(97)
債務の公正価値に係る信用リスク部分の実現損失	(4,740)	0	(4,740)
	<u>(367,043)</u>	<u>27,022</u>	<u>(340,021)</u>

(単位：千米ドル)

	2020年		
	利益（損失）		
	デリバティブ商品	ヘッジされた 金融商品	合計
公正価値ヘッジ			
金利等に係る契約	(21,551)	21,551	0
未指定の経済的ヘッジ			
外貨契約 ⁽⁵⁾	374,640	0	374,640
デリバティブ金融商品に係る信用リスク評価調整額	118	0	118
債務の公正価値に係る信用リスク部分の実現損失	(4,790)	0	(4,790)
	<u>348,417</u>	<u>21,551</u>	<u>369,968</u>

(5) これらの契約は、経済的ヘッジに相当し、そのヘッジのために当行は米ドル以外の通貨建ての金融負債を公正価値で測定することを選択している（注記3(vi)）。

損益計算書で計上された利益（損失）は、デリバティブ金融商品及び債務評価額として表されている。

(20)CABEIが運営する基金及びプログラム

多国籍金融機関、また設立加盟国及び設立加盟国でない地域内加盟国の経済統合並びに均衡のとれた経済及び社会発展の推進機関として、当行は独立した基金及びプログラムを運営する。2021年12月31日及び2020年12月31日現在、それらの基金及びプログラムの詳細は以下のとおりである。

基金/プログラム	(単位：千米ドル)	
	2021年 (未監査)	2020年 (監査済み)
ホンジュラス - スペイン基金 (第 フェーズ)	54,610	66,931
投資信託 - 住宅金融基金 (FIFHV)	29,103	27,551
技術協力基金 - FONTEC	26,437	19,630
CABEI保証基金 - COVID-19緊急プログラムの金融部門支援融資枠	14,978	14,000
韓国 - CABEIパートナーシップ単一寄付信託基金 (KTF)	9,982	9,551
中米国境地帯開発プログラム	4,031	4,033
気候変動投資プロジェクト準備基金 (FCC)	2,500	0
中米再生可能エネルギー投資促進基金 (ARECA)	2,478	2,489
地域統合プロジェクトのための技術支援基金 (FATPIR)	1,580	2,290
台湾 - CABEIパートナーシップ信託基金 (TCPT)	1,000	0
UNOPS - GCF - レディネス準備支援プログラム (RPSP) 「ニカラグア共和国における気候資金の調達方針及び体制の強化」	415	0
気候変動への適応のための生産的投資イニシアティブ (CAMBIO II)	351	395
コスタリカにおける照明、エアコン及び冷蔵庫のエネルギー効率化市場の発展	282	116
フランス開発庁 (AFD) - 技術支援プログラム	201	0
中米向け韓国開発協調融資ファシリティ	124	54
戦災児童管理、育成、リハビリ、訓練及び保護基金	96	86
UNOPS - GCF - サンノゼ大都市圏 (GAM) 向け高速旅客列車 (RPT)	(118)	(19)
	<u>148,050</u>	<u>147,107</u>

(21)社会福祉基金（SBF）

社会福祉基金（以下「基金」又は「SBF」という。）の目的は、当行の従業員向け退職給付、障害年金、希望退職、就業年数に基づく補償、障害及び死亡の際の生命保険、病院医療給付、中期融資並びに当該基金の財務能力に照らして付与することができるその他の福利厚生を提供することである。SBFは、プランの規定に従って、受益者及び当行の拠出金によって融資を受けている。退職金、年金及び生命保険プランは確定給付プランとみなされる一方、病院関係の医療給付プランは確定拠出プランとみなされる。

SBFは、設立綱領及び現在存続している附則又は該当する趣旨に適用よう当行が発行する附則に規定される福利厚生を当行の従業員に付与する目的のみのために存在する。

また、かかる設立綱領は、SBFの資産は当行のその他の資産とは別に年金基金として保有及び管理され、SBFによって付与される様々な福利厚生プランに基づき福利厚生及び経費を供与するためのみに使用されると定めている。

当行は、設定された評価計算利率（現在は7%）を達成するために、社会福祉プランの投資有価証券ポートフォリオにより生じる利回りへの補償メカニズム又は追加分として、SBFへの特別拠出金を支払う。

SBFの社会福祉プランの給付には定期的なモニタリングがあるが、当行は給付債務を測定する日を毎年12月31日としている。以下の表は、現在適用のある基準により設定された基準に基づき2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度における定期給付金費用純額を示している。

定期給付金費用純額の構成項目	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
金利費用	9,497	9,176
サービス費用	2,118	1,944
制度資産収益	(13,081)	(13,261)
定期給付金費用純額	(1,466)	(2,141)

以下の表は、現在適用のある基準により設定された基準に基づき、2021年12月31日及び2020年12月31日現在における最新の数理計算上の査定により得られた、予想給付金債務の変動、制度資産の変動及び制度ポジションを示したものである。

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、予想給付金債務の変動、制度資産の変動及び制度ポジションの詳細は以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

	2021年			合計
	退職金及び 年金プラン	生命保険 プラン	病院関係の 医療プラン	
給付金債務の変動：				
給付金債務期首残高	141,771	18,559	25,922	186,252
金利費用	9,497	0	0	9,497
サービス費用	2,118	0	0	2,118
支払給付金	(13,079)	(682)	(4,360)	(18,121)
数理計算上の損失	7,825	2,867	4,479	15,171
給付金債務期末残高	148,132	20,744	26,041	194,917
制度資産の変動：				
制度資産の公正価値の期首残高	126,817	60,663	25,922	213,402
制度資産収益	7,653	3,816	1,612	13,081
雇用主による拠出金	3,549	657	2,613	6,819
プラン加入者による拠出金	1,246	26	1,409	2,681
支払給付金	(13,079)	(682)	(4,360)	(18,121)
投資の公正価値の変動	(5,483)	(2,762)	(1,155)	(9,400)
制度変更に伴う準備金の再分類	8,691	(8,691)	0	0
その他の費用 純額	(83)	0	0	(84)
小計	129,311	53,027	26,041	208,378
個別の貯蓄勘定に割り当てられた資産	(16,144)	0	0	(16,144)
制度資産の公正価値の期末残高	113,167	53,027	26,041	192,234
制度ポジション純額	(34,965)	32,283	0	(2,683)

(単位：千米ドル)

	2020年			合計
	退職金及び 年金プラン	生命保険 プラン	病院関係の 医療プラン	
給付金債務の変動：				
給付金債務期首残高	138,228	17,291	22,490	178,009
金利費用	9,176	0	0	9,176
サービス費用	1,944	0	0	1,944
支払給付金	(12,177)	(580)	(2,797)	(15,554)
数理計算上の損失	4,600	1,849	6,229	12,678
給付金債務期末残高	141,771	18,560	25,922	186,253
制度資産の変動：				
制度資産の公正価値の期首残高	121,535	53,814	22,490	197,839
制度資産収益	7,757	3,880	1,624	13,261
雇用主による拠出金	2,854	536	2,131	5,521
プラン加入者による拠出金	1,014	14	1,285	2,313
支払給付金	(12,177)	(580)	(2,797)	(15,554)
投資の公正価値の変動	6,078	2,837	1,189	10,104
その他の収益	(81)	0	0	(81)
小計	126,980	60,501	25,922	213,403
個別の貯蓄勘定に割り当てられた資産	(14,110)	0	0	(14,110)
制度資産の公正価値の期末残高	112,870	60,501	25,922	199,293
制度ポジション純額	(28,901)	41,941	0	13,040

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、SBFの制度資産純額の詳細は以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
現金	3,128	3,166
売却可能有価証券	190,590	196,376
小計	193,718	199,542
貸付金	12,168	12,393
未収利息	1,474	1,481
その他 純額	1,018	(14)
	208,378	213,402
控除：個人口座残高の資産	(16,144)	(14,110)
純資産	192,234	199,292

福利厚生

退職給付金は、従業員及び職員が所定の年齢及び就業年数に達した時点で付与され、加入者の年齢及び就業年数に関連した補償割合に基づいている。希望退職給付金は、従業員及び職員が希望退職又は解雇によってCABELから離職した時点で付与される。

死亡補償給付金又は生命保険には、)自然死の場合の補償、)事故死の場合の補償、)高度障害の場合の補償、)疾病若しくは事故による手足の切断若しくは失明の場合の補償、)葬儀及び関連する費用に係る手当並びに)就業期間に係る補償が含まれる。

医療給付金には、現役の役職員、障害による退職者及び一般退職者に対する診察、病院及び医学研究的な治療が含まれる。

数理計算上の前提条件

使用される数理計算上の前提条件は、金融市場での金利、設定された評価計算利率、過去の経験並びに経営陣の給付金及び経済状態の将来的な変動についての最善の予測に基づいている。かかる前提条件の変更は給付金費用及び将来の債務に影響を及ぼす可能性がある。2021年12月31日及び2020年12月31日現在、予想給付金債務の予測に使用される数理計算上の前提条件の加重平均値は以下のとおりである。

割引率	7%
昇給率	5%
(当行により提供された特別拠出金を考慮した) 推定資産利益率	7%

医療給付金は、確定拠出プランとみなされている。かかるプランについて、数理計算上の準備金は、会計処理上医療給付プランに相当するものと認識された準備金の累計残高から算出される。

確定拠出プランとしての医療給付金の処理は、当行の理事会により採択された決議に基づいており、かかる決議に従い、給付範囲はSBFの年間資金利用可能額に限定されている。

拠出金

2022年度中、CABEIからSBFへの拠出金は約12,693千米ドルに相当する額になると見込まれている。銀行からの拠出金はすべて現金で支払われている。

予測される将来的な給付金支給額

以下の表は、2021年12月31日現在において予想給付金債務を決定するために使用されたものと同じ前提条件に基づき、支払われると予測されている給付金を示したものである。

(単位：千米ドル)

プラン	年度					2025年～ 2029年
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
退職金及び年金	13,430	13,791	14,321	14,804	15,328	81,549
生命保険	735	739	760	780	800	4,304
病院関連医療給付	4,278	4,896	5,514	6,133	6,751	28,499
	<u>18,443</u>	<u>19,426</u>	<u>20,595</u>	<u>21,717</u>	<u>22,879</u>	<u>114,352</u>

制度資産

プランの資産分配投資ポートフォリオ・スキームの目的は、資産クラスの多様化したポートフォリオを維持し、もって当該資産を保全し利益を獲得すること、及び社会福祉プランの債務を履行するために必要な技術利率を達成すべく、(決定リスク許容度調整後収益率に基づく)適切な成長レベルを達成することである。SBFの投資方針は、プランにとって適切な資産クラス、資産分配指針及び投資実績をモニタリングするための手続を規定している。プランの資金は、SBFの設立綱領、当行の投資方針及びその他の適用ある規則に従い、金融資本市場から有価証券として投資されたものでなければならない。

2021年12月31日及び2020年12月31日現在、SBFの投資ポートフォリオにおける資産分配は以下のとおりである。

資産分配目的

	最大許容率	2021年	2020年
現預金	5%	0.0%	0.0%
投資有価証券：			
米国長期国債及び／又は米国連邦政府機関により発行された債券	100%	13%	9%
CABEIにより発行された有価証券	100%	30%	30%
中米ユーロ債又はCABEI基金の株式	20%	16%	17%
A格以上の信用格付けを付された社債	50%	41%	44%

制度資産は公正価値で認識される。

以下の表は、2021年12月31日及び2020年12月31日現在の継続的に測定された資産の公正価値を示したものであり、公正価値の階層に従って分類されている。

				(単位：千米ドル)
	レベル1	レベル2	レベル3	2021年
資産				
現金	3,128	0	0	3,128
固定利付債券：				
米国長期国債	17,671	0	0	17,671
CABEIにより発行された 有価証券	0	56,005	0	56,005
社債	0	74,544	0	74,544
ソブリン債	0	42,370	0	42,370
	<u>20,799</u>	<u>172,919</u>	<u>0</u>	<u>193,718</u>

				(単位：千米ドル)
	レベル1	レベル2	レベル3	2020年
資産				
現金	3,166	0	0	3,166
固定利付債券：				
米国長期国債	18,071	0	0	18,071
CABEIにより発行された 有価証券	0	59,370	0	59,370
社債	0	80,430	0	80,430
ソブリン債	0	38,505	0	38,505
	<u>21,237</u>	<u>178,305</u>	<u>0</u>	<u>199,542</u>

(22)その他の包括（損失）利益累計額

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度におけるその他の包括（損失）利益累計額は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

2021年				
売却可能 有価証券	社会福祉プランに 基づく数理計算上の 利益（損失）	公正価値で測定する 債務証券の 信用リスクの変動額	その他の包括 利益（損失）累計額	
期首残高	35,166	13,067	5,813	54,046
当期変動	(39,500)	(15,722)	(57,418)	(112,640)
期末残高	(4,334)	(2,655)	(51,605)	(58,594)

(単位：千米ドル)

2020年				
売却可能 有価証券	社会福祉プラン に基づく 数理計算上の利益	公正価値で測定する 債務証券の 信用リスクの変動額	その他の包括 （損失）利益累計額	
期首残高	17,734	8,011	(26,940)	(1,195)
当期変動	17,432	5,056	32,753	55,241
期末残高	35,166	13,067	5,813	54,046

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度において、その他の包括（損失）利益累計額から利益に再分類された金額は、以下のとおりである。

(単位：千米ドル)

	影響を受けた 損益計算書の勘定科目		
	2021年	2020年	
売却可能有価証券	4,461	7,193	投資ファンドに係る実現利益
デリバティブ金融商品及び債務	(4,740)	(4,790)	デリバティブ金融商品及び債務評価額
	279	2,403	

金融派生商品及び負債の評価額の再分類は、公正価値で評価された負債商品の満期から生じる信用リスクの影響により実現した損失から生じている。

(23) 特別拠出金及びその他の拠出金

2021年12月31日及び2020年12月31日に終了した事業年度における特別拠出金及びその他の拠出金の詳細は、以下のとおりである。

	(単位：千米ドル)	
	2021年	2020年
FONTEC特別拠出金	10,645	1,500
緊急援助	6,000	22,246
SBF特別拠出金	5,582	5,317
気候変動投資プロジェクトレディネス基金への 拠出金	2,500	0
加盟国に対する償還不要の協力金	2,000	0
社会支援財団基金への拠出金	1,000	0
その他拠出金	963	866
	28,690	29,929

2021年12月31日に終了した事業年度において、当行はFONTECに対して、技術協力の供与のため10,645千米ドルを拠出した。

2020年12月31日に終了した事業年度において、緊急援助は、COVID-19パンデミックの緊急事態に対処するためにSICA諸国及び他の加盟国に対して承認された償還不要の協力金14,500千米ドル、コロナウイルス（COVID-19）の早期発見のためのテスト及びCOVID-19抽出キットの購入4,246千米ドル、ハリケーンの「イオタ」及び「イータ」による被害に対する緊急援助3,500千米ドルの合計22,246千米ドルに相当する。かかるCOVID-19パンデミック緊急支援は、「COVID-19緊急支援・準備・経済再活性化プログラム」の一環として行われる。

SBFへの特別拠出金は、年利7%の数理計算上の評価計算利率の追加分に相当し、かかる金額は特別拠出金として計上される（注記21）。

(24) 訴訟

当行は、通常の事業過程から生じた請求及び訴訟の当事者となっている。当行の経営陣が知る限りにおいて、それらの行為の結果は、当行の財政状態、経営成績又は流動性に重大な悪影響を及ぼすことはない。

(25) 後発事象

当行は貸借対照表の日付現在から財務書類の公表準備が整った2022年2月28日までの間における後発事象の評価を行い、以下の事項が特定された。

- a) 2022年1月14日、当行は、ニカラグア共和国より決議番号第AG-15/2019号を通じた増資承認に相当する払込資本6,375千米ドルを受領した。
- b) 2022年2月9日、格付機関フィッチ・レーティングスは、エルサルバドル共和国の長期国際格付けをB-からCCCに変更した。かかる格下げは、2022年2月の貸倒引当金算定のモデルにおいて将来に向かって勘案され、貸倒引当金が増加することとなる。
- c) 2022年2月、当行は、ソブリン公共部門貸付けに対する貸倒引当金算定のモデルに組み込まれたデフォルト時損失率（LGD）の変更を行った。かかる変更は将来に向かって組み込まれ、貸倒引当金が減少することとなる。

[前へ](#)

(6)【その他】

該当事項なし。

(7)【発行者の属する国等の概況】

該当事項なし。